令和７年度

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　　設計図

KAGA　株式会社 香（かが）　設　　計

A条文適用

部　長	課　長	係　長	課　　員	主任

図面リスト

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
	【建築】			【電気設備】	
Ａ－００	図面リスト	——	Ｅ－０１	電気設備工事特記仕様書（１）	——
Ａ－０１	建築関係工事特記仕様書	——	Ｅ－０２	電気設備工事特記仕様書（２）	——
Ａ－０２	建築改修工事特記仕様書（１）	——	Ｅ－０３	電気設備工事特記仕様書（３）	——
Ａ－０３	建築改修工事特記仕様書（２）	——	Ｅ－０４	改修後　電灯・コンセント設備図　平面詳細図	１/５０
Ａ－０４	建築改修工事特記仕様書（３）	——	Ｅ－０５	改修後　電灯設備図　地下１階平面図	１/１００
Ａ－０５	建築改修工事特記仕様書（４）	——	Ｅ－０６	改修後　弱電設備図（放送・電話）　平面詳細図	１/５０
Ａ－０６	建築改修工事特記仕様書（５）	——	Ｅ－０７	改修後　自動火災報知設備図　平面詳細図	１/５０
Ａ－０７	配置図	１/５００	Ｅ－０８	現況　電灯・コンセント設備図　平面詳細図	１/５０
Ａ－０８	仕上表	——	Ｅ－０９	現況　弱電設備図（放送・電話）　平面詳細図	１/５０
Ａ－０９	地下１階平面図	１/２００	Ｅ－１０	現況　自動火災報知設備図　平面詳細図	１/５０
Ａ－１０	１階平面図	１/２００			
Ａ－１１	２階平面図	１/２００			
Ａ－１２	３階平面図	１/２００		【機械設備】	
Ａ－１３	４階平面図	１/２００	Ｍ－０１	機械設備工事特記仕様書（１）	——
Ａ－１４	立面図　西、東側	１/２００	Ｍ－０２	機械設備工事特記仕様書（２）	——
Ａ－１５	立面図　南側	１/２００	Ｍ－０３	機械設備工事特記仕様書（３）	——
Ａ－１６	現況　平面詳細図	１/５０	Ｍ－０４	機械設備工事試験内容一覧表	——
Ａ－１７	現況　展開図	１/５０	Ｍ－０５	機器・器具表	——
Ａ－１８	改修後　平面詳細図	１/５０	Ｍ－０６	改修後　給排水衛生設備　平面詳細図	１/５０
Ａ－１９	改修後　展開図	１/５０	Ｍ－０７	改修後　換気設備　地下１階平面図	１/１００
Ａ－２０	改修　天井伏図	１/５０	Ｍ－０８	改修後　スプリンクラー設備　平面詳細図	１/５０
Ａ－２１	現況・改修後　建具表、ＡＤ－１（カバー工法）・ＡＤ－２詳細図（参考）	１/５０	Ｍ－０９	現況　給排水衛生設備　平面詳細図	１/５０
Ａ－２２	部分詳細図	１/３、１/２０	Ｍ－１０	現況　換気設備　地下１階平面図	１/５０
			Ｍ－１１	現況　スプリンクラー設備　平面詳細	１/１００

杉妻会館地下　１階風呂改修工事　設計図 | 令和 ７ 年 ６ 月

KAGA 株式会社 香設計
〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地１
TEL 024-924-0005(代)

１級建築士 第 78766 号		１級建築士事務所登録	担当	図面リスト	S	枚/内
今泉　義明		12(404)0163			S	NO. A－００
					S	

福島県建築関係工事特記仕様書　【R7年1月版】

Ⅰ　工事概要

1　工事名称　　杉妻会館地下１階風呂改修工事

2　工事場所　　福島県福島市杉妻町３－４５　　地内

3　建物概要

	建物名称	構造	階数	延面積（㎡）	消防法施行令別表第１区分	備考
1	杉妻会館	ＲＣ造	地下1階　地上4階	5,033.16㎡		
2						
3						
4						

※詳細は工事概要書による。

4　電気設備工事概要

（本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない　○印を付けたものが該当項目となる）

受電設備	配電盤　・屋内　・屋外用　・キュービクル式配電盤　・高圧スイッチギヤ 設備容量　・変圧器総容量（　　）kVA　・
電力貯蔵設備	・直流電源装置（・非常用照明電源、受変電設備制御電源共用　・受変電設備制御電源専用　・非常用照明電源専用） ・交流無停電電源装置　用途（　　）容量（　　）kW（UPS）
発電設備	原動機（　　） 発電機（　　）相（　　）線式　電圧（　　）V　50HZ 定格出力（　　）kVA ・太陽光発電装置　太陽電池アレイ公称出力（　　）kVA ・（　　）発電装置（　　）kVA
中央監視制御設備	管理点数（　　）点 管理対象　・電力設備　・発電設備　・防災設備　・給排水衛生設備　・空気調和設備 ・昇降機設備　・（　　）・（　　）・（　　）・（　　）

5　機械設備工事概要

（本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない　○印を付けたものが該当項目となる）

空気調和方式	・ダクト方式（・中央　・各階ユニット）　・ＦＣＵ方式　・ ・ＦＣＵ＋ダクト併用方式　・パッケージ方式　・
主要熱源機器	・吸収冷温水機　・吸収冷温水機ユニット　・マルチパッケージ型空気調和機 ・空気熱源ヒートポンプユニット　・パッケージ型空気調和機　・ガスエンジンヒートポンプ式空調調和機 ・　・　・
換気設備	機械換気（・有　・無） 機械排煙（・有　・無）
排煙設備	
自動制御設備	・電気式　・電子式　・デジタル式
給水設備	・水道直結方式　・高置タンク方式（・上水　・井水　・中水） ・ポンプ直送方式（・上水　・井水　・中水）　・増圧ポンプ方式
排水設備	建物内の汚水と雑排水（・分流　・合流） ポンプ排水（・有（・湧水・雨水・雑排水・汚水）・無） 汚水放流先（・公共下水道　・し尿浄化槽　） 雑排水放流先（・公共下水道　・し尿浄化槽　・側溝）
消火設備	・屋内消火栓（・1号　・2号）　・屋外消火栓　・ ・連結送水　・連結散水　・泡消火　・スプリンクラー　・ハロゲン化物消火　・ ・二酸化炭素消火　・新ガス系消火　・フード等用簡易自動消火　・消火器　・
ガス設備	・都市ガス（①供給業者名　②種別　③発熱量　MJ/Nm³） ・液化石油ガス　・　・

Ⅱ　工事仕様

1　図面及び本特記仕様書に記載無き事項は、次による。

※「福島県建築関係工事共通仕様書」（福島県土木部）
※「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
※「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
※「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

※「建築工事標準詳細図」（令和４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
※「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編）（令和４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
※「公共建築設備工事標準図」（機械設備工事編）（令和４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）

○「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編）（令和４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
○「公共建築改修工事標準仕様書」（電気設備工事編）（令和４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
○「公共建築改修工事標準仕様書」（機械設備工事編）（令和４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

・「公共建築木造工事標準仕様書」（令和４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・「建築物解体工事共通仕様書」（令和４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

・（　　）

なお、公共住宅建設にあっては、次を併せて適用する。
※「公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年度版）」（公共住宅事業者等連絡協議会編集）

2　項目は、番号の前に○印 、または番号に○印の付いたものを適用する。適用しない項目等は斜線、・印、または無印とする。

3　特記事項は、○印　の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と※印の付いた場合は、両方を適用する。
※印を適用しない場合は、・　に変えること。

4　形状寸法の単位は、特記した場合を除き ミリメートルとする。

5　各章の特記事項欄にある（県：　）と表示されているものは、「建築関係工事共通仕様書」を示し、（　）書きは「公共建築工事標準仕様書」、（　　）書きは「公共建築改修工事標準仕様書」の章・節・項番号である。

6　本特記仕様書に選択項目がない場合は、空欄等に仕様を記載する。

①　一般共通事項

項目	特記事項
○1　適用基準等	・共通仕様書（土木工事編）　（福島県土木部） ※ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、建築改修工事監理指針　（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※ ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針 ・建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）　（適用種　・全工程　・一部工種（JASS　）） ※ 建築関係工事における週休２日促進工事試行要領　※ 建築・設備工事における入札時積算数量書活用方式試行要領 ※ 工事書類チェックリスト（福島県土木部）　※ 建築関係工事における情報共有システムの運用 ※ 建設キャリアアップシステム活用工事実施要領
○2　施工条件	○下記以外は図示等による。 (1) 工事車両の駐車場　（※構内　・（　　）） (2) 資材置き場　（※構内　・（　　）） (3) 建設発生土（埋戻し、盛り土用）の仮置場所　（※構内　・（　　））
○3　工事実績データの作成、登録	工事請負代金が500万円以上の場合は適用する。
○4　技能士	※ 適用する　・適用しない

適用工事種別	作業の種別	等級区分
鉄筋工事（鉄筋施工、鉄筋組立て作業）	・全て・（　　）	・1級　・1又は2級
コンクリート工事（型枠施工）	・全て・（　　）	・1級　・1又は2級
鉄骨工事（とび）	・全て・（　　）	・1級　・1又は2級
ブロック、ALCパネル工事、PCカーテンウォール工事（ﾌﾞﾛｯｸ建築、ALCﾊﾟﾈﾙ施工、ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工、ｻｯｼ施工、ｶﾞﾗｽ施工）	・全て・（　　）	・1級　・1又は2級
防水工事（ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業、合成ﾌﾞﾘ系ｼｰﾄ防水工事作業、塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業）	○全て・（　　）	・1級　○1又は2級
石工事（石材施工（石張り施工））	・全て・（　　）	・1級　・1又は2級
タイル工事（タイル張り）	○全て・（　　）	・1級　○1又は2級
木工事（建築大工）	・全て・（　　）	・1級　・1又は2級
大造工事（建築大工）	・全て・（　　）	・1級　・1又は2級
屋根及びとい工事（建築板金（内外装板金作業））	・全て・（　　）	・1級　・1又は2級
金属工事（内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業））	・全て・（　　）	・1級　・1又は2級
左官工事（左官）	○全て・（　　）	・1級　○1又は2級
建具工事（サッシ施工、ガラス施工、自動ドア）	・全て・（　　）	・1級　・1又は2級
塗装工事（塗装（建築塗装作業））	・全て・（　　）	・1級　・1又は2級
内装工事（プラスチック床仕上げ工事作業、ボード仕上げ工事作業、表装（壁装作業）、畳工）	○全て・（　　）	・1級　○1又は2級
板金工事（通風）	・全て・（　　）	・1級　・1又は2級
配管工事（配管）	○全て・（　　）	・1級　○1又は2級
保温工事（熱絶縁施工）	・全て・（　　）	・1級　・1又は2級
冷凍空気調和機器施工（冷凍、冷却及び空気調和機器の据付及び試運）	・全て・（　　）	・1級　・1又は2級
ダクト製作及び取付（建築板金施工）	・全て・（　　）	・1級　・1又は2級

※作業数量が少量の場合には、適用の有無について監督員と協議することができる。

○5　イメージアップ	・適用する　※ 適用しない　・仮囲いの美化　・フラワーボックスの設置　・夜間照明設備
○6　発生材の処理	・有価物（　　） ・引き渡しを要するもの（　　） ・現地において再利用化を図るもの

建設副産物	処理方法等	備考

○建設副産物の処理方法

建設副産物	処理方法	積算上の施設名称（※1）
コンクリート（有筋）	・再資源化　○中間　・最終（一般）　・最終（特別管理産業廃棄物）	
コンクリート（無筋）	・再資源化　○中間　・最終（一般）　・最終（特別管理産業廃棄物）	
木材類	○再資源化　・中間　・最終（一般）　・最終（特別管理産業廃棄物）	
廃プラスチック類	○再資源化　・中間　・最終（一般）　・最終（特別管理産業廃棄物）	
ガラス・陶器くず	○再資源化　・中間　・最終（一般）　・最終（特別管理産業廃棄物）	
金属くず	○再資源化　・中間　・最終（一般）　・最終（特別管理産業廃棄物）	
アスベストくず（非飛散）	・再資源化　・中間　○最終（一般）　・最終（特別管理産業廃棄物）	

・蛍光ランプ、水銀ランプの処理方法

建設副産物	処理方法	積算上の施設名称（※1）
蛍光ランプ	・中間　・	
水銀ランプ	・中間　・	

注：積算上の施設（※1）は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。処理施設については、監督員の承諾を得ること。また、処理施設が積算上の施設と異なる場合でも設計変更の対象とはしない。

○7　監督員事務所	・設ける（規模：　　m2程度）　※ 設けない　備品については、監督員の指示による ・別途建築工事による
○8　工事用表示板	※ 適用する　・適用しない　（県：第1編 図1.3.1）
9　施工歴標	※ 適用する　（・設置は建築工事とする）　・適用しない　（県：第1編 図1.3.3）
○10　色彩計画	※ 色彩計画あり（・図示　○監督員との協議による）　・色彩計画無し
○11　使用材料等	使用材料の製造所、製品及び施工業者等は特記されたもの又は同等以上とする。 ただし、同等以上とする場合は、監督員の承諾を受ける。 また、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」により評価された海外製造の建築材料・設備機材等についても同様扱いとする。
○12　特別な材料の工法	共通仕様書等に記載されていない特別な材料の工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の指定工法による。
13　風荷重等	※ 建築基準法に基づき定められた風速　（V0）　（　　m/sec） ※ 建築基準法に基づき定められた積雪荷重　（　　N/㎡） ※ 地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ　・区域の指定なし
○14　記録報告 1）　報告時期	工事履行報告書は、下記により提出する。 ※ 毎月１回　・監督員の指示

内容	工事履行報告書、工事別工程進度表、主要材料搬入状況、当月の出来高状況、工事状況写真
添付書類	月間工程表、各工程の区分毎の社内検査報告書（写真含む）

○15　電子納品	電子成果品は、福島県電子納品ガイドライン（営繕工事編）により納品を行う。 対象書類（※工事写真　○施工計画書　※完成図　○その他（協議による　））
	※ 検査用機器（パソコン、モニター等）は、受注者が準備する。 原則モニターのサイズは、21～24インチ程度とし、解像度はアスペクト比16:9の場合1920×1080以上、アスペクト比16:10の場合1920×1200以上とする。
	※ 工事写真のサムネイル一覧を提出する。
○16　完成時の提出書類	(1) 完成図書（※提出する　・提出しない）・黒表紙(全文字入) A4版（1部）　※ ハードファイルA4版（1部） (2) 建築物の保全に関する書類（・提出する　○提出しない）　ハードファイルA4版（1部） (3) 完成図（※提出する　・提出しない）　A2版、A3版2つ折り製本（各1部） (4) CADデータ、PDFデータ（1式）　（※提出する　・提出しない） （※CADデータ提出の場合には、オリジナルCADデータも提出のこと。） （※PDFデータとは、CADデータをPDF形式で保存したもの。）
○17　完成図（施工図及び施工計画書を除く）	第1編（総則）1.8.4（完成図その他）によるほか、下記による (1) 種類及び記入内容

種類	記入内容

○18　設計CADデータ貸与	※ 有　・無
○19　工事検査	提出写真 工事検査に際し、下記により写真を監督員に提出する。

	着工前	工事中	竣工	部数
既済検査	○	○		1部
竣工検査 （既済後）	○	○ (○)	○ (○)	1部 (1部)

※ 上記以外の必要写真は、監督員の指示による。
※ 撮影は福島県土木部制定「建築営繕工事写真管理基準」による。

①　一般共通事項

○20　建設工事使用機械等	※ 建設工事による排出ガス対策型建設機械を使用すること。 ※ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針に基づき、低騒音型建設機械を使用すること。 ※ 建設機械等のアイドリングストップを実施し、その点検を行うこと。
21　設計GL	※ 図示による。　ＢＭ±（　　）
○22　既存部分等への処置	工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修すること。
23　他工事との取合い	工事区分　別表－１　による。 施工図　設備機器の設置、取合いなどが検討できる施工図を提出し、監督員の承諾を受けること。
○24　建築材料 設備機器等	ホルムアルデヒド放散量　※ Ｆ☆☆☆☆又は規制対象外 本工事に使用する建築材料、設備機器等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとすること。また、再生資源利用できるものを積極的に使用すること。
25　電気工事士	電気工事士法の適用除外となっている最大電力５００ｋｗ以上の需要設備の工事においても、第１種電気工事士により施工を行う。
○26　火災保険等	(1) 火災保険　※ 適用する　（※保険期間：工期＋14日　・適用しない） ※ 加入時期　（・躯体及び建方完了時　○着手日（現場施工に着手する日）） (2) 法定外の労災保険の付保 ※ 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
○27　官公庁への諸手続き等	関係官庁、電力会社等への手続きは、すべて受注者がこれを代行し、これに要する費用は受注者の負担とする。 ただし、特記ある事項は別途とする。
28　概成工期	・総合試運転調整を行う期間を設けること。 調整期間は、（・契約工期末の　　日間　・（　　）） ・設備への電源供給開始時期は下記のとおりとする。なお、本受電後の電力基本料金は、　　ヶ月分とする。 ①供給開始時期（・契約工期末の　　日前・（　　）） ②供給対象設備（・熱源機器類　・空気調和設備機器類　・ポンプ類　・自動制御設備類） （・（　　）　・（　　）） （・（　　）　・工事等受注者間での調整による）
29　ＢＥＬＳ申請書作成及び申請手続き	(1) 建築物省エネルギー性能表示制度（ＢＥＬＳ）の申請書作成及び申請手続き　・行う　・行わない (2) ※ 分離発注の場合は、※ 建築（・（　　））工事受注者が、申請書作成及び手続き業務を行う。 (3) 分離発注の場合は、申請書作成者へ申請に必要な書類を提出すること。 (4) 建築物にＢＥＬＳ表示を行う。 ※ ＢＥＬＳ表示は、申請書作成及び手続きを行う受注者が行う。 表示は、（材質：　）（サイズ：　）とする。
○30　週休２日促進工事	※ 本工事の発注方式は、発注者指定型である。 ・週休２日促進工事（・適期　・月単位） ・週休２日交替制促進工事（・適期　・月単位） ・完全週休２日促進工事
○31　入札時積算数量書活用方式	※ 本工事は「入札時積算数量書活用方式」の対象工事である。 本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する場合において、工事請負契約の締結後に生じた当該積算数量の疑義について、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
○32　情報共有システム	※ 建築関係工事共通仕様書による。
33　遠隔臨場	※ 建築関係工事共通仕様書による。
○34　建設キャリアアップシステム（CCUS）	(1) 本工事は、『福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領』の対象工事である。 (2) 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。 (3) 本工事の発注方式は（○受注者希望型　・発注者指定型）である。
○34　その他	本工事の施工にあたって資機材及び労働者の調達に時間を要することが判明し、受注者から協議があった場合は、工事の一時中止及び工期の変更について検討し、決定するものとする。

②　仮設工事

1　仮囲い	・波形鉄板　※ 万能板塀　・単管＋シート張り ・キャスターゲート　・シートゲート　・（　　）
2　危険防止	※ シート張り　・金アミ　・（　　）
○3　足場	○本工事（※ 内部足場　・外部足場　・基礎足場　・コンクリート打設足場） なお、本工事で設置した足場、桟橋、作業構台の類は、無償で別契約の関係受注者等に使用させること。 ・別途（別契約の関係受注者が設置した足場、桟橋、作業構台の類は、無償で使用できる。） 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省 基発第０４２４００１号平成２１年４月２４日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。 「手すり先行工法」の足場とは、全層に二段手すりとつま先板（幅木）のある足場をいう。 受注者は、工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議すること。
4　工事用水	構内既存の施設　○利用できる（※有償・無償）　※ 利用できない
5　工事用電力	構内既存の施設　○利用できる（※有償・無償）　※ 利用できない
6　工事用進入路	・仮設道路造成　・（　　）
7　ベンチマーク	設置方法　※ コンクリート杭　・固定物　・（　　）
○8　交通誘導警備員	※ 置く（計　８　人）　・置かない　・置く期間（　　） 指定路線　※ 該当無　・該当有　（県：第1編 1.2.13）
9　仮設備関係	仮設備の設置条件 使用期間及び借地条件　※ 図面による　・その他（　　）・別途協議 転用回数（　　）回 兼用　・有り（図面による）　※ 無し 仮設物の構造及び施工方法の指定 構造及び設計条件　※ 図面による　・その他（　　）・別途協議 施工方法（　　） その他（　　）

杉妻会館地下　１階風呂改修工事　設計図					令和 7 年 6 月		検印
KAGA 株式会社 香設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号	今泉 義明	1級建築士事務所登録	12(404)0163	担当	建築関係工事特記仕様書	S	枚/内
							S	NO. A－01
							S	

1 防水改修工事

1 降雨等に対する養生方法（とい共）　[3.1.3]
※ 改修標仕 3.1.3 (5) (7) ～ (ｳ) による　・（　　）

2 既存防水の処理　[3.2.3～4] [3.2.6]
既存保護層の撤去　・行う（範囲・図示による　・　　）
・行わない
既存防水層の撤去　・行う（範囲・図示による　・　　）
・行わない
露出防水層表面の仕上げ塗装除去　・行う（・M4AS　・M4AS Ⅱ　・M4C　・M4DI　・L4X　）
・行わない

3 既存防水層の下地補修　[3.2.6]
補修箇所の形状、長さ、数量等　※図示による　・（　　）

4 アスファルト防水　[表3.1.1] [3.3.3] [表3.3.3～表3.3.10]

施工箇所	防水改修工法の種類	新規防水層の種別

屋根保護（露出）防水断熱工法の断熱材　[3.3.2]
厚さ※25　・（　　）
材質・（　　）

防水立上り部の保護の方法　[3.3.2～3] [3.3.5] [表3.3.3～表3.3.10]
・乾式保護材（性能は建築材料等品質性能表による）
・セメントれんが
・（　　）

5 改質アスファルトシート防水　[表3.1.1] [3.4.2～3] [表3.4.1～3]

施工箇所	工法	新規防水層の種別	仕上塗料
	工法	AS　-	※カラー　・シルバー
	工法	AS　-	※カラー　・シルバー

6 合成高分子系ルーフィングシート防水　[表3.1.1] [3.5.2～3] [表3.5.1～2]

施工箇所	工法	新規防水層の種別	仕上塗料（露出の場合）
	工法	S　-	・カラー　・シルバー
	工法	S　-	・カラー　・シルバー

7 塗膜防水　[表3.1.1] [3.6.3] [表3.6.1～2]

施工箇所	工法	新規防水層の種別	仕上塗料
	・POX工法	・X-1	・カラー　・シルバー
	・L4X工法	・X-2	・カラー　・シルバー
	・P1Y工法	・Y-2	・カラー　・シルバー
	・P2Y工法	・Y-2	・カラー　・シルバー

既存塗膜防水表面の仕上げ塗装（L4X工法）　[3.2.6]
・除去する　（・デッキブラシで水洗い　※高圧水洗浄）

8 脱気装置　[3.3.3] [3.4.3] [3.5.3]
※主材料製造所の指定する製品　・（　　）

9 ルーフドレン　材質　※改修標仕 表3.8.1 による　・図示による　[3.8.2] [表3.8.1]

10 改修用ドレン　・設ける（POAS, POASI, POD, PODI, POS, POSI, POX工法の場合）　[3.2.5]
主材料製造所の指定する製品

11 シーリング　シーリング改修工法の種類　[3.1.4] [表3.1.2]
・シーリング充填工法　[3.7.4]
・シーリング再充填工法　[3.7.5]
・拡幅シーリング再充填工法　[3.7.6]
・ブリッジ工法　[3.7.7]
・ボンドブレーカー張り
・エッジング材張り

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

接着性試験　・簡易接着性試験　[3.7.8]
・引張接着性試験（部位　　）
・2面接着とする範囲
※「金属と金属」及び「金属とガラス」　・（　　）

12 とい　[3.8.2] [表3.8.1]

種別	材種	径	施工箇所	備考
たてとい	・配管用鋼管			
	・建築ポリ塩化ビニル管（　）			
	・ステンレス鋼板			SUS304　厚2
軒とい	・			

とい受金物　・ステンレス製　・鋼製（亜鉛めっき）　[3.8.2] [表3.8.2]
防露　※改修標仕 表3.8.3 による　[3.8.2]

13 アルミニウム製笠木　部材の種類　[3.9.2] [表3.9.1]
・押出し250形　・押出し300形　・押出し350形
・板折り曲げ形（本体幅（mm）（　　），板厚（mm）※2・（　））
表面処理　[3.9.2] [表5.2.2]
表面処理の種類　※改修標仕 表5.2.2による　・（　　）
笠木の下地補修　[3.9.3]
・行う　・行わない
行う場合の工法　※図示による　・（　　）

14 防水施工歴様　※適用する　・適用しない
※表示内容は監督員と協議による

2 外壁改修工事

1 ひび割れ部改修工法
・コンクリート打放し仕上げ
・モルタル塗り仕上げ
・タイル張り仕上げ

※樹脂注入工法　[4.1.4] [4.2.2] [4.3.4]

注入工法の種類	注入間隔（mm）	注入量（cc/m）
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	※200～300・（　　）	
・		

注入材料
※建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A 6024の低粘度形又は中粘度形）
コア抜取り検査　・行う
※行わない

・Uカットシール材充填工法　[4.1.4] [4.2.2] [4.3.5]

充填材料	種別	備考
・シーリング材	※1成分形又は2成分形ポリウレタン系シーリング材	
・可とう性エポキシ樹脂		

・シール工法　[4.1.4] [4.2.2] [4.3.6]

2 欠損部改修工法
・コンクリート打放し仕上げ
・モルタル塗り仕上げ
・タイル張り仕上げ

※充填工法　[4.1.4] [4.2.2] [4.3.3] [4.3.7]

材料	備考
※エポキシ樹脂モルタル	
・ポリマーセメントモルタル	

3 浮き部改修工法
・モルタル塗り仕上げ
・タイル張り仕上げ

[4.1.4] [4.4.10～15] [表4.4.3～4]

工法	アンカーピン本数（本/㎡） 一般部	アンカーピン本数（本/㎡） 指定部	注入口の箇所数（箇所/㎡） 一般部	注入口の箇所数（箇所/㎡） 指定部	充填量（ml/箇所）	注入量（ml/箇所）
・アンカーピニング部分エポキシ樹脂注入工法	※16・	※25・			※25・	
・アンカーピニング全面エポキシ樹脂注入工法	※13・	※20・	※12・	※20・		※25・

アンカーピン　[4.2.2]
材質　※ステンレスSUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
・（　　）
注入口付アンカーピン　[4.2.2]
材質　※ステンレスSUS304、呼び径外径6mm
・（　　）
ポリマーセメントスラリー　[4.2.2]

4 モルタル塗替え　[4.2.2] [4.4.9]
モルタル　※改修標仕 4.2.2(7) による　・（　　）
吸水調整材
既製目地材　・使用する　・使用しない

5 タイル張り　タイルの種類　[4.2.2]

施工箇所	形状・寸法	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 無	うわぐすり 有	役物色 標準	役物色 特注	再資源化タイル	備考

試験張り　・行う　※行わない　見本焼き・行う　※行わない

・タイル部分張替え工法　・タイル張替え工法　[4.5.7～8]

張付け材料の種類	品質・規格等
※ポリマーセメントモルタル	性能は建築材料等品質性能による タイル張りの工法 外装タイル　・密着張り　・改良圧着張り　・改良積上げ張り 外装ユニットタイル　・マスク張り・モザイクタイル張り
・有機系接着剤	JIS A 5557「外装タイル張り用有機系接着剤」による 裏あし高さ、裏面反り（　　，　　）、使用量（　　kg/m2）

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
位置　※改修標仕 表4.5.1 による　・図示による
目地寸法　※改修標仕 3.7.3 による　・図示による
タイル張り下地等の均しモルタルの接着力試験　・行う　・行わない

6 下地処理　既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法　[4.6.3]

材料	処理範囲	備考
・サンダー工法	※既存仕上面全体　・（　　）	
・高圧水洗工法	※既存仕上面全体　・（　　）	
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上面全体　・（　　）	
・水洗い工法	※上記処理範囲以外の既存仕上面全体 ・（　　）	

下地調整　※下地調整塗材を使用　[4.6.3～4]
・ポリマーセメントモルタルを使用
・防水形仕上げ塗材主材を使用

7 仕上塗材仕上げ　・仕上塗材における防火材料の指定　[4.2.2]

・薄付け仕上塗材　[4.1.5] [4.2.2] [表4.2.4]

呼び名	仕上げの形状	工法	備考
・外装薄塗材E	・砂壁状 ・着色骨材砂壁状	吹付け	
・外装薄塗材S	・砂壁状		
・（　　）	・（　　）	・（　）	

・厚付け仕上塗材　[4.1.5] [4.2.2] [表4.2.4]

呼び名	仕上げの形状	工法	備考
・（　　）	・（　　）	・（　）	

・複層仕上塗材　[4.1.5] [4.2.2] [表4.2.4～5]

呼び名	仕上げの形状	工法	備考
・複層塗材CE ・可とう形複層塗材CE ・複層塗材E ・複層塗材RE ・（　　）	・ゆず肌状	ローラー	上塗材 ※水系アクリルつやあり ・（　　）
	・凸部処理 ・凹凸模様	吹付け	
・防水型複層塗材CE ・防水型複層塗材E ・防水型複層塗材RE ・防水型複層塗材RS	・ゆず肌状	ローラー	上塗材 ※溶剤系ポリウレタンつやあり ・（　　）
	・凸部処理 ・凹凸模様	吹付け	

3 建具改修工事

○1 改修工法　・かぶせ工法　・撤去工法　・図示による　[5.1.3]
新規に建具を設ける場合の、壁部分の開口の開け方及び周囲の補修工法並びにその範囲は、図示による

○2 防火戸　・適用する（図示による）　・適用しない　[5.1.4]

○3 アルミニウム製建具　[5.2.2～4] [表5.2.1～2]

種別	外部に面する建具	内部建具
・普通サッシ	・A種　・B種　・C種	
・防音サッシ	遮音性の等級（　　）	
・断熱サッシ	断熱性の等級（　　）	
・（　　）	・（　　）	

表面処理　外部に面する建具　・BA-1種　・BA-2種　・BB-1種　・BB-2種　・（　　）
内部建具　・BC-1種　・BC-2種　・（　　）
結露水の処理方法　※図示による　・（　　）

4 樹脂製建具　[5.3.2～4] [表5.3.1～3]

種別	外部に面する建具	内部建具
・普通サッシ	・A種　・B種　・C種	
・防音サッシ	遮音性の等級（　　）	
・断熱サッシ	断熱性の等級（　　）	
・（　　）	・（　　）	

ガラス　・単層ガラス　※複層ガラス　・三重ガラス　・（　　）
表面色※標準色　・特注色

5 網戸等　[5.2.3]

種別	材質	線径	網目
・防虫網	・合成樹脂製 ※ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス（SUS316）製	※0.25mm以上 ・（　）	※16～18メッシュ ・（　）
・防鳥網※	ステンレス（SUS304）製	※1.5mm	寸法は、15mm

※外面納まりの可動式　・（　　）

6 鋼製建具　[5.4.2～4] [表5.4.1～2]

種別	簡易気密型ドアセットの性能	外部に面する建具の耐風圧性	鋼板類の厚さ	鋼板の種類及びめっきの付着量
・標準型建具	・表5.4.1を適用 ・（　　）	・S-4 ・S-5		・JIS G 3302 ※Z12又はF12
・標準型建具以外の建具	・表5.4.1を適用 ・（　　）	・S-4 ・S-5	※5.4.2を適用 ・図示による	・JIS G 3317 ※Y08

7 鋼製軽量建具　[5.5.2～4] [表5.5.1]

種別	簡易気密型ドアセットの気密性の等級	戸の鋼板	鋼板類の厚さ
・標準型建具	・A-3 ・（　　）	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板	
・標準型建具以外の建具	・A-3 ・（　　）	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板	・表5.5.1を適用 ・図示による

召合せ、縦小口包み板等の材質は、建具製作所の仕様による

8 ステンレス建具　鋼板（屋外）※SUS304　・SUS430J1L　・SUS443J1　[5.6.3]
（屋内）・SUS304　・SUS430J1L　・SUS443J1　・SUS430
表面の仕上げ　※HL仕上げ　・鏡面仕上げ　[5.6.4]
曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ（補強あり）　[5.6.5]

9 木製建具　建具材の含水率　・A種　※B種　・C種（標仕16.7.2）（標仕表16.7.1）
・フラッシュ戸（標仕16.7.2～4）（標仕表16.7.5～7）

表面材の合板の種類	規格等	備考
※普通合板	表面の材種 生地、透明塗料塗り（※ラワン程度・　） 不透明塗料塗り（※しな程度・　） 板面の品質 接着の程度（・1類　・2類）	
・天然木化粧合板	樹種名（　　） 接着の程度（・1類　・2類）	
・特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 （・オーバーレイ　・プリント　・塗装　） 表面性能（　　）タイプ 接着の程度（・1類　・2類）	

表面板の厚さ　※標仕 表16.7.6 による　・（　　）

10 建具用金物　・マスターキー　[5.7.2～4] [表5.7.1～2]
・製作する（・新規　・既存に合わせる）　・製作しない
・錠箱
鋼製既製品とし、監督員の承諾による
※その他の金物　※図示による

11 重量シャッター　[5.10.2～4]

種類	シャッターケース	耐風圧性能	開閉形式	備考
・管理用シャッター	・設ける ・設けない	・50 ・80	※上部電動式 （手動併用）	※危害防止機構 ※障害物感知装置（自動閉鎖型） ・シャッターの二段降下方式
・防火シャッター（外部用） ・防火シャッター（内部用） ・防煙シャッター	※設ける	・120 ・（　）	・上部手動式	

電動式の場合の電源
※三相 200V 0.75Kw以下（過電流保護装置付）　・（　　）
工事範囲　一次側配線は別途工事とし、開閉機構以降の二次側配線は本工事に含む
スラット及びシャッターケース用鋼板の種類
・JIS G 3302　・JIS G 3312　ただし、めっきの付着量はZ12又はF12とする

12 軽量シャッター　[5.11.2～4]

開閉形式	シャッターケース	耐風圧性能	スラット 形状	スラット 材質（めっきの量）	ガイドレール・座板の材質
※手動式 ・上部電動式（手動併用）	※設ける ・設けない	・50 ・65 ・80 ・（　）	※インターロッキング形（Z06又はF06） ・オーバーラッピング形（AZ90）	・JIS G 3312 ・JIS G 3322	※ステンレス鋼板（SUS304） ・溶融亜鉛めっき鋼板

電動式の場合の電源
※単相 100V（過電流保護装置付）　・（　　）
工事範囲　一次側配線は別途工事とし、開閉機構以降の二次側配線は本工事に含む
電動式の場合は、危害防止機構及び障害物感知装置（自動閉鎖型）を設けるものとする

杉妻会館地下 1階風呂改修工事　設計図　令和 7 年 6 月　検印

KAGA 株式会社 香設計
〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1
TEL 024-924-0005(代)

1級建築士 第 78766 号	1級建築士事務所登録	担当	建築改修工事特記仕様書（1）	S	枚/内
今泉 義明	12(404)0163			S	NO.
				S	A－02

③ 建具改修工事

13 オーバーヘッドドア [5.12.2〜4]

セクション材料	耐風圧性能	開閉方式	収納形式	ガイドレールの材質
※ スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・50 ・75 ・100 ・125 ・( )	※ バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	・ｽﾃﾝﾚｽ鋼板(SUS304) ※ 溶融亜鉛めっき鋼板

電動式の場合は、障害物感知装置を設けるものとする

○16 ガラス [5.13.2]

・フロート板ガラス　厚さは、図示による
・型板ガラス　厚さ及び品種は、図示による
・網入板ガラス　厚さ及び品種は、図示による
・線入板ガラス　厚さ及び品種は、図示による
・合わせガラス　材料、厚さの組合せ、合計厚さ及び特性による種類は、図示による
○強化ガラス　材料による名称、呼び厚及び特性による種類は、図示による
・倍強度ガラス　材料板ガラスの種類及び厚さによる種類は、図示による

・熱線吸収板ガラス [5.13.2]

種類	厚さ(mm)	性能	色調
※ 熱線吸収フロート板ガラス ・( )	・( )	・1種 ・2種	・ブルー　・グレー　・ブロンズ ・グリーン　・( )

・複層ガラス [5.13.2]

種類	断熱性、日射熱遮へい性
・断熱複層ガラス	・1種、U1　・2種、U2　・3種、U3-1　・3種、U3-2
・日射熱遮へい複層ガラス	・4種、E4　・5種、E5

・熱線反射ガラス [5.13.2〜4]

種類	厚さ(mm)	日射熱遮へい性、耐久性	反射皮膜面	色調
・フロート板ガラス ※ 熱線吸収フロート板ガラス ・平面強化ガラス ・( )	・6 ・8 ・10 ・12	・1種、A類 ・2種、A類 ・2種、B類 ・3種、B類	※ 内面 ・外面	・ブルー・ブロンズ ・グレー・シルバー ・( )

映像調整　・行う　・行わない

ガラス溝の寸法等　・図示による　・改修標仕　図5.13.1 による [5.13.3]

○17 ガラス留め材 [5.13.2]

建具の種類	材種
アルミニウム製	※ シーリング材(SR-1)　・ガスケット(グレイジングチャンネル形)
鋼製、ステンレス製	※ シーリング材(SR-1)

18 ガラスブロック積み　JIS A 5212 による [5.13.5]

表面形状	寸法	厚さ	色調	防火認定	備考
			・クリア・乳白 ・カラー( ) ・熱線反射	・なし ・防火設備	表中に記載のない事項は、図示による

④ 内装改修工事

○1 改修範囲
既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲　※ 図示による [6.1.3]
天井内の既存壁の撤去に伴う当該当壁の取合う天井の改修範囲　※ 図示による [6.1.3]
天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修　※ 図示による [6.1.3]

○2 既存床の撤去及び下地補修
ビニル床シート等の除去 [6.2.2]
※ 仕上材のみ(接着剤とも)・下地モルタルとも　(・図示による　・除去範囲全て)
合成樹脂塗床材の除去工法 [6.2.2]
・機械的除去工法　・目荒し工法
改修後の床の清掃範囲　・図示による　・( ) [6.2.2]

3 既存壁の撤去及び下地補修
間仕切り壁撤去に伴う他の構造体の補修 [6.3.2]
・改修標仕 4.4.9 によるモルタル塗り　・( )

○4 接着剤
ホルムアルデヒド放散量　※ F☆☆☆☆　・( )
(帯電防止ビニル床タイル(置敷タイプ)の接着剤は、粘着はく離形とし、製造所の指定する製品とする)

5 木下地等
表面仕上げの程度 [6.5.1] [表6.5.1]
・A種　・B種　・C種
防蟻処理・行う　(適用範囲　:倉庫(1、2)床下地　)　・行わない [6.5.5]

④ 内装改修工事

6 パーティクルボード [6.5.2]

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ	備考

7 木材保存剤
木材保護剤(木材の防腐・防蟻処理)は、非有機リン系とする [6.5.5]
・種類 (　)
・品質 (　)

8 軽量鉄骨天井下地
野縁等の種類 [6.6.2]
屋内(　※ 19形　・25形　)　屋外(　・19形　※ 25形　)
野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔(屋外) [6.6.3]
・図示による
野縁の間隔　・図示による　・( ) [6.6.3]
既存の埋込みインサート　・使用する　・使用しない [6.6.4]
あと施工アンカーの引抜き試験　・行う　・行わない [6.6.4]
吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法は、図示による [6.6.4]
吊りボルトの水平補強、斜め補強 [6.6.4]
天井のふところが1.5m以上3.0m以下の場合　※ 改修標仕 6.6.4 による　・図示による
天井のふところが3.0mを超えるの場合　※ 図示による
耐震性を考慮した補強　・行う(図示による)　・行わない [6.6.4]
屋外の軒天井、ピロティー天井等における耐風圧性を考慮した補強 [6.6.4]
・行う(図示による)　・行わない

9 軽量鉄骨壁下地
スタッド、ランナーの種類 [6.7.2〜3]
・改修標仕表6.7.1 のスタッドの高さによる区分に応じた種類　・( )

○10 ビニル床シート [6.8.2〜3]

種類	JIS記号	色柄	特殊機能	厚さ	工法
○発泡層のないもの	※ FS(複層ビニル床シート)	・無地 ・ﾏｰﾌﾞﾙ柄	・帯電防止 ・耐動荷重性	・2.0 ○2.5	※ 熱溶接 ・突付け
○発泡層のあるもの		・無地 ・柄物	○防滑性 ・耐薬品性		

11 ビニル床タイル [6.8.2〜3]

JIS記号	色柄	寸法	特殊機能	厚さ
・FT(複層ビニル床タイル)	・無地 ・柄物	※ 300角 ・450角	・帯電防止 ・防滑性	※ 2.0 ・2.5 ・3.0
・KT(コンポジションビニル床タイル)	・無地 ・柄物	・300角 ・450角	・帯電防止 ・防滑性	・2.0 ・3.0
・FOA(置敷きビニル床タイル)	・無地 ・柄物	・300角 ・450角	・帯電防止 ・防滑性	・( )

○12 ビニル幅木 [6.8.2]

厚さ	高さ
※ 2.0　・( )	・60　○75　・100

13 カーペット敷き

・タイルカーペット [6.9.2〜3] [表6.9.2]

寸法	縦厚さ	色柄	備考
・500角 ・	・6.5 ・	※ 無地 ・柄物	帯電防止及び防汚加工品

敷き方
平場　※ 市松敷き　・模様流し　・( )
階段部分　・市松敷き　※ 模様流し　・( )
取付け用付属品は、監督員との協議による

14 合成樹脂塗床 [6.10.2〜3] [表6.10.1〜2] [表6.10.4〜7]

施工箇所	種別	工法	仕上げの種類
	・弾性ウレタン塗床		・平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
	・エポキシ樹脂系塗床	・薄膜流し延べ ・厚膜流し延べ ・樹脂モルタル	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ

15 フローリング張り
単層フローリング [6.11.2〜6] [表6.11.1] [表6.11.3] [6.11.6]

種類	工法	樹種	厚さ	大きさ	仕上塗装
・フローリングボード	・釘留め工法(根太張り) ・釘留め工法(直張り) ・接着工法	※ 桧 ・なら	・15 ・ ・12以上 ・ ・12以上 ・	板幅75 板長さ500以上 板幅75 板長さ300以上 板幅75 板長さ300以上	・塗装品 ・無塗装品
・フローリングブロック	・モルタル埋込み工法 ・	・なら ・	・15 ・	※ 303角 ・( )	・塗装品 ・無塗装品
・モザイクパーケット	接着工法	・	・	・( )	・塗装品 ・無塗装品

接着工法の場合の緩衝材　・合成樹脂発泡シート　・( )

・図示による

④ 内装改修工事

○16 タイル張り
伸縮調整目地の寸法 [6.16.2]
※ 改修標仕 3.7.3 による　・図示による

タイルの種類 [6.16.3]

施工箇所	形状・寸法	吸水率による区分 I類	II類	III類	うわぐすり 施釉	無釉	役物色 有	標準	特注	再資源化タイル	備考
浴室	設計図による	○			○			○			

試張り　・行う　・行わない　見本焼き　・行う　○行わない

壁タイル張りの工法 [6.16.3] [表6.16.4]
※ 改修標仕 表6.16.4 による　・( )

内装壁タイル接着剤張り [6.16.4] [表6.16.5]
・有機質接着剤(タイプI) 施工箇所(浴室　)
・有機質接着剤(タイプII) 施工箇所(便所、湯沸室　)

17 セルフレベリング材塗り
種類　・せっこう系　・セメント系 [6.17.2]
塗厚(　) [6.17.3]

18 仕上塗材仕上げ
・薄付け仕上げ塗材 (標仕15.6.2) (標仕表15.6.1)

呼び名	仕上げの形状	工法	備考
・内装薄塗材E	・砂壁状じゅらく	吹付け	
・内装薄塗材Ⅱ	・京壁状じゅらく		

・軽量骨材仕上げ塗材 (標仕15.6.2) (標仕表15.6.1)

呼び名	仕上げの形状	工法	備考
・吹付用軽量塗材E	・砂壁状	吹付け	
・こて塗用軽量塗材	・平たん状	こて塗り	

19 フリーアクセスフロア (標仕20.2.2)

構法	・パネル構法　・置構法
寸法(mm)	※ 450角以上600角以下
高さ(mm)	※ 100　・110　(床版から仕上材天端までの寸法)
耐震性能	・1.0G　・0.6G
所定荷重(N)	※ 3000　・5000
表面仕上げ材	※ タイルカーペット・帯電防止床タイル
床パネルの材質	※ アルミ合金ダイカスト製、スチール製又は複合材等
構造材の材質	・アルミニウム製・鋼製(仕上げ:　)
配線用取り出しパネル	フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合 ・20〜30%　・( )
配線取り出し開口	・パネル1枚につき、40mm×80mm程度の開口1箇所以上 ・図示による
空調用吹き出し口(吸い込み)パネル	・なし ・あり(形式及び施工箇所等は、図示による)
ローリングロード性能	※ 適用しない　・適用する(適用室:　)

20 可動間仕切 (標仕20.2.3)

構造形式	構成基材の種類 スタッド	パネル	総厚さ(mm)		遮音性 (dB)
・スタッド式(内蔵) ・スタッド式(露出)	・アルミ　・スチール	・木質系 ・スチール系 ・ガラス系 ・アルミニウム合金系	※ 30以上 ・( ) ※ 60以上 ・( )		・0 ・12 ・20 ・28 ・36
・パネル式 ・スタッドパネル式					

21 移動間仕切 (標仕20.2.4)

操作方法	圧縮装置 操作方法	総厚さ(mm)	表面仕上げ材 材質	パネル表面仕上げ	遮音性 (dB/500Hz)
・手動式 ・電動式 ・部分電動式	・プッシュ式 ・ハンドル式	※ 60程度 ・100程度	・鋼板	※ 焼付塗装 ・壁紙張り	・36未満 ・36以上

表面仕上げ材の厚さ　・0.6　・0.8　・( )
パネル内に取り付ける建具　・あり(図示による)　・なし

22 トイレブース (標仕20.2.5)

表面材の種類	脚部の形状	ドアエッジ 形状	材質
※ メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板	※ 幅木タイプ ・	・標準 ・R	・アルミニウム製 ※ ステンレス製 ・表面材と同等

23 視覚障がい者用床タイル

	種類	寸法(mm)	厚さ(mm)
屋内	・塩化ビニル製 ・磁器質タイル　・せっ器質タイル ・レンジコンクリート製　・コンクリート製	・300角 ・	・7.0 ・
屋外	・磁器質タイル　・せっ器質タイル ・レンジコンクリート製　・コンクリート製		

ブロックパターンはJIS T 9251による

24 階段滑り止め (標仕20.2.6)

材種	幅(mm)	取付工法
・ステンレス製(SUS304)　ビニルタイヤ入り	※ 35	※ 接着工法
・	・	・( )

○25 床目地棒
床仕上げの異なる箇所には目地棒を入れる。 (標仕20.2.7)
※ ステンレス製　□型(幅40程度　ｱ1.5)
・ ステンレス製　5×12　・黄銅製　6×12

○26 階段手すり

材種	表面仕上げ	直径(mm)	備考
・タモ	・クリアラッカー	・35	・1段手すり
・ステンレスパイプ	・HL	・45	・2段手すり
・鋼製パイプ	・EP-G・SOP	・( )	指づめ防止材共
・ビニル製ハンドレール	・		

27 ブラインド
・再使用する [2.3.1] [5.1.6]
・新設する (標仕20.2.12)

形式	※ 横型ブラインド	・縦型ブラインド
開閉方式	※ ギヤ式　・コード式　・操作棒式	※ 2本操作コード方式
スラットの幅	※ 25　・35　・( )	・80　・100

杉妻会館地下 1階風呂改修工事　設計図　令和7年6月　検印

KAGA 株式会社 香設計
〒963-8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1
TEL 024-924-0005(代)
1級建築士 第78766号　今泉 義明
1級建築士事務所登録 12(404)0163
担当

建築改修工事特記仕様書(2)　S　S　S

枚/内　NO. A-03

④ 内装改修工事

28 カーテン

・再使用する　[2.3.1] [5.1.6]
・新設する　(20.2.14) (表20.2.1)

形式		開閉操作	ひだの種類	きれ地の種別 品質、特殊加工
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	※手引き ・ひも引き ・電動	・フランスひだ ・箱ひだ、つまひだ ・プレーンひだ、片ひだ	

29 カーテンレール

・再使用する　[5.1.6]
・新設する　(20.2.14)
材種　※アルミニウム製及びアルミニウム合金の押出し成形板　(アルマイト仕上げ)
・ステンレス製
形状　・角形　・(　　)

30 カーテンボックス

・再使用する　[5.1.6]
・新設する
材質　・アルミニウム製既製品　(・シルバー　・着色)
・鋼製
・木製

31 コーナービード(壁ボード出隅保護金物)

材質　※アルミニウム押出形材差込型　・(　　)
※シルバー　・焼付　・(　　)
・コーナー保護金物付きジョイントテープ

○32 天井見切縁

材質　・アルミニウム押出形材　※塩化ビニル製
施工箇所　※図示による　・(　　)

33 点検口

形式	材種	寸法	形式	備考
天井	・アルミニウム製 ・	・450角 ・600角	・一般形	・鍵付き
床	・アルミニウム製目地 ・ステンレス鋼製目地	・450角 ・600角		

⑤ 塗装改修工事

○1 材料

ホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・(　　)　[7.1.3]

防火材料
※屋内の壁、天井の塗装仕上げ材は防火材料とし、建築基準法に基づく基材同等の認定表示のあるのものとする
・次の箇所を除き防火材料とする　(箇所:　　)

○2 下地調整

図示による

3 錆止め塗料塗り

図示による

○4 塗装

図示による

⑥ 耐震改修工事　共通事項

1 (一般事項) 適用範囲

工事内容　[8.1.1]
・現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
・鉄骨ブレースの設置工事
・柱補強工事　(溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法)
・柱補強工事　(鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法)
・柱補強工事　(連続繊維補強工法)
・耐震スリット新設工法
・免震改修　・　制震改修工事

工事種別　[8.1.1] [8.1.2]
・施工調査　(施工計画調査、施工数量調査、調査のための破壊部分の補修)
・撤去工事　(設備機器配管及び仕上げの取り壊し、撤去　(下地の一部又は全てを含む)、構造体のはつり)
・鉄筋工事
・あと施工アンカー工事
・コンクリート工事
・鉄骨工事
・グラウト工事
・連続繊維補強工事
・スリット新設工事
・免震改修　、制震改修工事

3 施工数量調査

(1.2.2) (1.2.4) (1.3.1)
施工数量調査　[1.2.2] [1.2.4] [1.3.1] [1.5.2]

項目	内容	記録事項等
・図示による		

4 各工事

各工事については、別紙による。

5 圧縮強度試験

公的機関でコンクリートの材齢28日圧縮強度試験を行う建築物・その部位等

建築物名	部位
	※躯体　・(　　)

6 コンクリート貫通・はつり・穿孔

(1) 貫通、はつり又は穿孔する箇所は、事前に金属探知機による鉄筋・埋設物(電線類・配管類)の調査を行うこと。
(2) ■
すること。
(3) ■
を想定した上での施工など、対応方法について監督員と協議の上、施設管理者に報告すること。

⑦ 環境配慮(グリーン)改修工事

※福島県吹き付けアスベスト改修工事共通仕様書による。

1 石綿含有吹付け材の処理

とりこわし工事に先立ち、石綿含有吹付け材の除去工事を行う。　[9.1.1]

処理工法	施工場所
※除去処理 ・封じ込め処理	

建築物などの保全技術　・　技術審査証明事業により証明された業者及び工法とする。

分析による石綿含有調査　※行う　・行わない

※　測定点(図示による)　・監督員との協議による

※　プラスチック2重袋による密封処理　[9.1.3 (2) (イ)]
・(　　)

石綿含有建材の取り扱いについては、石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令21号)を遵守すること。

○2 石綿含有成形板の処理等

石綿含有成形板の種類等　[9.1.5]

種類	厚さ(mm)	備考
・化粧せっこうボード	・9.5　・	
・ビニル床タイル	・2.0　・	
○せっこうボード	○9.5　・	吉野石膏(OY)　JIS許可番号　277057

3 特別管理産業廃棄物管理責任者

石綿含有建材の除去工事にあたっては、元請けとして特別管理産業廃棄物管理責任者を配置するとともに石綿予防規則関係法令に従い、適切に施工すること。ただし、石綿含有成形板の処理工事を除く。

特別管理産業廃棄物責任者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第8項に基づく配置技術者
なお、主任技術者・監理技術者であることを要しない。

4 断熱材

外断熱及び断熱材打込み工法　[9.3.2] [9.5.2]

種類	種別	厚さ(mm)	施工箇所
・押出法ポリスチレンﾌｫｰﾑ	・保温板　(2種b)	・25　・	
	・保温板　(3種b)	・25　・	
	・		・接地部分
・硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ	・		

既存外壁の処置　[9.3.3]

下地面の清掃　・行う

下地面欠損部の改修工法　(　　)

通気層　・有　(厚さ　　)　・無

・断熱材現場発泡工法　[9.5.3]

難燃性	厚さ(mm)	施工箇所
・A種1	・25	※窓廻り等の断熱材補修部分、ルーフドレン廻りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所
・A種2	・	・
・A種3		
・B種1		
・B種2		

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図	令和 7 年 6 月	検印

KAGA　株式会社 香設計
〒963-8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1
TEL 024-924-0005(代)

1級建築士 第 78766 号	1級建築士事務所登録	担当	建築改修工事特記仕様書(3)	S	枚/内
今泉　義明	12(404)0163			S	NO. A-04
				S	

8 その他

1 揮発性有機化合物の室内濃度の測定

1）対象揮発性有機化合物（VOC）

下記の室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告する。

・ホルムアルデヒド　・アセトアルデヒド
・トルエン　・キシレン　・パラジクロロベンゼン　・スチレン　・エチルベンゼン
・（　　）
・（　　）

2）測定室

・（　　）
・（　　）

3）測定方法

※ 簡易測定法による。

VOCの種別	測定方法
※ホルムアルデヒド	・検知紙法　・検知管法　・定電位電解法　・吸光光度法　・ﾊﾟｯｼﾌﾞ型採取
※トルエン※キシレン※スチレン※エチルベンゼン	・ﾊﾟｯｼﾌﾞ型採取

・厚生労働省の標準的測定方法による。

VOCの種別	採取方法	測定方法
・ホルムアルデヒド	・DNPH誘導体化固相吸着／溶媒抽出	・高速液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法
・アセトアルデヒド	・固相吸着／溶媒抽出法	
・トルエン	・固相吸着／溶媒抽出法	・（　　）
・キシレン	・固相吸着／加熱脱着法	
・パラジクロロベンゼン	・容器採取法	
・スチレン		
・エチルベンゼン		

2 県産材・地域材の活用

1）木工事

県産材を使用部位及び樹種については下記による。（代用樹種は使用できない）
使用部位（　　）　樹種（　　）
地域材を使用する部位及び樹種については下記による。
使用部位（　　）　樹種（　　）

2）木造工事

県産材を使用部位及び樹種については下記による。（代用樹種は使用できない）
使用部位（　　）　樹種（　　）
地域材を使用する部位及び樹種については下記による。
使用部位（　　）　樹種（　　）

3）石工事

県産材を使用部位及び石材については下記による。（代用石材は使用できない）
使用部位（　　）　石材（　　）
地域材を使用する部位及び石材については下記による。
使用部位（　　）　石材（　　）

4）その他
（　）工事

県産材を使用部位及び材については下記による。（代用材は使用できない）
使用部位（　　）　材（　　）
地域材を使用する部位及び材については下記による。
使用部位（　　）　材（　　）

⑨ 東日本大震災の復旧・復興事業における積算方法等

1 資材調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。

資材名	規格	調達地域等

○2 労働者確保

（1）本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準（福島県土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営繕費（共通仮設費における仮設建物費）：労働者送迎費・宿泊費・借上費
労務管理費：募集及び解散に要する費用・賃金以外の食事・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

（2）本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額（建築関係工事積算基準に基づき算出した額）における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。
1）共通仮設費に占める、実績変更対象間接費（営繕費）：設計書に積上げ計上された金額
2）現場管理費に占める、実績変更対象間接費（労務管理費）の割合：　　%

（3）受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様　式１）」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

（4）受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

（5）発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。
なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。

（6）受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

（7）受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

⑩ 施工条件

○1 工程関係

※調整無し
・別途工事との工程調整が必要有り
調整項目　・資材等の流用　・仮設及び工事用道路等の調整　・建設機械等の調整
・施工順序の調整　・図示による　・その他（　　）

○2 施工時期 施工時間 施工方法

・制限無し
⊙制限有り
・制限する工種名（　　）
・施工時期（・土日祝日のみ　・図示による　⊙その他（施設管理者との協議による））
・施工時間（・夜間のみ　・時～　時まで　・図示による）
・施工方法（　　）

工事を施工しない日
・有（・　年　月　日　・別紙のとおり）
・無

工事を施工しない時間等
・有（・　：　～　：　・別紙のとおり）
・無

○3 施工順序

※施工順序の指定無し
・施工順序の指定有り
※図示による
・（　　）→（　　）→（　　）→（　　）

○4 利用平行改修

・利用平行改修による制限無し
⊙利用平行改修による制限有り
※対象エリア等は図示による

5 他機関との協議

協議が必要な機関名（　　）
協議完了見込み時期（　　）

○6 工事用地

・下記以外は図示等による。
(1) 工事車両の駐車場（※構内・（　　））
(2) 資材置き場（※構内・（　　））
(3) 建設発生土（埋戻し、盛り土用）の仮置場（※構内・（　　））

・仮設ヤード　・無し　・有り（※図示による・（　　））

7 公害対策

※施工方法の制限無し
・施工方法の制限有り
・騒音　・振動　・水質　・粉じん　・排出ガス　・その他（　　）
・施工方法等
・指定工法名（　　）　・別途協議による　・図示による

・事業損失防止に関する調査
・騒音測定　・振動測定　・水質調査　・近隣家屋の事前・事後調査　・地盤沈下測定
・その他（　　）
・調査箇所
・図示による　・別途協議
・調査時期
・図示による　・別途協議

8 安全対策

・近接公共施設等に対する制限
・近接公共施設名等（・鉄道　・電気　・ガス　・水道　・電話　・その他（　　））
・制限を受ける工種（　　）

○9 その他

※敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。
※当該工事現場を使用した技術研修会等の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。

10 施工条件

別表－１の記入上の注意：「※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には ・ を○に変え、※を ・ に変えること。
また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を ・ に変えること。」

別表－１　設備工事との工事区分表

工事内容				建築工事	電気設備	機械設備	その他
機器の基礎	電気関係	配電盤・制御盤の基礎	屋内	※			
			屋外	※			
			屋上	※			
		自家発電機の基礎（アンカーボルトを除く）		※	・		
		テレビアンテナ基礎（　〃　）		※			
		避雷針の基礎（　〃　）		※			
	機械関係	屋内設備（架台、アンカーボルトを除く）		・		※	
		屋上設備（　〃　）		※			
		屋外設備（　〃　）		・		※	
	架台、アンカーボルト			・	※	※	
	特記した基礎			※	・	・	
開口部	梁、床、壁	補強を要するもの		※			
	貫通スリーブ	補強を要しないもの		※			
	梁、床、壁	補強を要するもの		※			
	貫通型枠	補強を要しないもの		※			
	軽量鉄骨下地、壁、	補強を要するもの		※			
	天井ボード類の切込	補強を要しないもの（ﾌﾗｯﾄﾄﾚｯﾄﾎﾞｯｸｽは除く）		※			
	埋込形分電盤、	補強を要するもの		※			
	端子盤等の型枠	補強を要しないもの		※			
	上記開口部の補強			※			
	上記開口部の墨出し			※			
	スリーブの穴埋め（型枠の穴埋めを含む）				※	※	
	フリーアクセスフロア用配線器具				※		
点検口	床、壁、天井			※			
外部取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む			※			
湯沸室のフード				※			
換気扇の取付枠				・	・	※	
流し台	排水トラップ共			※		・	
防油堤	オイルサービスタンクの防油堤		自家発用	・	※		
	タンク基礎		空調用	・		※	
床下水槽のマンホールふた				※			
屋外排水管	雨水			※		・	
	汚水、雑排水					※	
雨水立管（たてどい）				※		・	
トイレ手すり				※		・	
化粧鏡（衛生器具まわり）				・		※	
はめ込形洗面器用カウンター（前板共）				※			
ガスボンベ転倒防止用の鎖						※	
電気配管配線	自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ			※			
	防火扉レリーズ				※		
	電極棒				※	・	
	配線ピット及びふた			※	・		
	機器などへの接続（1次側）				※		
	機器付属の制御盤以降の２次側の配線配管（接地共）					※	
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線				※		
	自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線				※		
	自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線				※		
	天井吊り形ＦＣＵ、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配管（接地共）				※		
	天井吊り形ＦＣＵ、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その渡り配線					※	
	個別パッケージの室内機、室外機の渡り配線（接地共）					※	
	煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線				※		
	小便器用節水装置の制御盤以降の２次側の配管配線					※	
ガス漏れ検知器					・	※	
電気錠	電気錠及び通電金具			※	・		
	ＴＥＮキー及び制御盤			・	※		
エレベーター出入口三方枠（金属製）				※		・	
エレベーター出入口三方枠（石製）				※		・	
シャワーユニット、バスユニット、洗濯機パン				※		・	
システム天井	ボード・Ｔバー			※			
	照明ライン設備プレート				※		
	空調ライン設備プレート					※	
消火器ボックス				※			
自動制御設備関連のインバーター装置及び盤					・	・	
自動制御設備関連のインバーター装置（別途、盤に組込む）						・	

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図				令和 7 年 6 月	検印
KAGA 株式会社 香設計	1級建築士 第 78766 号	1級建築士事務所登録	担当	建築改修工事特記仕様書（4）	S / 枚/内
〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	今泉 義明	12(404)0163			S / NO. A－05
					S

⑪ 現場環境改善（快適トイレの設置）

1 内容

① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に１基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。
(12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】
(1) 洋式（洋風）便座
(2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置含む）
(3) 臭い逆流防止機能
(4) 容易に開かない施錠機能
(5) 照明設備
(6) 衣類掛け等のフック、又は荷物のおける棚（耐荷重を５ｋｇ以上とする）

【付属品として備えるもの(全項目必須)】
(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
(9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
(10) 鏡と手洗器
(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品（任意）】
(12) 室内寸法900㎜×900㎜以上（面積A=0.81㎡2以上ではない。幅・奥行き各900㎜以上）
(13) 擬音装置（機能を含む）
(14) 着替え台
(15) 臭気対策機能の多重化
(16) 窓などの室内温度の調整が可能な設備
(17) 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場等）

② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書（標準仕様、付属品の内訳を明示したもの）を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等（カタログなど）を施工計画書提出に合わせ提出する。

③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。

2 設置に要する費用

快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。
月額の支出実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。
ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額（10,000円/基・月）は差し引くものとする。
なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ合計２基までとする。

12 熱中症対策

(1) 工期・工程等

・猛暑による作業不能日数

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

ⅰ） 作業不能日数：●日間

ⅱ）上記ⅰ）は、環境省が公表する東北地方●●※１（福島）地点における ＷＢＧＴ 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（令和●年～●年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和 63年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から１７時の間にＷＢＧＴ 値が３１以上となった時間を算定し、日数に換算したもの５年分を平均したもの。

ⅲ）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する東北地方●●（福島）地点における ＷＢＧＴ値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下 第一位を四捨五入する。））がⅰ）の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

※1 下表の観測地点を記入
（参考）

建設事務所管内	観 測 地 点
県北	茂庭,梁川,福島,鷲倉,二本松
県中	船引,郡山,湖本,小野新町,石川
県南	白河,東白川
会津若松	金山,若松
喜多方	桧原,喜多方,西会津,猪苗代
南会津	只見,南郷,田島,桧枝岐
相双	相馬,飯舘,浪江,川内,広野
いわき	山田,小名浜

13 準備期間確保工事・フレックス工事

1 準備期間確保工事

準備期間確保工事における事務処理要領
この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間（○○日間）内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日（工事の始期）を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

2 フレックス工事

フレックス工事試行要領
この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。

3 着工届の提出

着工届は、着工後速やかに提出すること。

4 コリンズの登録

受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。

5 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係

施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第 10 に基づき、提出すること。

6 その他

・準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。（準備期間確保工事）

・工事の始期までの着工猶予期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工猶予期間中に行う準備は受注者の責任により行うものとする。（フレックス工事）

⑭ 再生資源利用（促進）計画

1 再生資源利用計画書

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。
また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

2 再生資源利用促進計画書

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。
また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

15 総合評価方式における技術提案書の確認

1 内容

※総合評価方式（標準型・簡易型）における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について

総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。
なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。
確認の方法については、「土木工事共通仕様書 Ⅲ編 ２．様式 第８号様式（確認書）」を用いることとし、監督員へ提出の上確認を受けることを原則とする。
また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。

杉妻会館地下 1階風呂改修工事 設計図 | 令和 7 年 6 月 | 検印

KAGA 株式会社 香設計
〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1
TEL 024-924-0005(代)

1級建築士 第 78766 号		1級建築士事務所登録	担当	建築改修工事特記仕様書（5）	S	枚/内
今泉 義明		12(404)0163			S	NO. A－06
					S	

付近見取り図

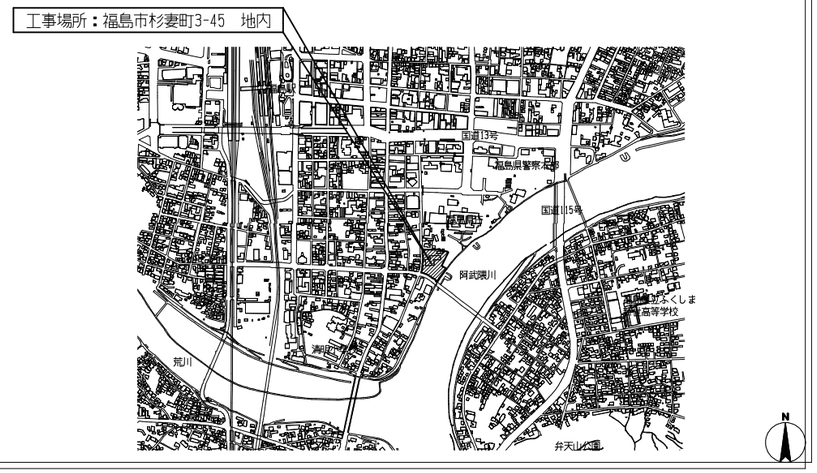

工事概要

【浴室】
1. 床　：化粧モザイクタイル（撤去）後　磁器質タイル張り 100角（新設）浴室床用　※モルタル・防水層共 撤去・新設
2. 壁　：化粧100角タイル（撤去）後　磁器質タイル張り 100角（新設）浴室壁用　※モルタル・防水層共 撤去・新設
3. 天井：プラスチック製浴室天井材　W100　ア3（撤去）後　浴室用不燃天井材張り　W200　ア3.0（新設）

【脱衣室】
1. 床　：防水シート　ア2.3（撤去）後　発泡複層ビニル床シート　ア2.8（新設）
2. 壁　：ビニルクロス（撤去・新設）
3. 天井：プラスチック製浴室天井材　W100　ア3（撤去）後　浴室用不燃天井材張り　W200　ア3.0（新設）
4. 木製建具、洗面台の更新

【前室】
1. 床　：長尺ビニル床シート　ア2.0（撤去）後　コンクリートスロープの上　防滑性ビニル床シート　ア2.5（新設）
2. 壁　：ビニルクロス（撤去・新設）
3. 天井：石膏ボード ア9（石綿含有建材）（撤去）　岩綿吸音板 ア12（撤去）後
　　石膏ボード ア9.5の上　ロックウール吸音板 ア12　不燃（新設）
4. 間仕切壁（上部開放）・建具の新設

【電気設備・機械設備】
1. 照明設備の更新
2. コンセント設備の更新
3. 水栓金具（シャワー含む）の更新
4. 給水・給湯配管の更新
5. 排水管の更新
6. 換気設備の更新

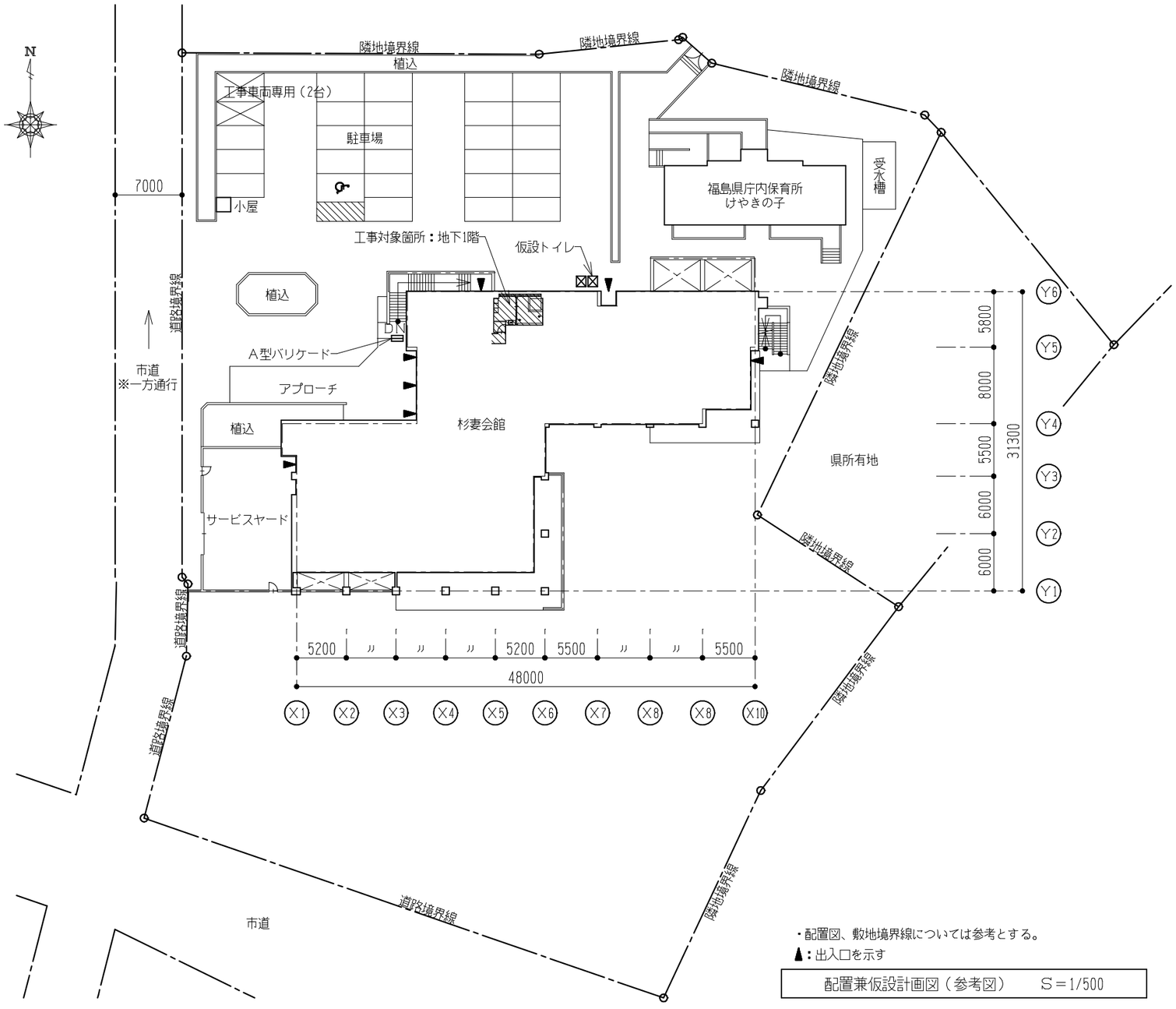

・配置図、敷地境界線については参考とする。
▲：出入口を示す

配置兼仮設計画図（参考図）　S＝1/500

杉妻会館地下 1階風呂改修工事　設計図						令和 7 年 6 月
KAGA 株式会社 香設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号	1級建築士事務所登録	担当	付近見取図、工事概要	S	枚/内
	今泉 義明	12(404)0163		配置兼仮設計画図（参考図）	S 1/500	NO. A－07
					S	

■ 内部改修仕上表 ■ ※単位（㎜）

室名	現況／改修	床 下地	床 仕上	幅木	壁 下地	壁 仕上	天井 下地	天井 仕上	天井高	備考
洗い場（浴室）	現　況	モルタル（撤去） 軽量コンクリート　ア60～80（撤去） 保護モルタル　ア15（撤去） アスファルト防水層（撤去） 均しモルタル　ア15（存置）	化粧モザイクタイル（撤去）	――――	モルタル（ワイヤラス下地）（撤去） 防水立上り：ＦＬ+1000（撤去） ライニング：ＣＢ　ア120（撤去）	化粧100角タイル（撤去）	ＬＧＳ天井下地（存置） ※天井ふところ　Ｈ＝1.8m	プラスチック製浴室天井材　Ｗ100　ア3（撤去） 断熱材裏打ち	2500 ～ 2600	アルミ製片引き戸（存置）
	改修後	モルタル塗り　木ゴテ　ア37㎜（新設） コンクリート　ア155～175（新設） 溶接金網敷　100×100×3.2φ（新設） 下地ＦＲＰ防水（新設） モルタル塗り　金ゴテ　ア15㎜（新設）	磁器質タイル張り　100角（新設）浴室床用 排水溝：樹脂製グレーチング　Ｗ150　ア25（新設） 排水溝底：防水モルタル塗り　ア20（新設）	――――	モルタル塗り　木ゴテ　ア15㎜（新設） 下地ＦＲＰ防水　ＦＬ+2.0m（新設） モルタル塗り　金ゴテ　ア10㎜（新設） ライニング：ＣＢ　ア120（新設）	磁器質タイル張り　100角（新設）浴室壁用 ＦＲＰ防水　モルタル下地	防湿シート（新設） ＬＧＳ天井下地：斜め補強　19型（新設）	浴室用不燃天井材張り　Ｗ200　ア3.0（新設） 浴室天井材専用アルミ製廻り縁（新設）	2400 ～ 2500	
浴槽（浴室）	現　況	モルタル（撤去） 床面：軽量コンクリート　ア55（撤去） 抗火石　ア25＋保護モルタル　ア15（撤去） アスファルト防水層＋均しモルタル　ア15（存置）	床面・側面：化粧モザイクタイル（撤去）	――――	モルタル（撤去） 抗火石　ア25（存置）	天端・洗い場側立上り：化粧100角タイル（撤去）	ＬＧＳ天井下地（存置） ※天井ふところ　Ｈ＝1.8m	プラスチック製浴室天井材　Ｗ100　ア3（撤去） 断熱材裏打ち	2500 ～ 2600	
	改修後	モルタル塗り　木ゴテ　ア37㎜（新設） 軽量コンクリート　ア80（新設）Ｄ10@100共 ポリスチレンフォーム　ア25（新設） 下地ＦＲＰ防水（新設） モルタル塗り　金ゴテ　ア15㎜（新設）	床面：磁器質タイル張り　100角（新設） 浴室床用（裏あし形状）	――――	モルタル塗り　木ゴテ　ア15㎜（新設） 軽量コンクリート　ア80（新設）Ｄ10@100共	磁器質タイル張り　100角（新設） 天端：浴室床用（裏あし形状） 側面：浴室壁用（裏あし形状） ＦＲＰ防水　モルタル下地	防湿シート（新設） ＬＧＳ天井下地：斜め補強　19型（新設） ※新設天井材に合わせ下地を行う	浴室用不燃天井材張り　Ｗ200　ア3.0（新設） 浴室天井材専用アルミ製廻り縁（新設）	2400 ～ 2500	手摺り（浴槽補助用）： ＳＵＳ製　34φ　ア1.5㎜（新設）
脱衣室	現　況	モルタル（存置）	防水シート　ア2.3（撤去） 踏込：長尺ビニル床シート　ア2.0（撤去） 上り框：集成材（撤去） 沓摺：ステンレス製　Ｗ40（存置）	ソフト幅木　Ｈ=75（撤去）	モルタル（存置）	ビニルクロス（撤去） ※既存接着剤まで撤去	ＬＧＳ天井下地（存置） ※天井ふところ　Ｈ＝1.8m	プラスチック製浴室天井材　Ｗ100　ア3（撤去） 浴室天井材専用アルミ製廻り縁（新設）	2520	洗面台（撤去）、木製脱衣棚（存置）
	改修後	――――	発泡複層ビニル床シート　ア2.8（新設） 踏込：防滑性ビニル床シート　ア2.5（新設） 上り框：下地調整（ＲＢ種）の上　ＣＬ塗り	ソフト幅木　Ｈ=75（新設）	――――	ビニルクロス張　不燃（新設）	防湿シート（新設） ＬＧＳ天井下地：斜め補強　19型（新設）	浴室用不燃天井材張り　Ｗ200　ア3.0（新設）	2520	洗面台（新設） 木製脱衣棚：下地調整（ＲＢ種）の上 ＳＯＰ塗
前室	現　況	一部 目荒し	長尺ビニル床シート　ア2.0（撤去）	ソフト幅木　Ｈ=75（撤去）	モルタル（存置）	ビニルクロス（撤去）	石膏ボード　ア9（撤去）石綿含有建材 ＬＧＳ天井下地（存置） ※天井ふところ　Ｈ＝1.8m	岩綿吸音板　ア12（撤去）	2500	
	改修後	土間コンクリート金ゴテ　ア20～150（新設） 溶接金網敷　100×100×3.2φ（新設）	防滑性ビニル床シート　ア2.5（新設）	ソフト幅木　Ｈ=75（新設）	――――	ビニルクロス張　不燃（新設）	石膏ボード　ア9.5（新設） ＬＧＳ天井下地：斜め補強　19型（新設）	ロックウール吸音板　ア12　不燃（新設）	2500	手摺り：樹脂製　34φ　Ｈ=800（新設） 支柱：ＳＵＳ製（新設）

特記事項
1. 浴室天井裏ダクトパッキン：アスベスト含有（クリソタイル）　※R7.5月 アスベスト調査済
2. 前室天井材：岩綿吸音板－アスベスト不検出　※R7.5月 アスベスト調査済
3. 前室天井材：下地石膏ボード－石綿含有建材　※製造会社名：小名浜吉野石膏(株)いわき工場製品　ＪＩＳ許可番号 277057
4. 脱衣室床材：アスベスト不検出　※R7.5月 アスベスト調査済
5. 既存解体工事及びＦＲＰ防水工事の有機溶剤を使用する作業の際は強制換気を行い、作業環境を整えること
6. 仮設間仕切壁のジョイント部には養生テープを行い、飲食店側へ騒音等を抑えるよう配慮すること
7. 浴槽詳細はA-22参照とする
8. 下地ＦＲＰ防水は、『日豊化学産業(株) ＭＵＲ-2工法【下地防水工法】』同等品とすること
9. 無窓居室に対する措置
・採光無窓居室：非常用照明の設置
・換気無窓居室：機械換気設備
・排煙無窓居室：壁及び天井の仕上げ材を不燃材料（告示第1436号－四－へ－（5）））
・避難無窓居室：仕上げ材を不燃材料

KAGA　株式会社　香設計
〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1
TEL 024-924-0005(代)

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図	令和 7 年 6 月

1級建築士 第 78766 号		1級建築士事務所登録	担当	仕上表	S	枚/内
今泉　義明		12(404)0163			S	NO. A－08
					S	

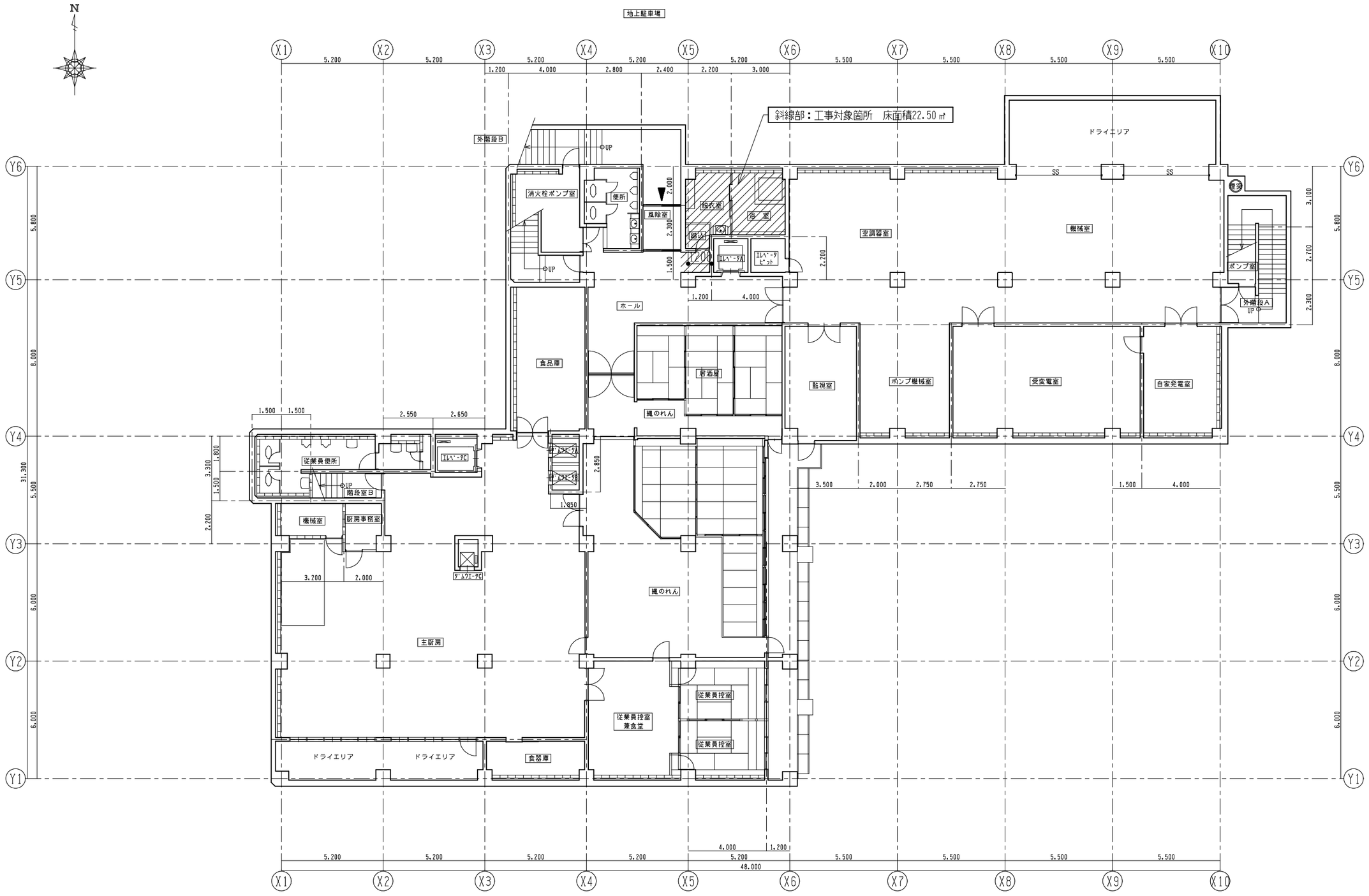

：出入口を示す

：工事対象箇所を示す

現況　地下１階平面図　　S＝1/200

※参考図とする

					杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図	令和 7 年 6 月
KAGA 株式会社 香（かが）設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号		1級建築士事務所登録	担当	現況　地下１階平面図	S 1/200
	今泉 義明		12(404)0163			S
						S

枚/内 NO. A－09

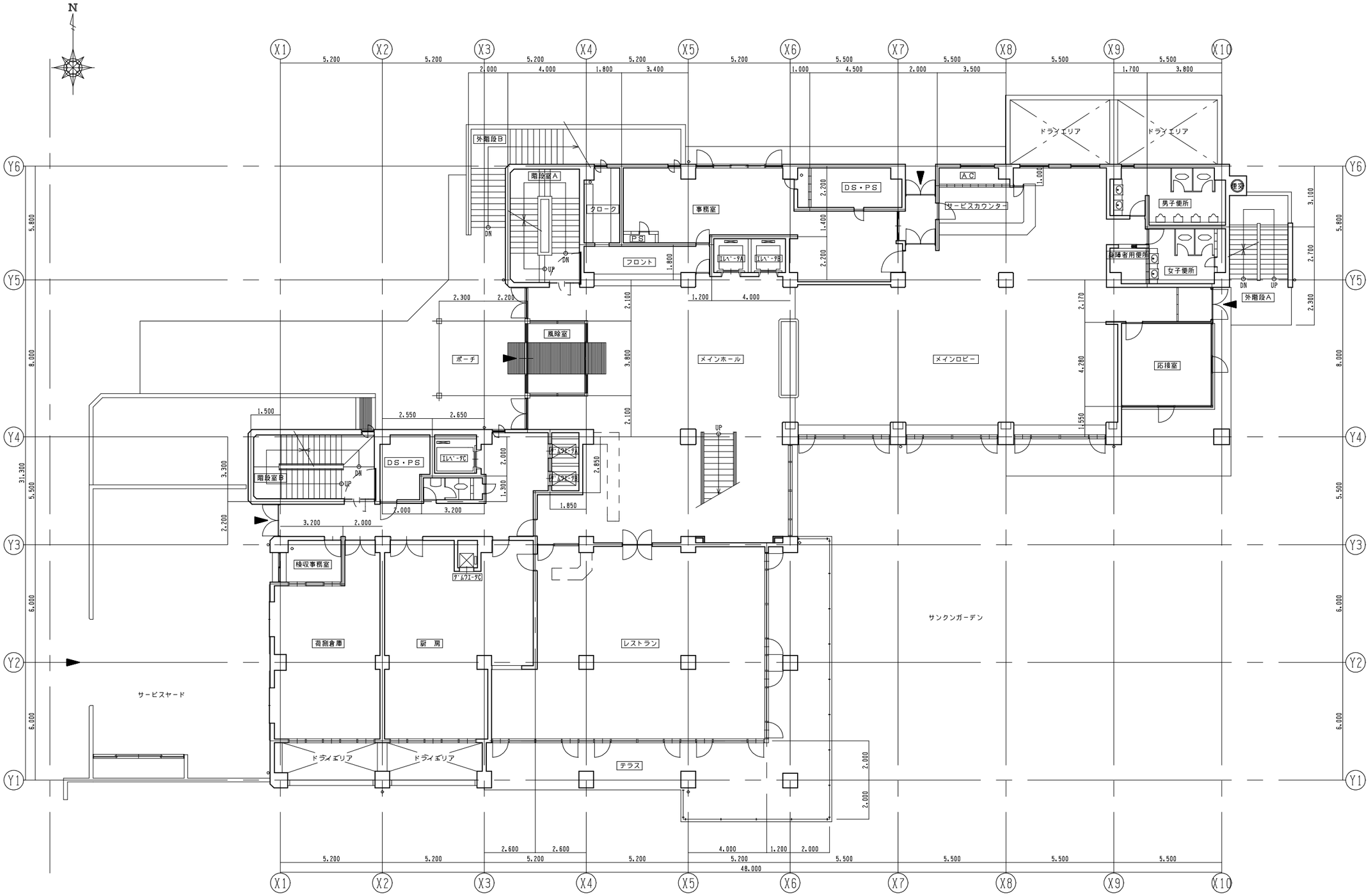

※工事対象外

▼ ：出入口を示す

現況 1階平面図 S＝1/200

※参考図とする

杉妻会館地下 1階風呂改修工事 設計図					令和 7 年 6 月
KAGA 株式会社 香設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号	1級建築士事務所登録	担当	現況 1階平面図	S 1/200
	今泉 義明	12(404)0163			S
					S

枚/内 NO. A－10

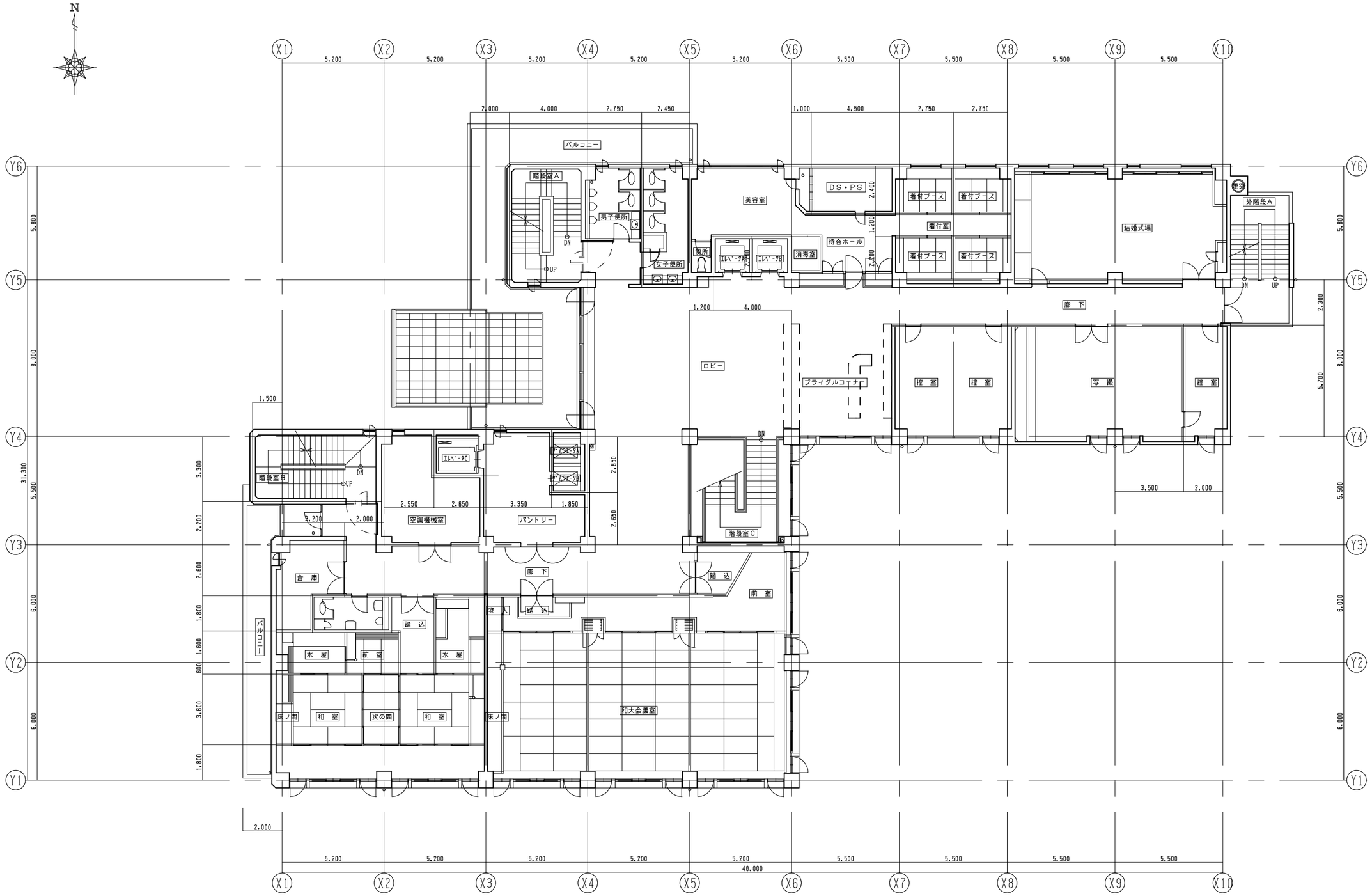

※工事対象外

現況　2階平面図　　S＝1/200

※参考図とする

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図						令和 7 年 6 月
KAGA 株式会社 香設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号		1級建築士事務所登録	担当	現況　2階平面図	S 1/200
	今泉 義明		12(404)0163			S
						S

枚/内

NO. A－11

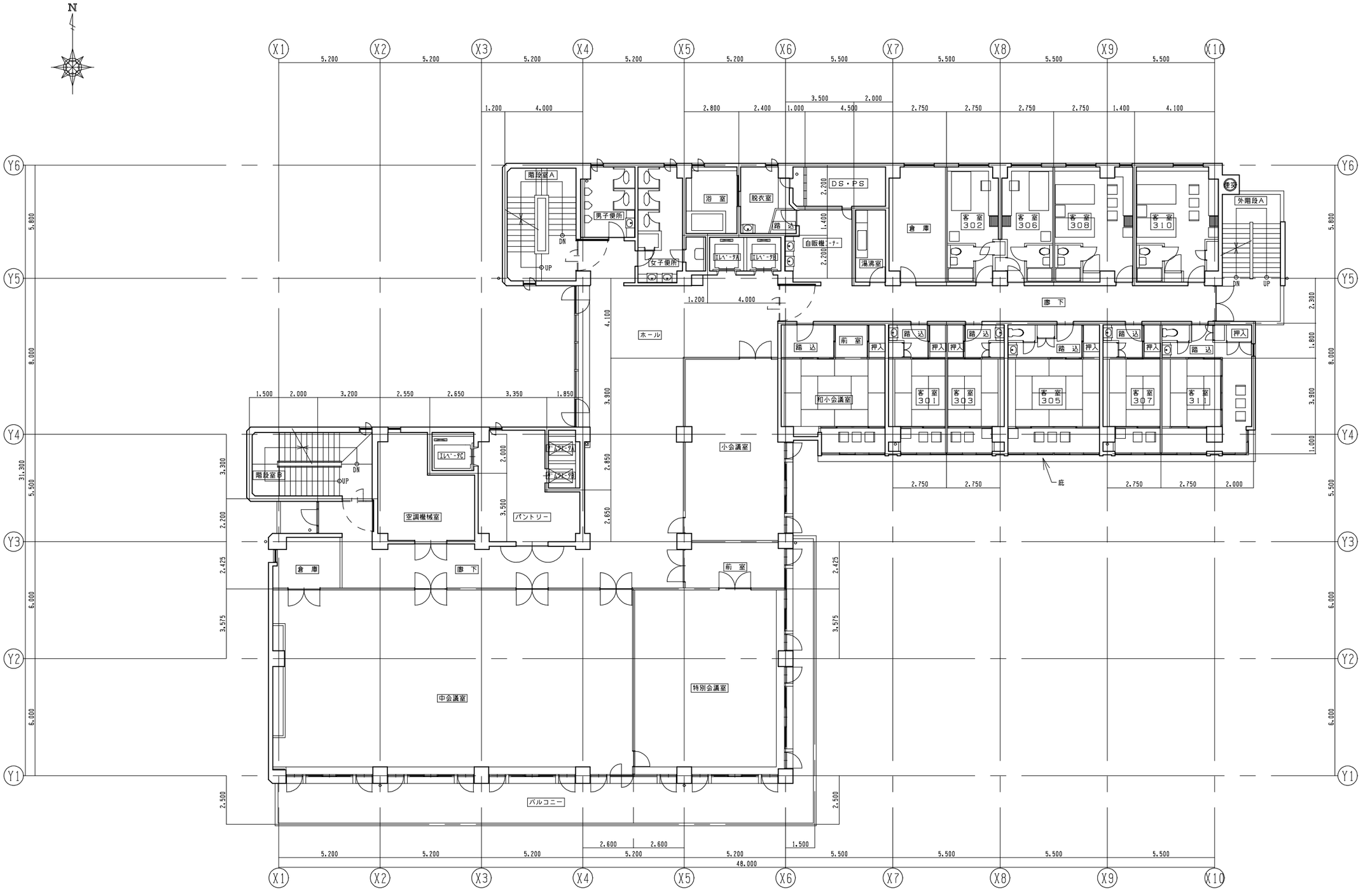

※工事対象外

現況　3階平面図　　S＝1/200

※参考図とする

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図					令和 7 年 6 月	
KAGA 株式会社 香設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号		1級建築士事務所登録	担当	現況　3階平面図	S 1/200
	今泉 義明		12(404)0163			S
						S
						枚/内
						NO. A－12

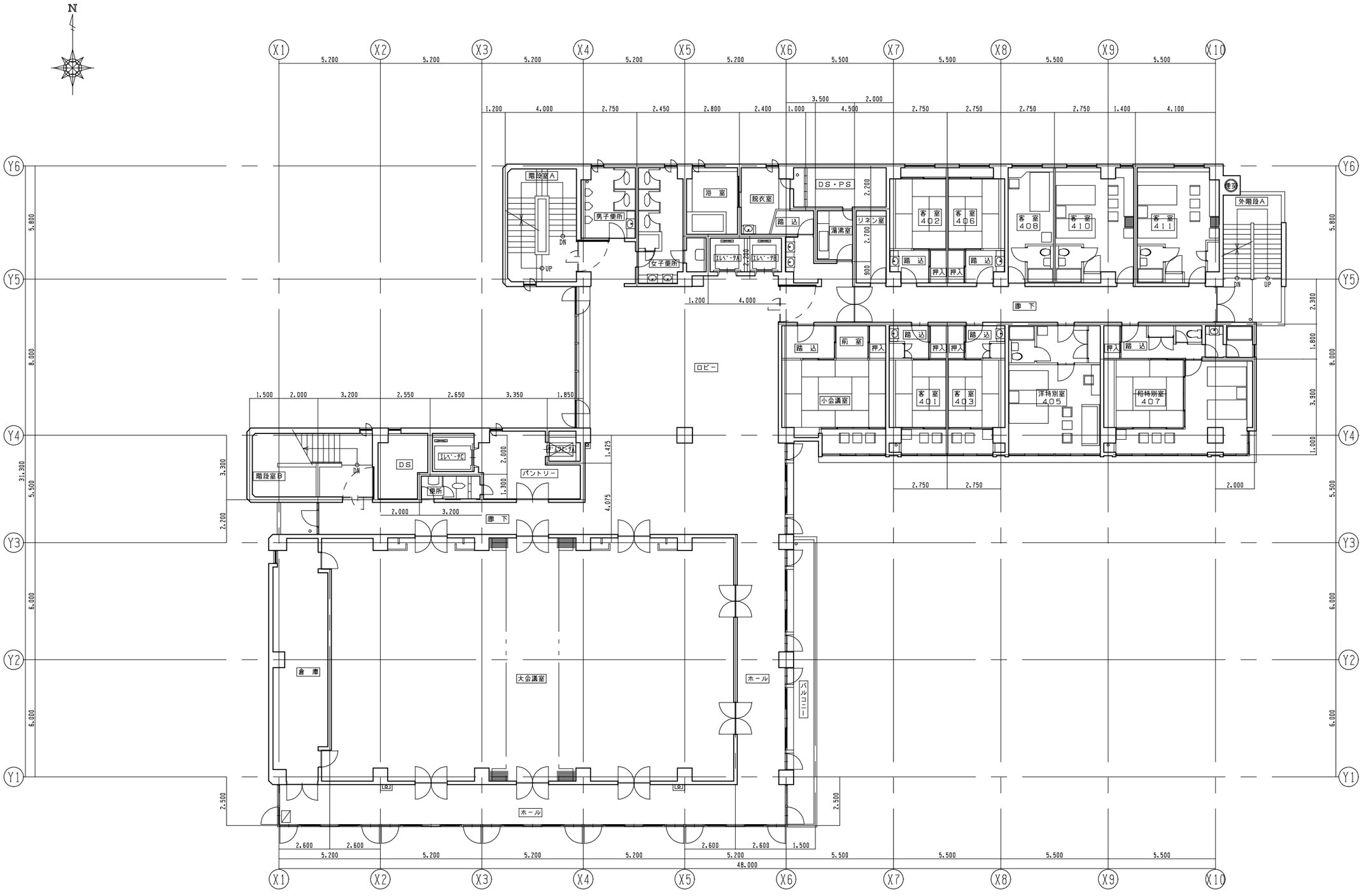

※工事対象外

現況　4階平面図　　S＝1/200

※参考図とする

杉妻会館地下 1階風呂改修工事　設計図						令和 7 年 6 月
KAGA 株式会社 香設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号		1級建築士事務所登録	担当	現況　4階平面図	S 1/200
	今泉 義明		12(404)0163			S
						S
						枚/内 NO. A－13

※工事対象外

現況　西側立面図　　S＝1/200

現況　東側立面図　　S＝1/200

※参考図とする

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図　　令和 7 年 6 月

KAGA　株式会社 香設計
〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1
TEL 024-924-0005(代)

1級建築士 第 78766 号		1級建築士事務所登録	担当	現況　西側立面図、東側立面図　S 1/200	枚/内
今泉 義明		12(404)0163		S	NO.
				S	A－14

※工事対象外

現況　南側立面図　　S＝1/200

※参考図とする

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図						令和 7 年 6 月
KAGA 株式会社 香設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号		1級建築士事務所登録	担当	現況　南側立面図	S 1/200
	今泉 義明		12(404)0163			S
						S

枚/内

NO.
A－15

現　況

（厚さ単位：㎜）

浴室	CH=2500～2600
床	化粧モザイクタイル（撤去） モルタル下地（撤去）
巾木	―――
壁	化粧100角タイル（撤去） モルタル下地（ワイヤラス下地）（撤去）
天井	プラスチック製浴室天井材　W100　ア3.0（撤去） 断熱材裏打ち、ＬＧＳ天井下地（存置）

脱衣室	CH=2520
床	防水シート　ア2.3（撤去） 踏込：長尺ビニル床シート　ア2.0（撤去）
巾木	ソフト幅木　H=75（撤去）
壁	ビニルクロス（撤去） モルタル下地（存置）
天井	プラスチック製浴室天井材　W100　ア3.0（撤去） 断熱材裏打ち、ＬＧＳ天井下地（存置）

前室	CH=2500
床	長尺ビニル床シート　ア2.0（撤去） モルタル下地（存置）
巾木	ソフト幅木　H=75（撤去）
壁	ビニルクロス（撤去） モルタル下地（存置）
天井	岩綿吸音板 ア12＋石膏ボード ア9（撤去） ＬＧＳ天井下地（存置）

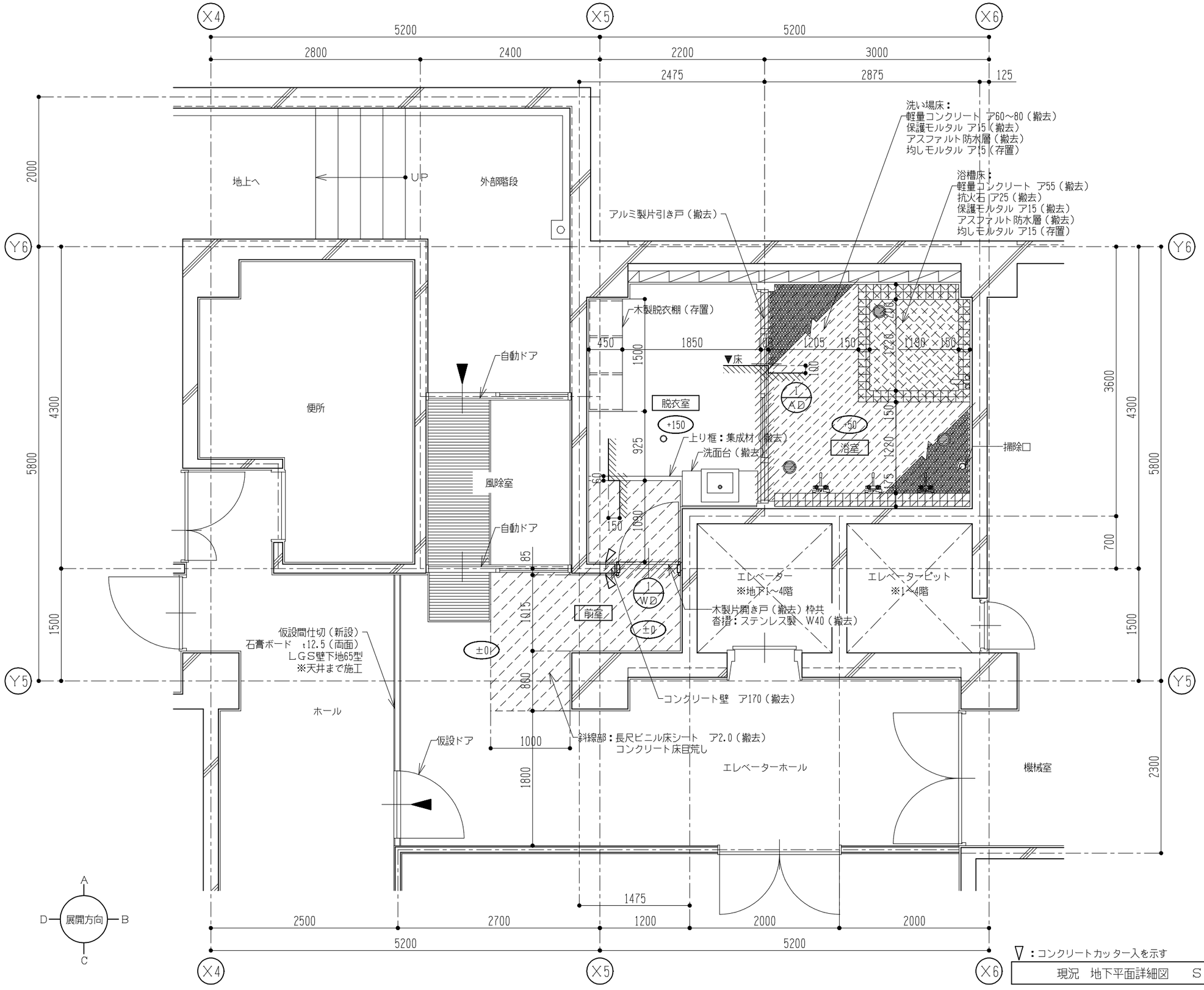

▽：コンクリートカッター入を示す

現況　地下平面詳細図　　S＝1/50

※排水口：設備工事

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図					令和 7 年 6 月	
KAGA 株式会社 香設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号	1級建築士事務所登録	担当	現況　地下平面詳細図	S 1/50	枚/内
	今泉 義明	12(404)0163			S	NO. A－16
					S	

現　況

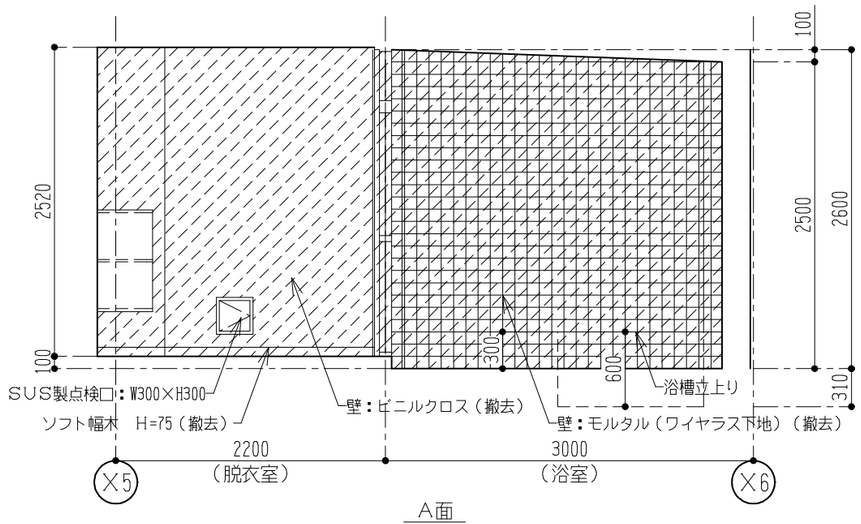

A面

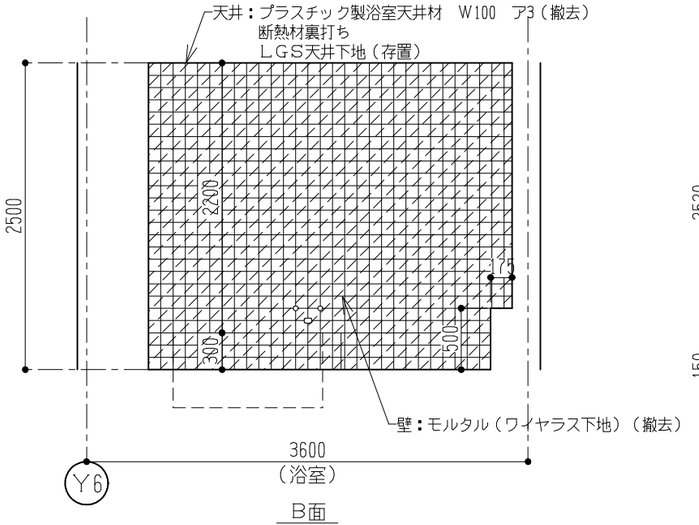

B面

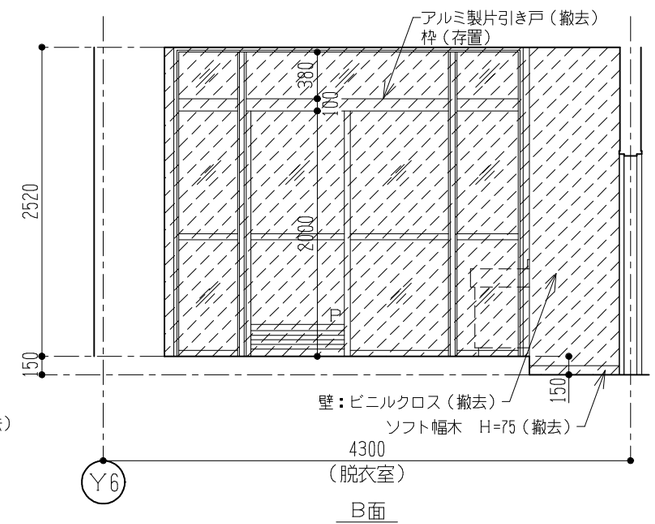

B面

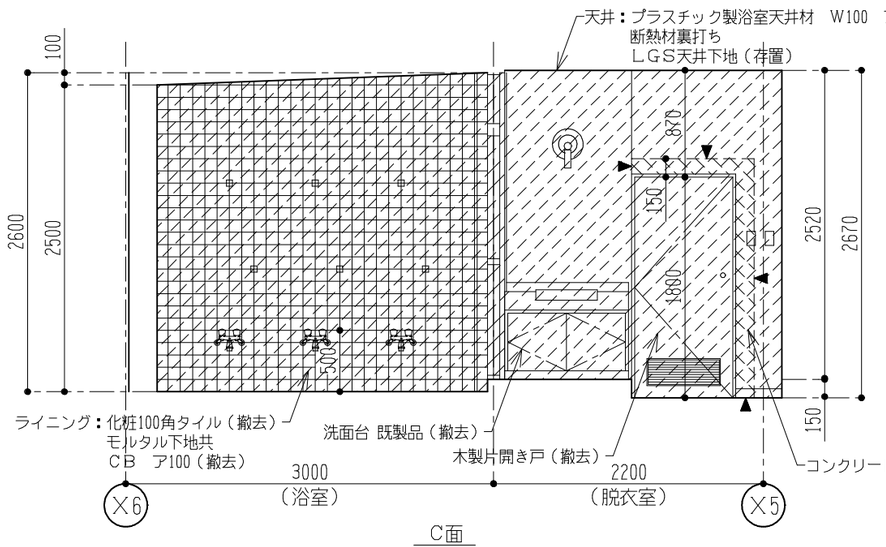

C面

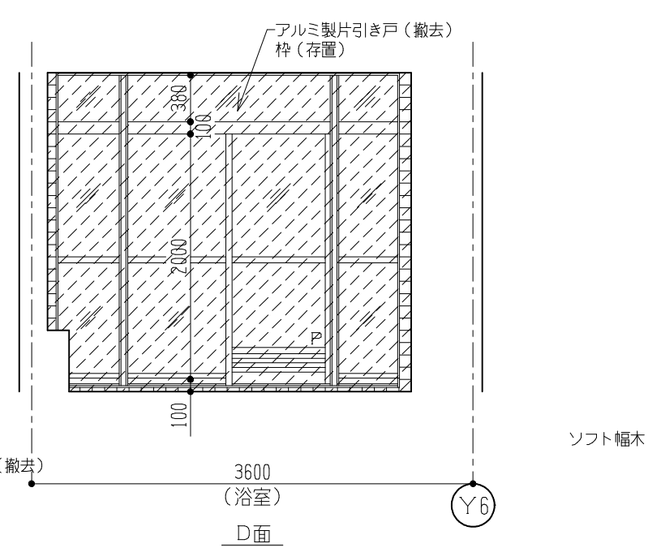

D面

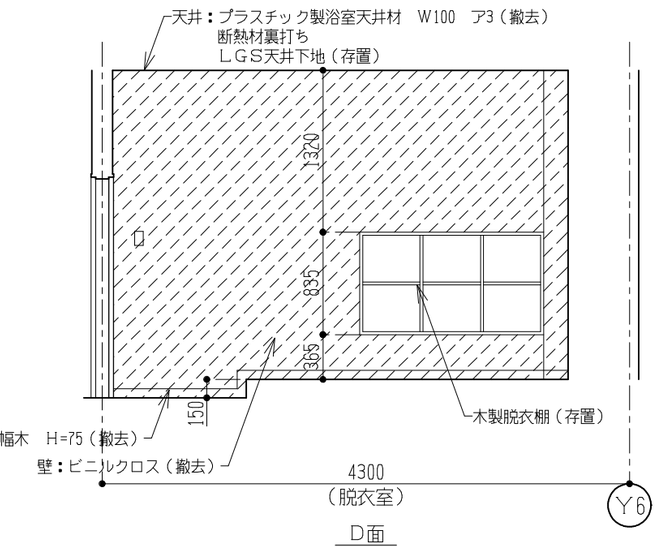

D面

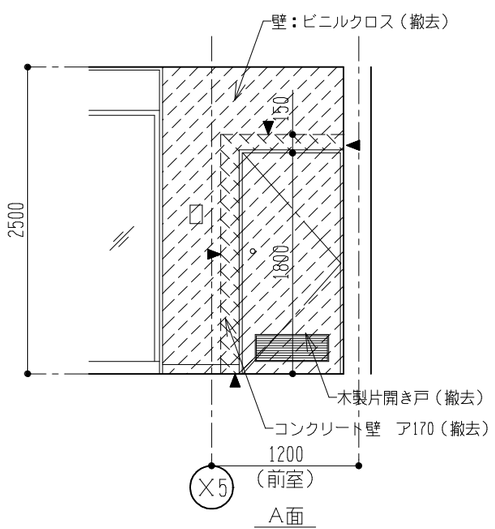

A面

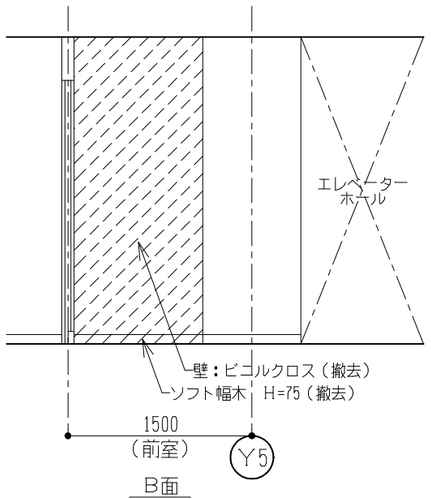

B面

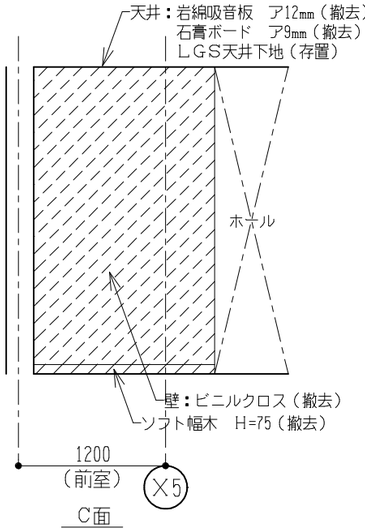

C面

：撤去箇所を示す

▲　：タイルカッター入れ（下地モルタル共）を示す

現況　展開図　　S＝1/50

※寸法単位（㎜）

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図					令和 7 年 6 月	
KAGA 株式会社 香設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号	1級建築士事務所登録	担当	現況　地下展開図	S 1/50	枚/内
	今泉 義明	12(404)0163		浴室、脱衣室、前室	S	NO. A－17
					S	

改修後

（厚さ単位：㎜）

浴室	CH=2500～2600
床	磁器質タイル張り 100角（新設）浴室床用 モルタル塗り　木ゴテ　ア37㎜（新設）
巾木	――――
壁	磁器質タイル張り 100角（新設）浴室壁用 モルタル塗り　木ゴテ　ア15㎜（新設）
天井	浴室用不燃天井材張り　W200　ア3.0（新設） 防湿シート（新設）

脱衣室	CH=2520
床	発泡複層ビニル床シート　ア2.8（新設） 上り框：下地調整（RB種）の上　CL塗り
巾木	ソフト幅木　H=75（新設）
壁	ビニルクロス張　不燃（新設）
天井	浴室用不燃天井材張り　W200　ア3.0（新設） 防湿シート（新設）

前室	CH=2500
床	防滑性ビニル床シート　ア2.5（新設）
巾木	ソフト幅木　H=75（新設）
壁	ビニルクロス張　不燃（新設）
天井	ロックウール吸音板 ア12　不燃（新設） 石膏ボード　ア9.5（新設）

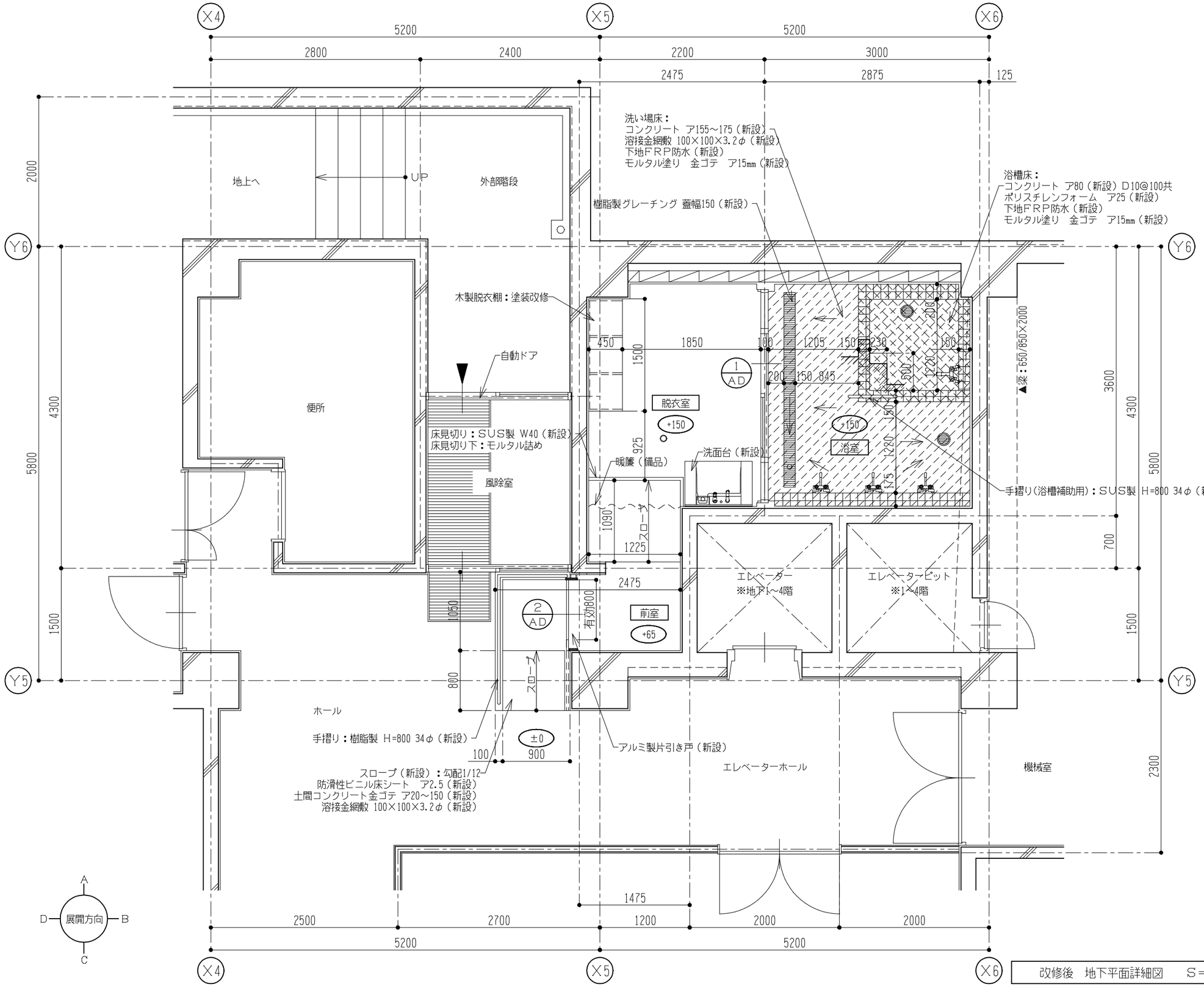

改修後　地下平面詳細図　　S＝1/50

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図					令和 7 年　6 月	
KAGA 株式会社 香設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号	1級建築士事務所登録	担当	改修後　地下平面詳細図	S 1/50	枚/内
	今泉 義明	12(404)0163			S	NO. A－18
					S	

改修後

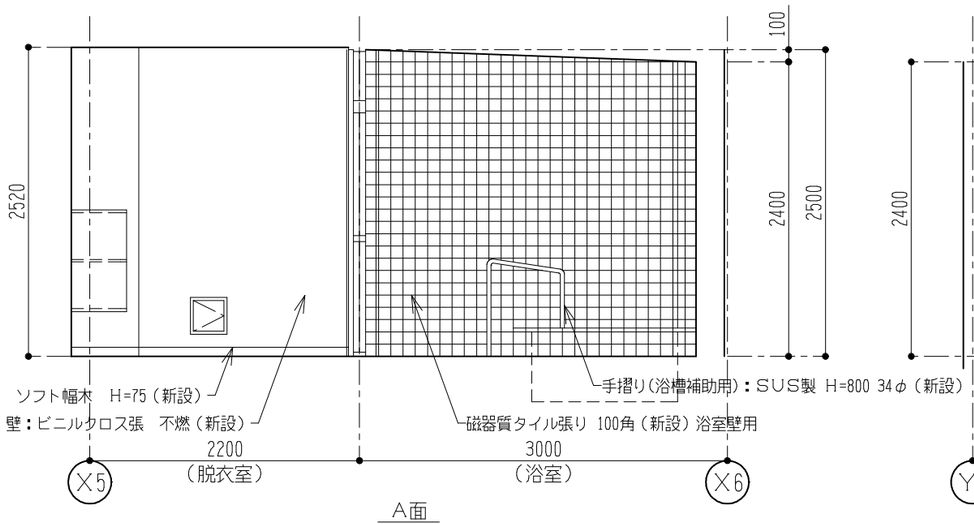

A面

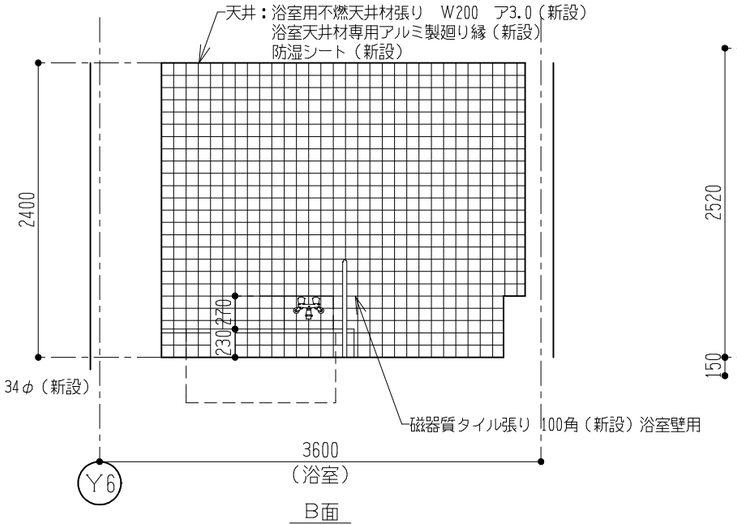

B面

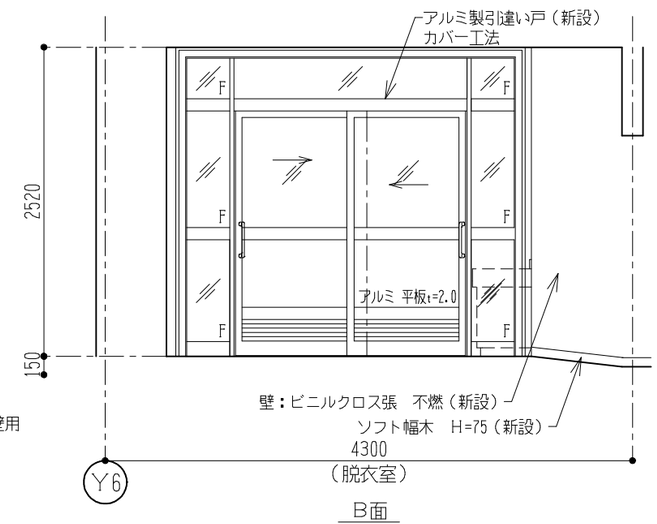

B面

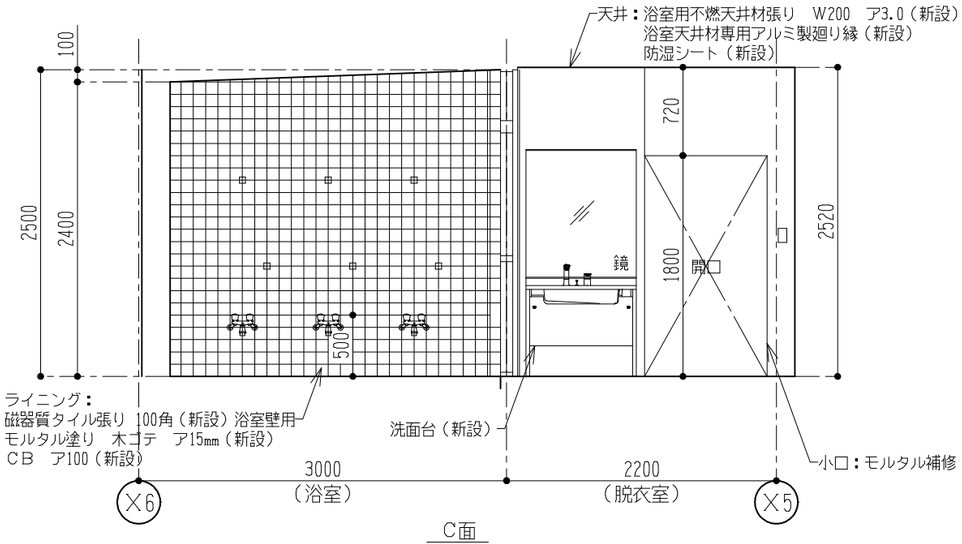

C面

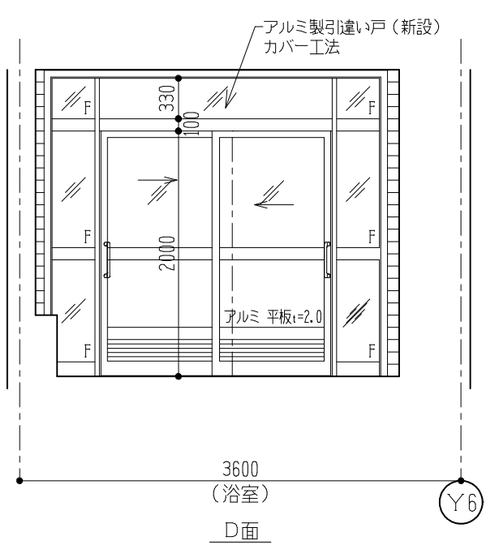

D面

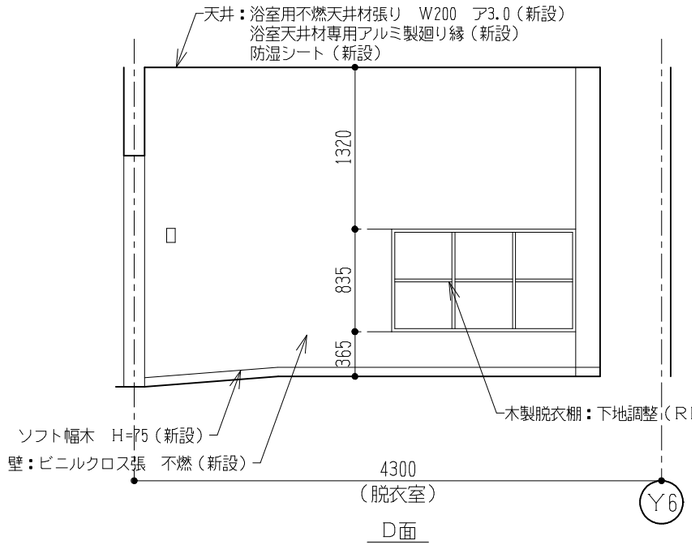

D面

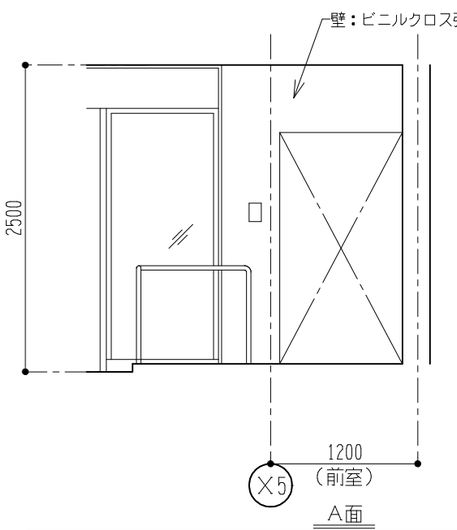

A面

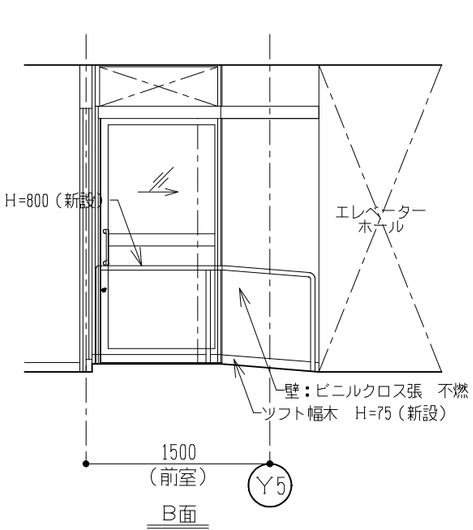

B面

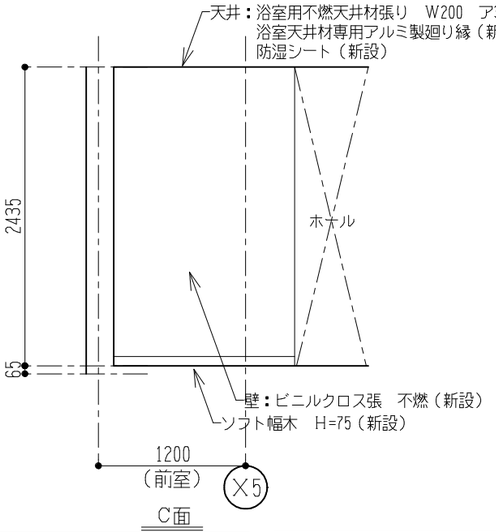

C面

改修後　展開図　　S＝1/50

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図					令和 7 年　6 月	
KAGA 株式会社 香設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号	1級建築士事務所登録	担当	改修後　地下展開図	S 1/50	枚/内
	今泉　義明	12(404)0163		浴室、脱衣室、前室	S	NO. A－19
					S	

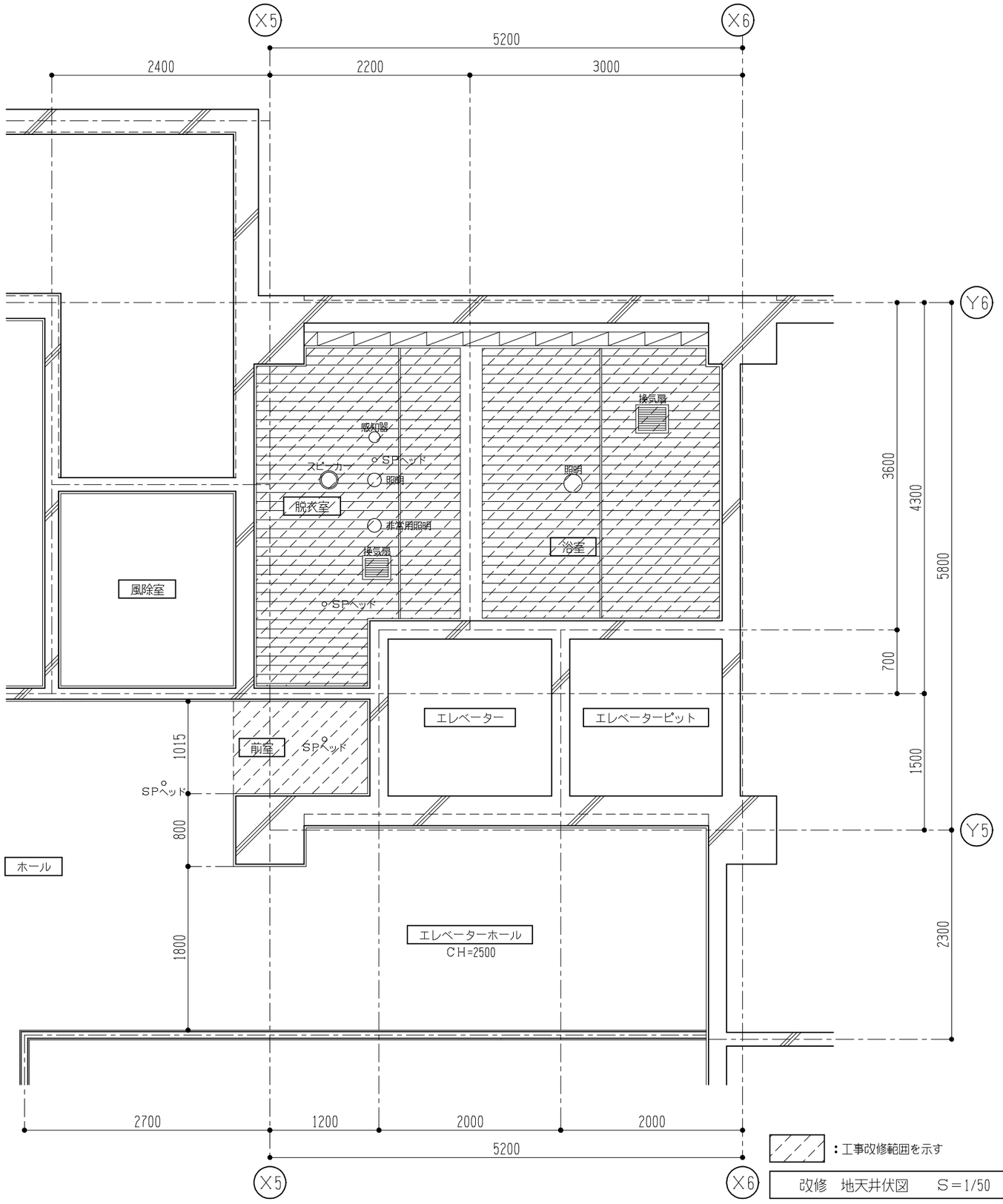

：工事改修範囲を示す

改修　地天井伏図　　S＝1/50

改　修

（厚さ単位：㎜）

浴室		天井高
現況	プラスチック製浴室天井材　W100　ア3（撤去） 断熱材裏打ち ＬＧＳ天井下地（存置）	2500 ～ 2600
改修後	浴室用不燃天井材張り　W200　ア3.0（新設） 浴室天井材専用アルミ製廻り縁（新設） 防湿シート（新設） ＬＧＳ天井下地：斜め補強　19型（新設）	2400 ～ 2500

脱衣室		天井高
現況	プラスチック製浴室天井材　W100　ア3（撤去） 断熱材裏打ち ＬＧＳ天井下地（存置）	2520
改修後	浴室用不燃天井材張り　W200　ア3.0（新設） 浴室天井材専用アルミ製廻り縁（新設） 防湿シート（新設） ＬＧＳ天井下地：斜め補強　19型（新設）	2520

前室		天井高
現況	岩綿吸音板 ア12（撤去） 石膏ボード ア9（撤去）石綿含有建材 ＬＧＳ天井下地（存置）	2500
改修後	ロックウール吸音板 ア12　不燃（新設） 石膏ボード ア9.5（新設） ＬＧＳ天井下地：斜め補強　19型（新設）	2500

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図　　令和 7 年 6 月

KAGA　株式会社 香設計（かおり）
〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1
TEL 024-924-0005(代)

1級建築士 第 78766 号		1級建築士事務所登録	担当	改修　地下天井伏図	S 1/50	枚/内
今泉　義明		12(404)0163			S	NO. A－20
					S	

現　況

記号/名称	1 AD	アルミ製片引き戸	撤去	1 WD	木製片開きフラッシュ戸	撤去
姿　図	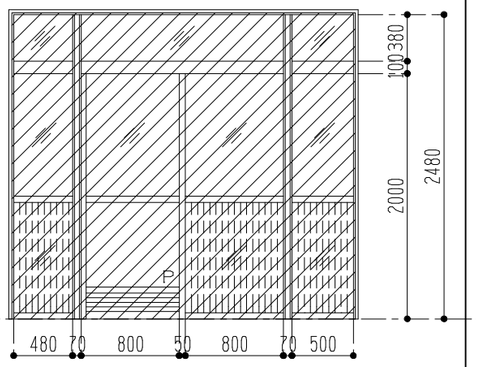			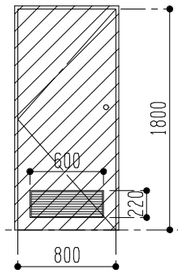		
数量・見込	1	100		1	36	
材質及び仕上	アルミ製（電解着色）			ポリエステル化粧合板		
ガラス	型ガラス ア4㎜、腰：網入型ガラス ア6.8㎜					
金物・備考	埋込レール、戸車、引手、既存枠（存置）			シリンダー円筒錠、ドアチェック（ストッパー無）、ピボットヒンジ		

改修後

記号/名称	1 AD	アルミ製引違い戸（カバー工法）	新設	2 AD	アルミ製片引き戸	新設
姿　図	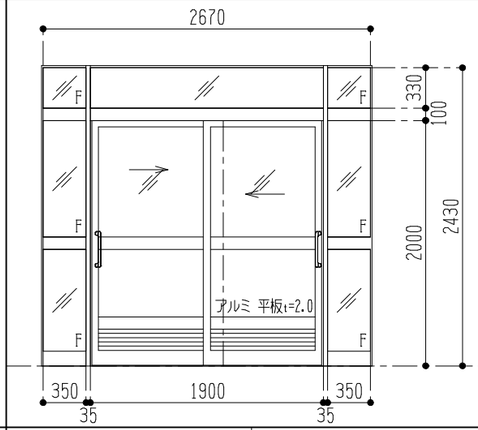			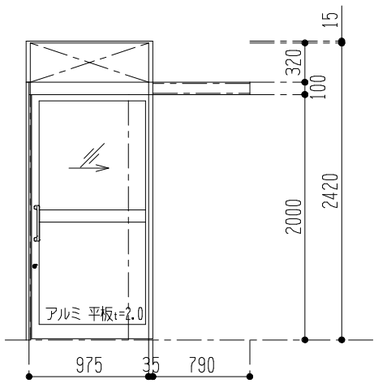		
数量・見込	1	100		1	100	
材質及び仕上	アルミ製（シルバー）			アルミ製（シルバー）		
ガラス	強化型ガラス ア5㎜			強化型ガラス ア5㎜		
金物・備考	アルミ額縁、引手、標準金物一式			アルミ額縁、引手、標準金物一式		

AD－1（カバー工法）詳細図（参考）　S＝1/7

参　考

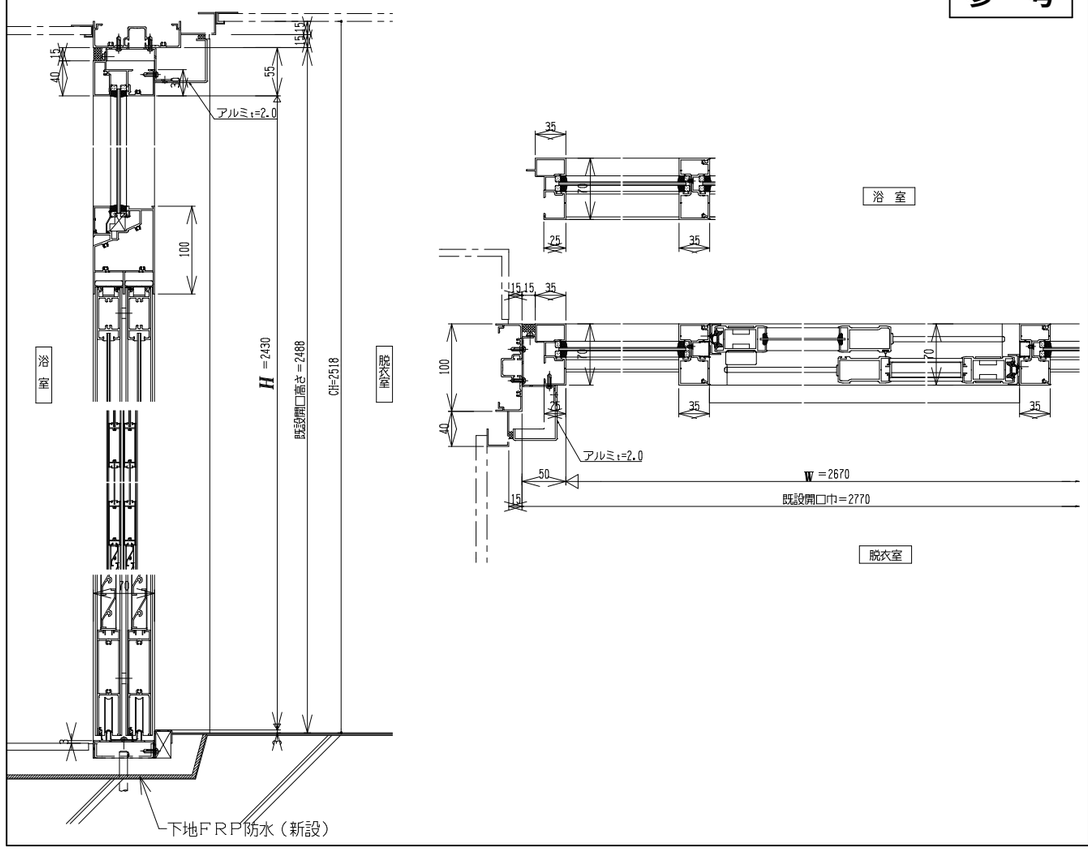

AD－2詳細図（参考）　S＝1/7

参　考

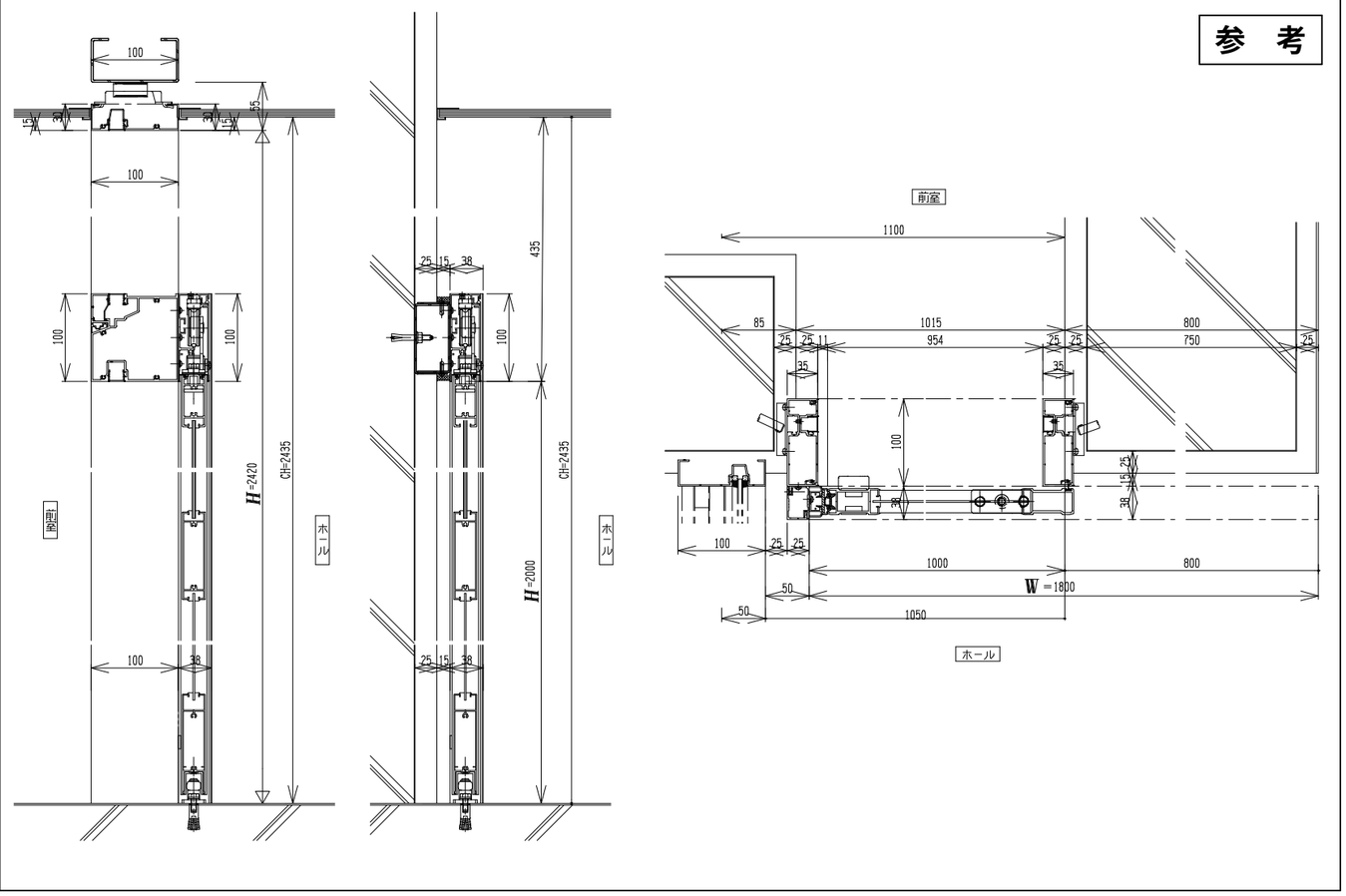

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図					令和 7 年 6 月	
KAGA 株式会社 香設計（かが） 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号	今泉　義明	1級建築士事務所登録	12(404)0163	担当	現況・改修後　建具表　S 1/50 AD－1（カバー工法）詳細図（参考）S 1/7 AD－2詳細図（参考）　S 1/7	枚/内 NO. A－21

浴室出入口詳細図　S＝1/20

現　況

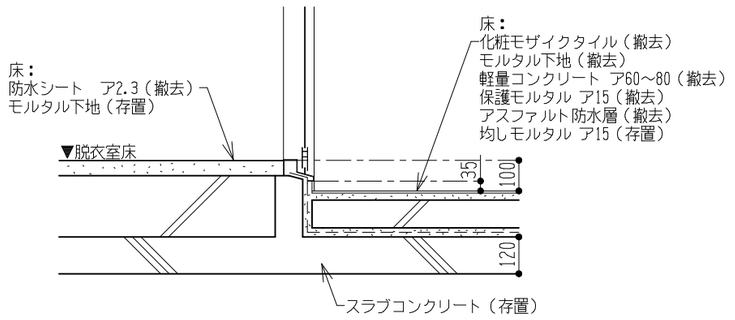

改修後

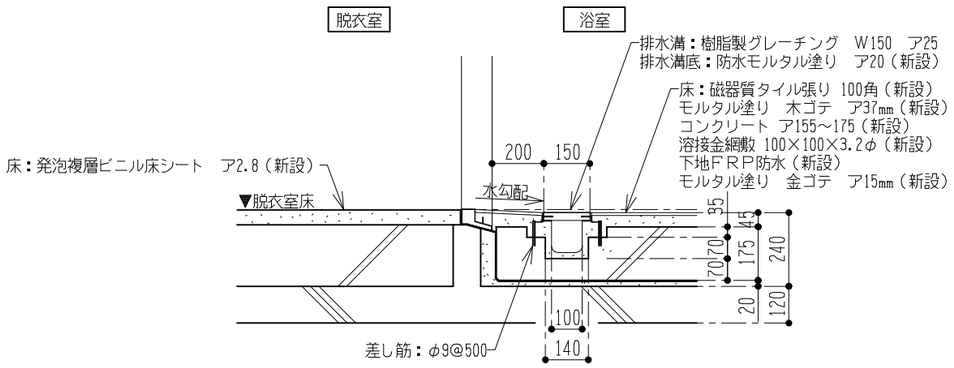

浴槽詳細図　S＝1/10

現　況

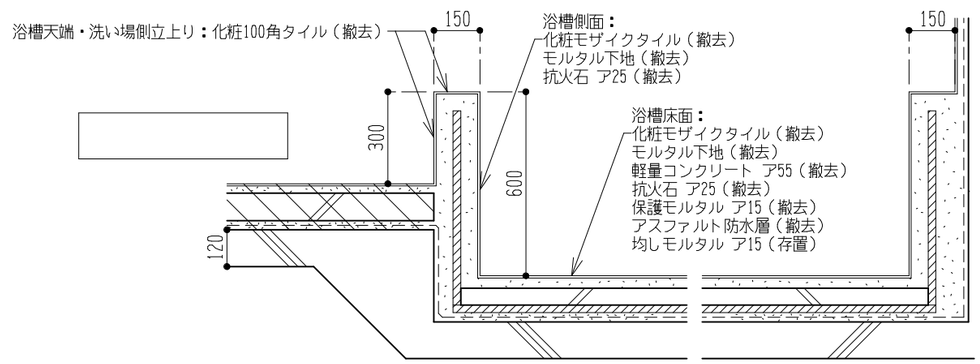

改修後

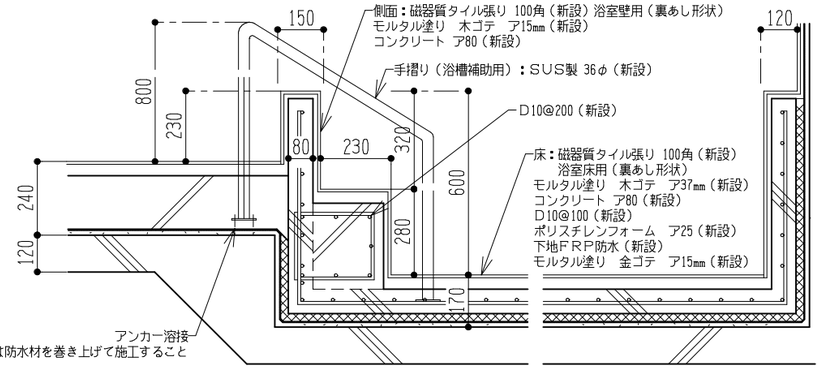

浴室ライニング詳細図　S＝1/10

現　況

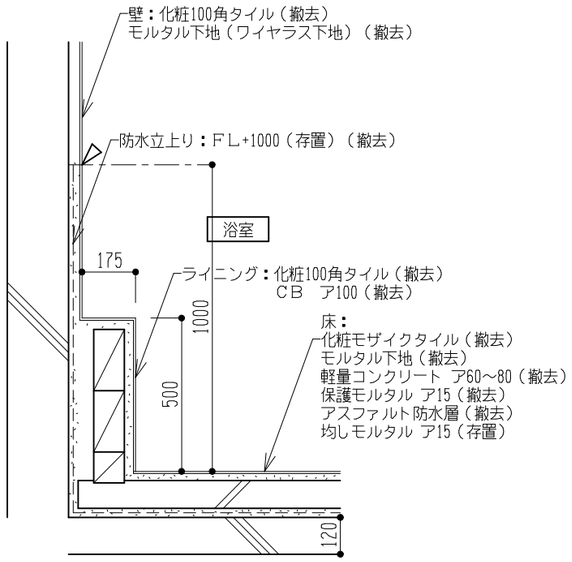

改修後

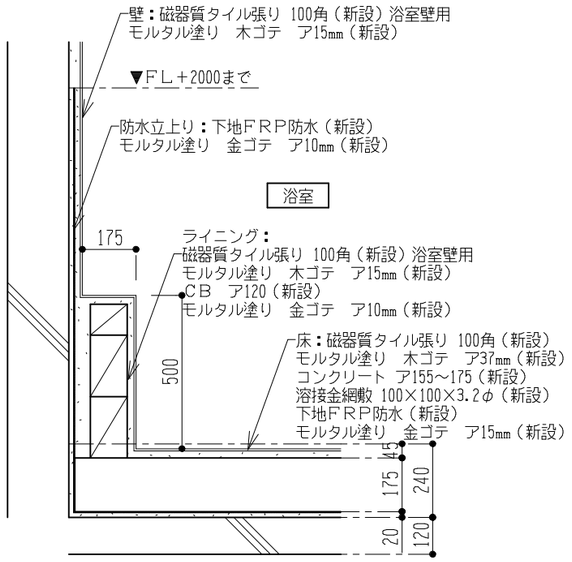

▽：カッター入れ切断位置を示す

浴室バスパネル廻り縁・ジョイント部詳細図（参考）　S＝1/3

※メーカー標準納まりとする

改修後

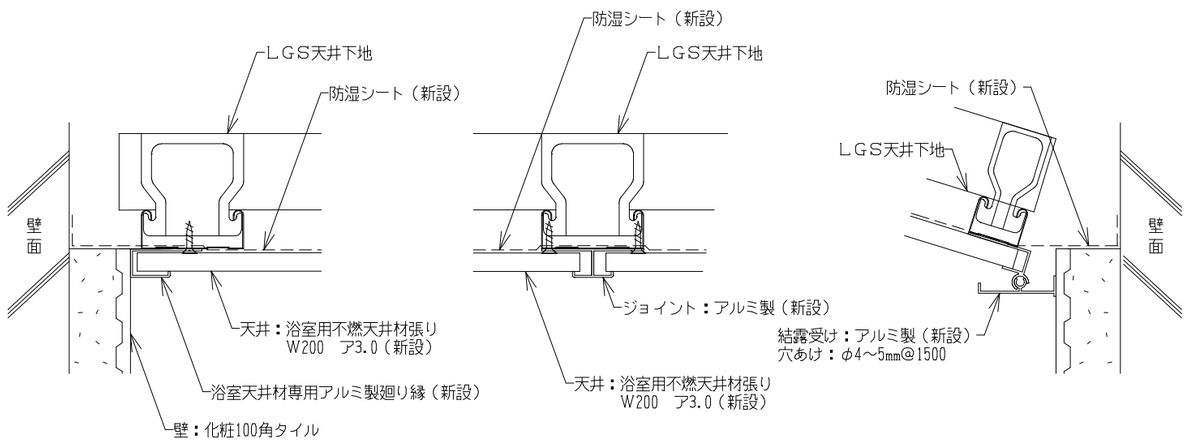

※ ＦＲＰ防水が取合う給排水管・手摺り等は、防水材を巻き上げて施工すること

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図					令和 7 年 6 月	
KAGA 株式会社 香設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号	1級建築士事務所登録	担当	改修　部分詳細図	S 1/20 S 1/3 S	枚/内 NO. A－22
	今泉　義明	12(404)0163				

章：1 電気設備共通事項

項目	特記事項
○ 1 機器等の配置	設計図において機器の配置は、数量及び関係位置を示したものであり、正確な位置はさらに打合せを必要とする。
○ 2 機 材	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は同等以上のものとする。〔県:第1編1.5.1〕 ただし、同等以上のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。〔県:第4編1.2.1〕
○ 3 機材、施工の試験	共通仕様書の各項の試験による。〔県:第1編1.5.3〕
○ 4 関連法規等	電気設備技術基準、同基準解釈、その他の関係法規及び電力会社、電気通信事業者（NTT等）の内規を厳守して完全に施工する。
○ 5 耐震施工	（1）耐震施工は、「福島県建築設備耐震・対津波計画指針（福島県土木部制定）」、及び、「建築設備耐震設計・施工指針（(一財)日本建築センター）」による。〔県:第4編1.3.1〕 （2）本工事施設の耐震安全性の分類は下記による。 ・特定の施設（ ・甲類1 ・甲類2 ・乙類1 ・乙類2 ） ・一般の施設（ その他 ） （3）設備機器の設計用標準水平震度（Ks）は、下表による。

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	甲類1,2 及び 乙類1,2		その他	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
耐震クラス	耐震クラスS	耐震クラスA		耐震クラスB
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5		1.0
中間階	1.5	1.0		0.6
1階及び地下階	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)		0.4 (0.6)

注）：（ ）内の値は地階および1階（あるいは地表）に設置する水槽の場合に適用する

※ 上層階の定義は次による

建物階数	上層階	建物階数	上層階
2～6階建	最上階	10～12階建	上層3階
7～9階建	上層2階	13階建	上層4階

【重要機器】
・配電盤 ・発電装置 ・（ ）
・交換機 ・自動火災報知受信機 ・（ ）
・直流電源装置 ・交流無停電電源装置（UPS） ・（ ）
・中央監視装置 ・太陽光発電設備 ・（ ）

（4）設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1／2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

（5）軽量機器等の耐震施工
上記以外の100kg以下の軽量な機器の据付け、取付けについては、取付下地を入念に施工、確認し、機器メーカーの指定する方法で確実に取付け、据付けを行い落下等に留意する。

（6）建物への配管引込部の耐震処理は〔標準図-電力31-33〕
（ ・FEP方式 ・地中箱方式 ）とする。

（7）エキスパンションジョイント部の配線は、標準図により配線する。〔標準図-電力34〕
電線管端部にはﾌﾞﾙﾎﾞｯｸｽを設ける。

○ 6 工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公庁への手続きなどの費用は、受注者の負担とする。
・ 7 埋戻し土	土中埋設配管の埋戻し土 ※根切り土中の良質土 ・（ ）（第1編 2.2.1） 配管保護部の埋戻し土 ※山砂 ・（ ）
○ 8 試運転調整	（1）試運転に係る費用は、受注者の負担とする。 （2）各機器の個別試験後に下記の総合調整を行い、機能確認報告書を監督員に提出する。 ・照明装置 ・受変電設備 ・発電設備 ・中央監視制御設備（自動制御設備との協調） ・構内交換設備 ・構内情報通信網設備 ・（ ） ・太陽光発電設備 ・（ ） ・（ ）
・ 9 運転燃料	納入する（ 種別 ℓ又は kg ）
○ 10 配管工事	（1）特に指示なき電線管はねじなし電線管を使用し、PF管は一重管とする。（第2編 1.2.2） （2）埋込型分電盤からの立上がり予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合（PF22）を1本、5個以上の場合（PF22）を2本程度天井まで立ち上げる。 （3）予備配管には、1．2mm以上のビニール被覆鉄線を入線する。
○ 11 支持金物・固定金具	（1）屋外機器及び屋外配管に使用する吊り金物、支持金物、固定金物類 ・ステンレス製（SUS304） ・溶融亜鉛メッキ（HDZ35以上で配管等の仕様と整合） （2）屋外機器のアンカーボルトキャップ（樹脂製）を取り付ける。 （3）振動を伴う機器の固定金具のナットは、ダブルナットとする。 （4）ピット内等多湿箇所の吊り金物、支持金物、固定金物類 ・溶融亜鉛めっき ・電気亜鉛めっき製 ・ステンレス製

章：1 電気設備共通事項

○ 12 電線管の塗装	（1）下記部位に使用する、外面めっき電線管の露出配管には塗装を施す。 ・屋外 ・居室 ・機械室 ・ ・ ・配線室 ・共同溝内 ・ ・
・ 13 インサート	床板で断熱材打込み部分は、断熱材用インサートとする。
・ 14 保温、結露防止	外部に面する壁、天井には位置ボックス等を打ち込むことは望ましくないが、やむを得ず設ける場合には、保温や結露防止の処理を行う。
・ 15 配線器具等	（1）図面に特記（図示）無きフラッシュプレートの仕様 ・樹脂製 ・新金属製 ・ステンレス製 （2）図面に特記（図示）無きスイッチの仕様 ・一般形（大角形） ・ワイド形 ・（ ）
・ 16 ハンドホール マンホール蓋	（1）文字 ○ 標準文字入り ・文字無し ・県章入り文字付き ・ （2）開閉用フック（ハンドル）の納入 ・する。［納品数：・1組 ・2組 ・（ 組 ）］ ・しない （3）ボルトロック式等の仕様については、図示による。
○ 17 環境に配慮した電線採用	特記なき場合は、電線及びケーブルについて、EM（ｴｺﾏﾃﾘｱﾙ）ケーブルを使用する。
・ 18 盤 類	（1）盤類の仕様は下記のとおりとし、詳細は図面特記による。 ・公共建築工事標準仕様書 ・メーカー標準品 ・図示による （2）銘板には製造者及び受注者の連絡先を入れること。
○ 19 機器の取付け	特記なき場合は、別表「機器の取付高さ」による。
・ 20 幹線ケーブル	主要な幹線ケーブルは、プルボックス、ハンドホール等内で、円回し等により余長を確保する。 なお、この際はケーブルを緊縛してはならない。
・ 21 表示等	（1）プレートの表示 器具を実装しないものについては、下記の要領で用途を明示する。 （ 電灯、動力、電話、放送、TV、火報、ﾍﾟｰｼﾞｬｰﾎﾝ、表示、時計、防犯、監視、LAN、呼出等 ） （2）幹線の表示 強電、弱電の幹線引出口、引込口、プルボックス内及びハンドホール内の必要な箇所には、行先、回路種別及びケーブルサイズ等を明示した表示札、プレート等を設ける。 （3）プルボックス及びハンドホールの表示 プルボックスの表面に用途表示を行う。
・ 22 接地工事	1 既存の接地 ・利用する ・利用しない 2 接地を新設する場合は、以下による。 （1）接地埋設標は黄銅板製の刻記式とし、A種接地工事（柱上高圧機器を除く）、受電設備等のB種接地工事、その他図面に特記する接地工事に設けること。 （2）接地極の材料は、下表による。(枚数及び本数は最低の値とする。)

接地極の種類		記号	接地極の材料 銅板	接地棒	備考
電力	共用	$E_{A,C,D}$	・1枚	・2本	
	A種接地工事	E_A	・	・6本	
	柱上高圧機器	E_{Bo}	・	・2本	
	B種接地工事	E_B	・	・2本	
	C種接地工事	E_C	・	・6本	
	D種接地工事	E_D	・	・1本	
通信情報	構内交換機用	E_t	・1枚	・2本	
	直流電源装置（陽極）	E_{Tp}	・1枚	・2本	
	保安用（ 10Ω以下）	E_{At}	・	・6本	
	保安用（100Ω以下）	E_{Lt}	・	・1本	
	拡声用増幅器（100Ω以下）	E_{Dt}	・	・1本	
雷保護	避雷設備	E_L	・1枚	・2本	旧JIS基準の場合に適用
	低圧避雷器（ 10Ω以下）	E_{LL}	・	・6本	
			・	・	
他	測定補助用	E_O	・	・1本	
			・	・	

接地極銅板 ： 1．5t×900°
接 地 棒 ： 14φ×1,500L（一般用）
： 10φ×1,000L（外打）
： 10φ×1,000L（測定補助用） 2ヶ所

	（3）共用、単独の区分 ・共用 ・単独 ・（ ）
	（4）共用接地、連接接地の区分 ・共用接地 ・連接接地 ・（ ）
	（5）接地の共用
	① A種、C種、D種接地 ・共用 ・単独
	② B種接地 ・共用 ・単独
	③ 漏電遮断器回路の接地 ・共用 ・単独
	④ 接地極として構造体の利用接地（鉄骨造及び鉄筋コンクリート造） ・行う ・行わない
	⑤ 通信機器等の接地 ・共用 ・単独
	（6）構造体用接地用端子 ・設ける ・設けない
	（7）測定用補助接地端子極 ・設ける ・設けない
	※ 接地工事については、施工前に現場土質等の状況により、設計図に示す接地方式で基準値を達成できない恐れがある場合は、監督員と協議を行うこと。
▲ 23 蛍光灯安定器	蛍光灯の種類、回路方式については図示による。
・ 23 LED制御装置	※ 一般形（LN）、初期照度補正形（LJ）、連続調光形（LX、LZ）の種類については、図示による。
○ 24 照度測定及び照度計算	（1）測定する箇所については、監督員との協議による。（第2編 2.18.2） （非常用の照明装置については、照度測定を実施する。）
	（2）主要な室の照明器具の設置にあたっては、施工前に施工図による照明器具配置上での照度分布図を提出すること。なお、主要な室の選定については、監督員と協議すること。
・ 25 受変電設備	（1）直列リアクトル ・油入 ・モールド （2）消火器は本工事に含む （ 種別 収納ボックス共 本） （3）危険等の表示板を設ける（鋼板製メラミン焼付塗装） （4）高調波の流出対策については、「高調波抑制対策ガイドライン」による。
・ 26 発電設備	（1）設置条件 （ 標高 m） （ 外気温度 ℃～ ℃） （2）消火器は本工事に含む （ 種別 収納ボックス共 本） （3）危険等の表示板を設ける（鋼板製メラミン焼付塗装） （4）騒音対策 （ 敷地境界地点騒音値 db(A) 以下） （5）排出ガス対策 （ 大気汚染防止法 福島県 ppm 以下） ※非常用は除く。
・ 27 構内情報通信網設備	ケーブルは種別毎に色分けし、露出部分（端末接続部分を除く）を保護する。 また、導通、対の配置、減衰量、長さ（UTPは90m以下）、近端漏話減衰量、ACRの検査試験を行う。
○ 28 コンクリート貫通・はつり・穿孔	（1）貫通、はつり又は穿孔する箇所は、事前に金属探知機による鉄筋・埋設物（電線類・配管類）の調査を行うこと。 （2）金属探知機による調査で判断できなかった場合は、X線内部探査（撮影）等による調査について監督員と協議すること。 （3）金属探知機及びX線内部探査（撮影）等による調査が困難な場合は、休日等に関係設備を停止し不測の事態を想定した上での施工など、対応方法について監督員と協議の上、施設管理者に報告すること。

章：1 電気設備共通事項

・ 29 あと施工アンカー	アンカーは原則として先付け工法とするが、やむを得ない場合は監督員と協議のうえ、あと施工アンカーを使用する。特に重量物を吊る場合のあと施工アンカーについては、アンカーの選定、鉄筋や電線管等に干渉しないことの事前確認方法、及び作業者について協議すること。 （1）あと施工アンカー ・接着系アンカー（有機系） ・金属拡張系アンカー（打込式） （2）施工前に計画書を作成し、監督員に提出する。 （3）施工確認試験（目視検査、接触検査、打音検査）を全数 （※行う ・行わない ） （4）引張試験（ ・行う ※行わない ） 引張試験本数（ ※抽出 ・全数 ） 【引張試験対象設備】 ・（ ） ・（ ） ・（ ） ・（ ） ・（ ） ・（ ） 引張試験を抽出して行う場合は次による。 ① 1日に施工されたものの各径、各仕様ごとを1ロットとし、1ロットに対し3本を行う。 ただし、1日で同一径のものを複数員、複数の場所で施工する場合は、それぞれ行う。 ② ロットの合否判定は、ロットの全ての試験箇所が合格と判定された場合に、当該ロットを合格とする。 ③ 不合格ロットは、残り全数に対して試験を行う。
○ 30 改修工事	改修工事にあたっては、工事範囲における次の確認・測定等を施工前に行い、監督員に報告する。 ・既設機器の動作確認 ・照度測定 範囲 （※居室 ※教室 ・指定する場所 ・（ ）） ・絶縁測定 （ ・幹線 ・分岐回路 ・弱電ケーブル ） ・接地抵抗測定 ・導通試験

【機器の取付高さ】

機器取付高さは、図示が無ければ下表を標準とするが、機器の使用用途を考慮し、適宜調整すること。
（監督員の指示により変更することがある）

名称		測点		取付高 (mm)
取引用計器		床上 ～ 中心		約 1,800 ～ 約 2,200
引込開閉器		床上 ～ 中心		約 1,800 ～ 約 2,200
分電盤		床上 ～ 中心		約 1,500 ～ 約 2,100
プラケット	洗面器	鏡上		約 100
	階段踏場	床上 ～ 中心		約 2,000 ～ 約 2,500
スイッチ	屋外	床上 ～ 中心		約 1,500
	一般	床上 ～ 中心		～ 約 1,300
	車椅子用	床上 ～ 中心		～ 約 1,100
	住宅	床上 ～ 中心		約 1,100
		～		
		～		
コンセント	一般	床上 ～ 中心		約 300 ～
	台上	台上 ～ 中心		約 200
	土間	床上 ～ 中心		約 800
	量	床上 ～ 中心		約 150
		～		
		～		
		～		
手元開閉器		床上 ～ 中心		約 1,500
		～		
壁掛型制御盤		床上 ～ 中心		約 1,500
消火栓表示灯		床上 ～ 中心		約 2,000 ～ 2,500
端子盤		床上 ～ 下端		約 700 ～
保安器ボックス		床上 ～ 下端		約 2,000
電話位置ボックス壁、テレビ端子		コンセントに準じる		
受信機、副受信機（壁掛型）		床上 ～ 操作部		約 800 ～ 1,400
分布型感知器		床上 ～ 中心		約 1,700
発信機		床上 ～ 操作部		約 800 ～ 1,400
表示灯		床上 ～ 中心		約 1,900
ベル		床上 ～ 中心		約 2,300
感知器試験機		床上 ～ 中心		約 1,500
呼出ブザー		床上 ～ 中心		約 1,500
トイレ呼出ボタン		床上 ～ 中心		数 400 、800
押ボタン	屋外	床上 ～ 中心		約 1,500
	屋内	床上 ～ 中心		約 1,300
インターホン（壁掛）		床上 ～ 中心		約 1,100
子時計		床上 ～ 中心		約 2,300
警報盤		床上 ～ 中心		約 1,300
壁掛音量調節器		床上 ～ 中心		約 1,100 ～ 1,800
スピーカー		床上 ～ 中心		約 2,300
表示器		床上 ～ 中心		約 2,300
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		

※ スイッチ類を同じ位置に複数設置する場合（空調リモコン、ATT等）は、スイッチ高さを基準とし、使用頻度の高いものから、使い勝手を損なわない範囲で高さを設定し、極力縦方向に配置すること。
車いす等利用者が使用する箇所は、本表によらず、適正な高さに配置すること。
人感センサー付照明器具等の点検用スイッチ等、通常操作を行わないスイッチ類は、容易に触れない高さとすること。
機器（大きさ、質量、構造等）及び取付場所に適した取付方法を施すこと。

※ 本工事または別途工事の受注者が設計仕様に基づき任意に選定する機器類を設置する場合は、設置する機器類に対しての電源（電圧、電流、開閉器容量等）や配線容量が適合していることを確認すること。なお、確認は電源工事施工前に行うこと。また、適合していない場合は、監督員と協議を行うこと。
（設計段階における機器類の電源容量等は、想定機器から求めたものであり、受注者が選定する機種によっては、電源容量等の不足が生じる場合があることから、確認を要するものである。）

福島県建築関係工事特記仕様書		建築士事務所名	株式会社 香設計	工事名称	杉妻会館地下1階風呂改修工事実施設計業務委託
		設計者氏名	今泉 義明 1級建築士 第 78766 号	図面名称	電気設備工事特記仕様書(1)
				図面番号	E-01

2 雷保護設備

- 1 雷保護設備

(1) 建物等の雷保護設備　　・設ける　　・設けない
※雷保護設備については、現場施工前に本工事、別途工事等を含めた施工図による検証を行い、設計図に基づく雷保護設備で保護できない場合は、監督員と協議すること。

(2) 適用JIS
- JIS A 4201：:2003（新JIS）
- JIS A 4201：1992（旧JIS）
- JIS Z 9290-1：2014
- JIS Z 9290-3：2014
- JIS Z 9290-4：2009

(3) 外部雷保護（旧JIS以外の場合）　　・有り　　・無し
※ 詳細は、図示（図面）による。

(4) 内部雷保護（旧JIS以外の場合）　　・有り　　・無し
※ 詳細は、図示（図面）による。

(5) 雷による電磁インパルスに対する機器の保護　　・有り　　・無し
※ 詳細は、図示（図面）による。

(6) SPDを用いた雷サージ低減　　・有り　　・無し
※ 詳細は、図示（図面）による。

※ 雷保護設備がある既存建築物の屋上等に機器類を設置する場合は、雷保護領域内に納まることを確認すること。また、雷保護設備がない建築物でも屋上等に機器類を設置することにより、雷保護設備が必要になる場合があるので、確認すること。確認の結果、雷保護領域内に納まらない場合や新たに雷保護設備が必要になる場合は、監督員と協議すること。

3 東日本大震災の復旧・復興事業における積算方法等

- 1 資材調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。

資材名	規格	調達地域等

- 2 労働者確保

(1)本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準（福島県土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。
　営繕費（共通仮設費における仮設建物費）：労働者送迎費・宿泊費・借上費
　労務管理費：募集及び解散に要する費用・賃金以外の食事・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・純工事費に含まれない作業員及び作業被服等の費用・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

(2)本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額（建築関係工事積算基準に基づき算出した額）における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。
　1）共通仮設費に占める、実績変更対象間接費（営繕費）：設計書に積上げ計上された金額
　2）現場管理費に占める、実績変更対象間接費（労務管理費）の割合：　　％

(3)受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様 式1）」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(4)受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(5)発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。
なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。

(6)受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

(7)受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

4 準備期間確保工事・フレックス工事

- 1 準備期間確保工事

準備期間確保工事における事務処理要領
この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間（○○日間）内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日（工事の始期）を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

- 2 フレックス工事

フレックス工事試行要領
この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。

- 3 着工届の提出

着工届は、着工後速やかに提出すること。

- 4 コリンズの登録

受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。

- 5 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係

施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第 10 に基づき、提出すること。

- 6 その他

・ 準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。（準備期間確保工事）

・ 工事の始期までの着工猶予期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工猶予期間中に行う準備は受注者の責任により行うものとする。（フレックス工事）

5 施工条件

1 工程関係
※調整 無し
・ 別途工事との工程調整が必要 有り
　調整項目　・資材等の流用　・仮設及び工事用道路等の調整　・建設機械等の調整
　・施工順序の調整　・図示による　・その他（　　）

2 施工時期
※制限 無し
・ 制限 有り
　・ 制限する工種名（　　）
　・ 施工時期（・土日祝日のみ　・図示による　・その他（　　））
　・ 施工時間（・　　・　　時～　　時まで　・　　）
　・ 施工方法（　　）
施工時間
施工方法

工事を施工しない日
・ 有（・　年　月　日　・別紙のとおり）
・ 無
工事を施工しない時間帯
・ 有（・　：　～　：　・別紙のとおり）
・ 無

3 他機関との協議
　協議が必要な機関名（　　）
　協議完了見込み時期（　　）

4 工事用地
・ 下記以外は図示等による。
(1) 工事車両の駐車場　（※構内　・（　　））
(2) 資材置き場　（※構内　・（　　））
(3)　建設発生土（堀戻し、盛り土用）の仮置場所　（※構内　・（　　））

・ 仮設ヤード　※無し　・有り（※図示による　・（　　））

5 公害対策
※施工方法の制限 無し
・ 施工方法の制限 有り
　・騒音　・振動　・水質　・粉じん　・排出ガス　・その他（　　）
・ 施工方法等
　・指定工法名（　　）　・別途協議による　・図示による

・ 事業損失防止に関する調査
　・騒音測定　・振動測定　・水質調査　・近隣家屋の事前・事後調査　・地盤沈下測定
　・その他（　　）
・ 調査箇所
　・図示による　・別途協議
・ 調査時期
　・図示による　・（　　）

6 安全対策
・ 近接公共施設等に対する制限
　・近接公共施設名等　（・鉄道　・電気　・ガス　・水道　・電話　・その他（　　））
・ 制限を受ける工種　（　　）

7 その他
※敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。
※当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。

5 施工条件

工事区分
別表－1の記入上の注意：「※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には・をOに変え、※を・に変えること。
　また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を・に変えること。」

別表－1　設備工事との工事区分表

工事内容				建築工事	電気設備工事	機械設備工事	その他
機器の基礎	電気関係	配電盤・制御盤の基礎	屋内	※	・		
			屋外	※	・		
			屋上	※	・		
		自家発電機の基礎（アンカーボルトを除く）		※	・		
		テレビアンテナ基礎（アンカーボルトを除く）		※	・		
		避雷針の基礎（アンカーボルトを除く）		※	・		
	機械関係	屋内設備（架台、アンカーボルトを除く）		※		・	
		屋上設備（架台、アンカーボルトを除く）		※		・	
		屋外設備（架台、アンカーボルトを除く）		※		・	
	架台、アンカーボルト			・	※	※	
	特記した基礎			※	・	・	
開口部	梁、床、壁	補強を要するもの		・	※	※	
	貫通スリーブ	補強を要しないもの		・	※	※	
	梁、床、壁	補強を要するもの		※			
	貫通部型枠	補強を要しないもの		※			
	軽量鉄骨下地、壁、	補強を要するもの		※			
	天井ボード類の切込	補強を要しないもの（アウトレットボックスは除く）		※			
	埋込形分電盤、	補強を要するもの		・	※	・	
	端子盤等の仮枠	補強を要しないもの		・	※	・	
	上記開口部の補強			※			
	上記開口部の墨出し			※	※	※	
	スリーブの穴埋め（型枠の穴埋めを含む）			・	※	※	
	フリーアクセスフロア用配線器具			※			
点検口	床、壁、天井			※			
外部取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む			※			
湯沸室のフード				※	・	・	
換気扇の取付枠				・	・	・	
流し台	排水トラップ共			※		・	
防油堤	オイルサービスタンクの防油堤		自家発用	※	・		
	タンク基礎		空調用	※		・	
床下水槽のマンホールふた				※			
屋外排水管	雨水			※		・	
	汚水、雑排水					※	
雨水立管（たてどい）				※			
トイレ手すり				※		・	
化粧鏡（衛生器具まわり）				・		※	
はめ込形洗面器用カウンター（前板共）				※		・	
ガスボンベ転倒防止用の鎖						※	
電気配管配線	自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ			※			
	防火扉リリーズ				※		
	電極棒				・	※	
	配線ピット及びふた			※	・		
	機器などへの接続（1次側）				※	・	
	機器付属の制御盤以降の2次側の配線配管（接地共）					※	
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線				※		
	自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線				※		
	自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線				※		
	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配管（接地共）				※	・	
	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その渡り配線				・	※	
	個別パッケージの室内機、室外機の渡り配線（接地共）				・	※	
	煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線				※		
	小便器用節水装置の制御盤以降の2次側の配管配線				・	※	
ガス漏れ検知器					・	※	
電気錠	電気錠及び通電金具			※	・		
	TENキー及び制御盤			※	・		
エレベーター出入口三方枠（金属製）				※		・	
エレベーター出入口三方枠（石製）				※		・	
シャワーユニット				※		・	
バスユニット				※		・	
洗濯機パン				・		※	
システム天井	ボード・Tバー			※			
	照明ライン設備プレート				※		
	空調ライン設備プレート					※	
消火器ボックス				※			
自動制御設備関連のインバーター装置及び盤					・	・	
自動制御設備関連のインバーター装置（別途、盤に組込む）						・	

福島県建築関係工事特記仕様書

建築士事務所名	株式会社　香設計	工事名称	杉妻会館地下1階風呂改修工事実施設計業務委託
設計者氏名	今泉 義明　1級建築士 第 78766 号	図面名称	電気設備工事特記仕様書（2）
		図面番号	E-02

6 現場環境改善（快適トイレの設置）

・ 1 内容

① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。
(12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】
（1）洋式(洋風)便座
（2）水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置含む)
（3）臭い逆流防止機能
（4）容易に開かない施錠機能
（5）照明設備
（6）衣類掛け等のフック、又は荷物のおける棚(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの(全項目必須)】
（7）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
（8）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
（9）サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
（10）鏡と手洗器
（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品(任意)】
（12）室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m2以上ではない。幅・奥行き各900mm以上)
（13）擬音装置(機能を含む)
（14）着替え台
（15）臭気対策機能の多重化
（16）室内温度の調整が可能な設備
（17）小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場等)

② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したもの)を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。

③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。

・ 2 設置に要する費用

快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。
月額の支出実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。
ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。
なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。

7 再生資源利用（促進）計画

・ 1 再生資源利用計画書

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。
また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

・ 2 再生資源利用促進計画書

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。
また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

8 総合評価方式における技術提案書の確認

1 内容

※総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について

総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。
なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。
確認の方法については、「土木工事共通仕様書 Ⅲ編 2. 様式 第8号様式(確認書)」を用いることとし、監督員へ提出の上確認を受けることを原則とする。
また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。

9 熱中症対策

(1)工期・工程等

・ 猛暑による作業不能日数

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

ⅰ) 作業不能日数:●日間

ⅱ)上記ⅰ)は、環境省が公表する東北地方●●※1(福島)地点における WBGT 値
(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(令和●年～●年)について、本工事の工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和 63年法律第 91 号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間にWBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したもの5年分を平均したもの。

ⅲ)気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する東北地方●●(福島)地点における WBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下 第一位を四捨五入する。))がⅰ)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

※1 下表の観測地点を記入
(参考)

建設事務所管内	観測地点
県北	茂庭,梁川,福島,鷲倉,二本松
県中	船引,郡山,湯本,小野新町,石川
県南	白河,東白川
会津若松	金山,若松
喜多方	桧原,喜多方,西会津,猪苗代
南会津	只見,南郷,田島,桧枝岐
相双	相馬,飯舘,浪江,川内,広野
いわき	山田,小名浜

福島県建築関係工事特記仕様書			建築士事務所名	株式会社 香設計	工事名称	杉妻会館地下1階風呂改修工事実施設計業務委託
			設計者氏名	今泉 義明 1級建築士 第 78766 号	図面名称	電気設備工事特記仕様書(3)	図面番号 E-03

改修後

参考姿図

A	浴室灯	B	ｽｸｴｱ ﾍﾞｰｽﾗｲﾄ	C	ﾌﾟﾗｹｯﾄﾗｲﾄ	D	ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ ｾﾝｻ付
(LED 64W)		(LED 24W)		2475 (LED 9.5W)		2875	125 (LED 7.1W)
5320lm		FHP23型×4灯相当ﾀｲﾌﾟ 直付型 3170lm		１５形直管蛍光灯１灯器具相当 840lm		公共品番：LDS2-LRS1-08	1020lm
参考品番：NNFW42500KLE9		参考品番：直付XL664PFVJLA9		参考品番：LGB85042LE1		参考品番：XNS1060WNKLE9	

X4 X5 X6 Y6 Y5

5200 2800 2400 5200 2200 3000

2000 4300 5800

外部階段 U.P

脱衣室 便所 風除室 浴室 前室 ホール エレベーター エレベーターピット エレベーターホール 機械室 監視室

自動ドア

IV2.0×2 (19) HIV2.0 (19) プﾚｰﾄのみ更新

HIV2.0 (E19)

既存照明 既存非常照明

既存換気扇用SW箇所：壁穴埋め

スロープ 1090 1050 800 有効800 145

貫通処理 Φ25

区画貫通処理 電気・計装

防火貫通 1500

ロックウール 繊維充填 金属管 モルタル

建築基準法施行令第129条の2の5第1項第7号（イ）

450 1850 100 1205 150 1220 1190 150 200 150 1220 175 925 100 900 1475 2500 2700 1200 2000 2000

浴室 1 脱衣室 B 1 C 1 前室 D 1

▲梁：650/850×2000

1500 2300 3600 4300 5800 700

IV2.0×2 (19) 3

2.0 EM-EEF2.0-3C (E25) 露出

別紙図面参照

便所・浴室・脱衣室 換気扇用ｽｲｯﾁ

貫通処理 Φ25

既存回路③より

既存電灯分電盤

A B C D 展開方向

改修後 地下平面詳細図 S＝1/50

参考姿図

※ 非常灯 (LED 1.3W)

(防湿型・防雨型)

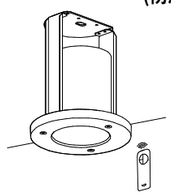

保守率：0.92 K0148594

器具取付高さ		2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m
単体配置	A1	4.3	4.5	4.6	4.7	3.7
直線配置	A2	9.3	10.4	10.9	11.9	12.9
四角配置	A4	7.5	8.2	8.7	9.7	11.7

参考品番：NNFB91715C

凡 例

※	非常灯
H	露出スイッチ：ホタル１Ｐ１５Ａ×１ 壁取付
3H	露出スイッチ：ホタル１Ｐ１５Ａ×３ 壁取付
2	埋込コンセント：２Ｐ１５Ａ×２（ﾌﾟﾚｰﾄのみ更新）

本図に於いて、特記無き配線は下記の通り

配線記号	配線種別
電灯設備	躯体内配線
	EM-EEF 1.6-2C （ｺﾛｶﾞｼ）
	EM-EEF 1.6-3C（1Cはｱｰｽ）（ｺﾛｶﾞｼ）
2.0	EM-EEF 2.0-3C（1Cはｱｰｽ）（ｺﾛｶﾞｼ）

― 注 記 ―

1. ――― 更新
   - - - - - 既存再利用と示す。
2. ▨ 防火区画貫通処理 Φ25（E25）

杉妻会館地下 1階風呂改修工事 設計図 令和７年 ６月

KAGA 株式会社 香設計
〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地１
TEL 024-924-0005(代)

1級建築士 第78766号	1級建築士事務所登録	担当	改修後 地下 S	枚/内
今泉 義明	12(404)0163		電灯・コンセント設備 平面詳細図 S 1/50	NO. E－04
			S	

改修後

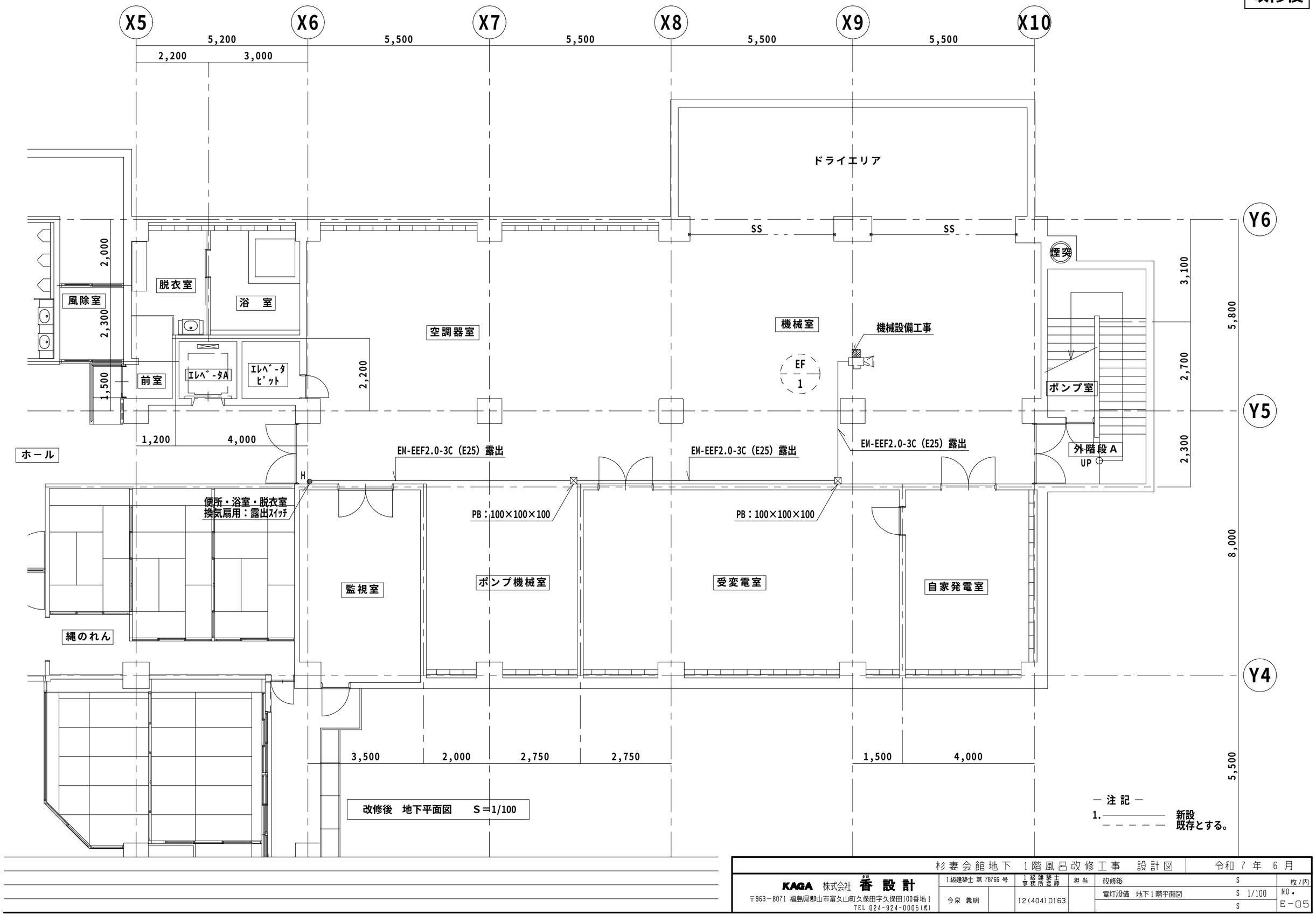

改修後　地下平面図　　S＝1/100

― 注 記 ―

1. ―――― 新設
   - - - - - 既存とする。

杉妻会館地下 1階風呂改修工事　設計図　　令和 7 年 6 月

KAGA 株式会社 香設計
〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1
TEL 024-924-0005(代)

1級建築士 第 78766 号	1級建築士事務所登録	担当		枚/内
今泉 義明	12(404)0163		改修後 S	
			電灯設備　地下1階平面図 S 1/100	NO. E－05
			S	

改修後

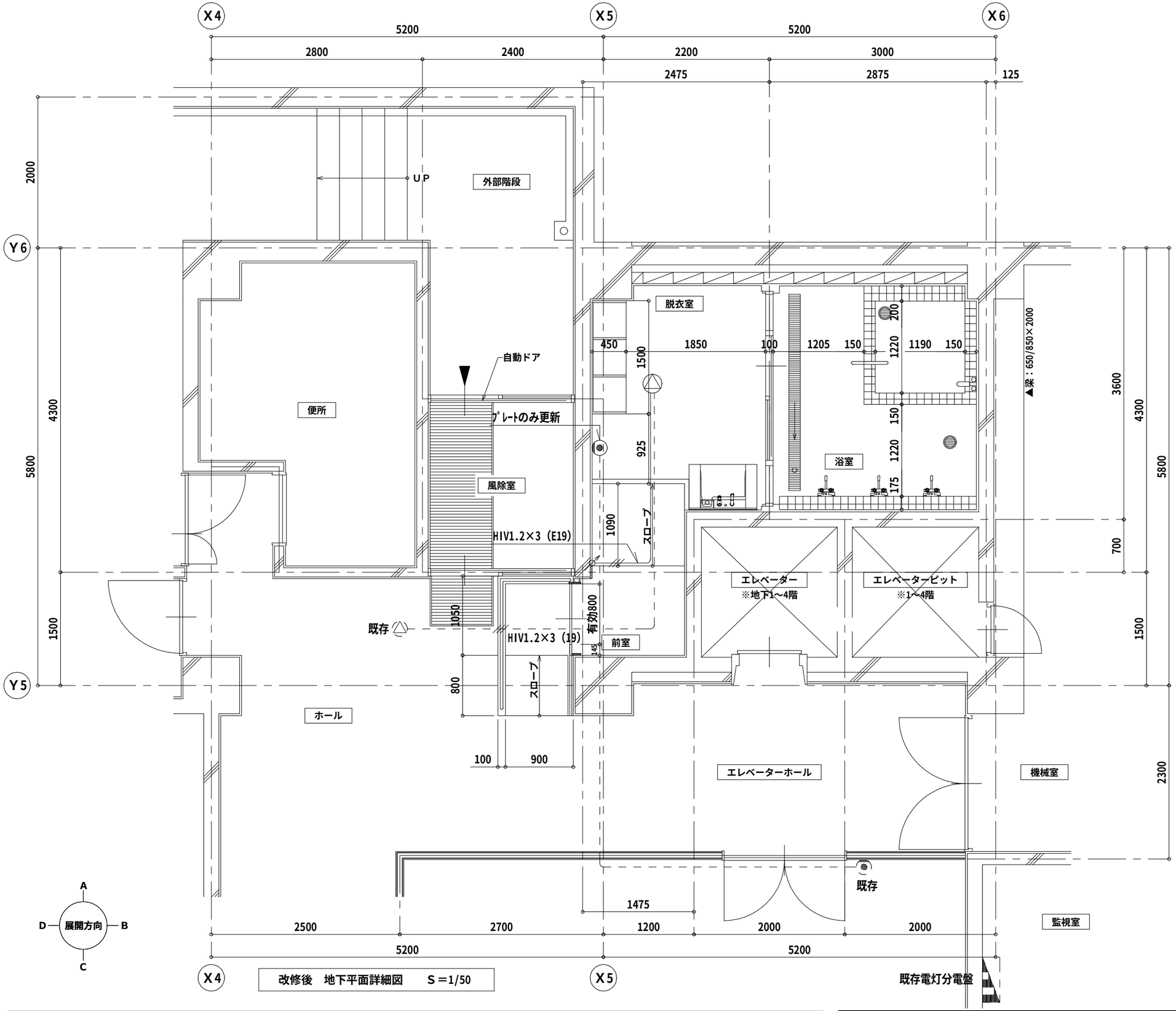

改修後　地下平面詳細図　S＝1/50

参考姿図

天井埋込型防滴スピーカー

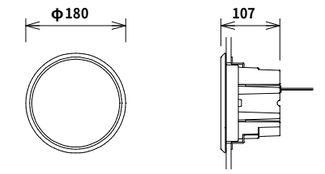

L級

定格入力	3W（3．3kΩ）
出力音圧レベル	89dB（1W／1m）
周波数特性	150Hz～20kHz（－20dB）
使用スピーカー	8cmコーンスピーカー
仕上げ	ABS樹脂
パネル	アルミパンチング
保護等級	IPX2（JIS C 0920）

参考品番：WS-5801

凡　例

放送設備	
△	スピーカー：天井埋込型
⌀	アッテネータ：露出型　壁取付
弱電設備	
◎	電話用コンセント：はとめプレート(プレートのみ更新)

― 注 記 ―

1. ―――― 更新
　－ － － － 既存再利用と示す。

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図					令和 7 年 6 月	
KAGA 株式会社 香設計	1級建築士 第 78766 号	1級建築士事務所登録	担当	改修後　地下	S	枚ノ内
〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1	今泉 義明	12(404)0163		弱電設備（放送・電話）平面詳細図	S 1/50	NO.
TEL 024-924-0005(代)					S	E－06

改修後

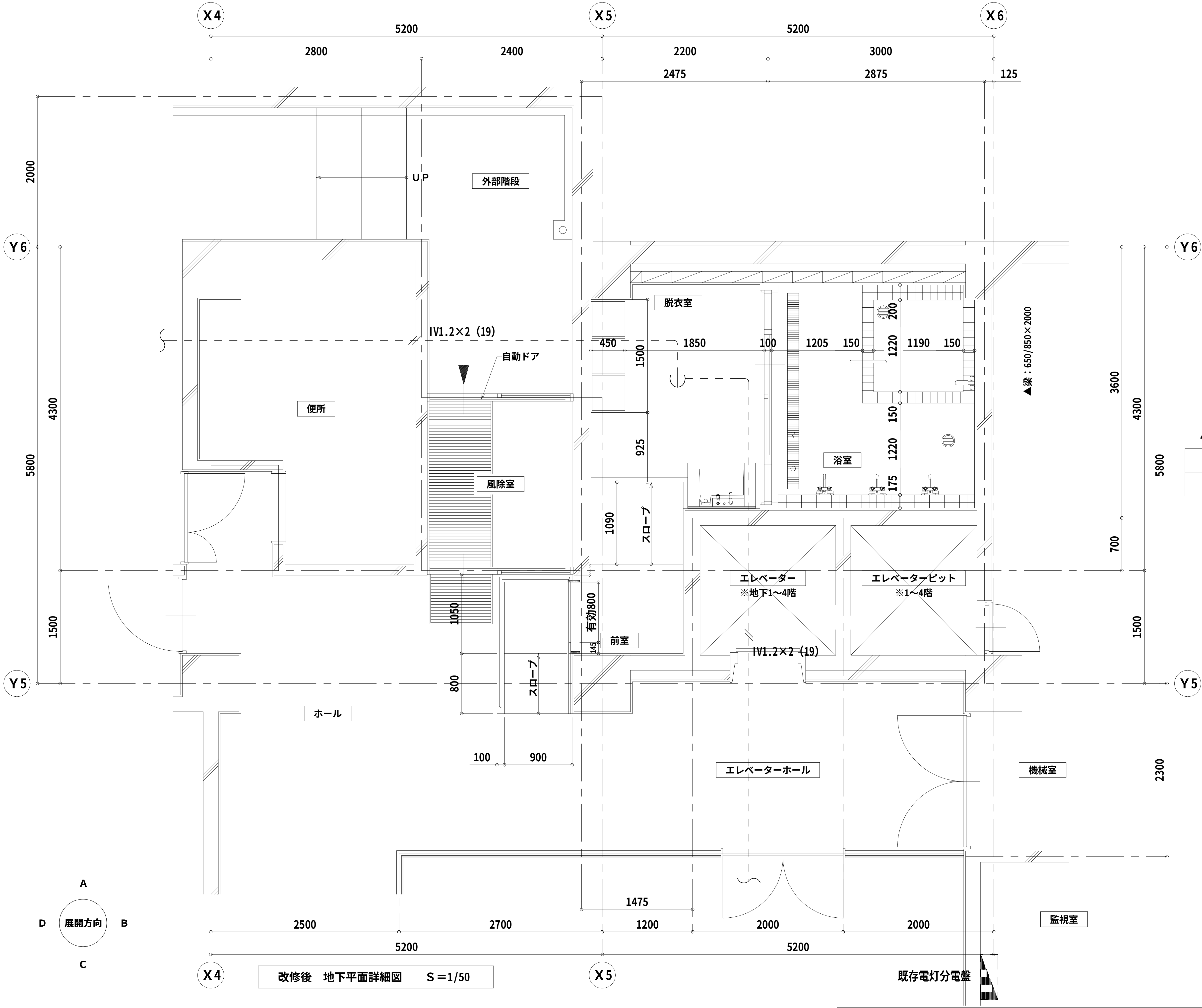

改修後　地下平面詳細図　　S＝1/50

凡　例

記号	名称
(symbol)	定温式スポット形感知器１種　防水形

— 注 記 —

1. ———— 更新
– – – – 既存再利用と示す。

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図				令和 7 年　6 月
KAGA 株式会社 香 設 計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地１ TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号 今泉 義明	1級建築士事務所登録 12(404)0163	担当	改修後　地下 S 自動火災報知設備　平面詳細図 S 1/50 S
				枚/内　NO.　E－07

現　況

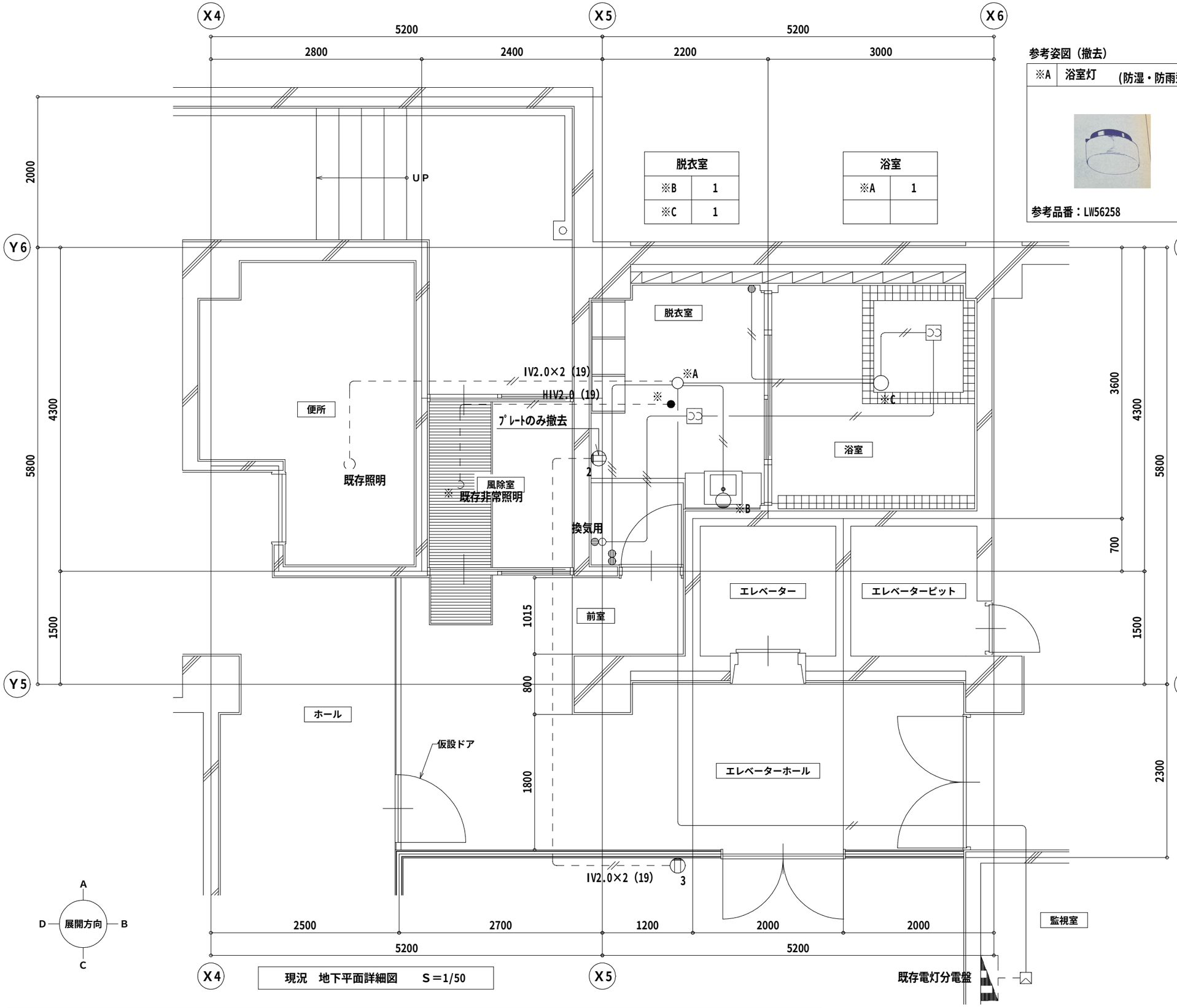

現況　地下平面詳細図　　S＝1/50

参考姿図（撤去）

※A 浴室灯 （防湿・防雨型）	※B ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ （RF-100W）	※C ﾌﾞﾗｹｯﾄﾗｲﾄ （HF40X）
		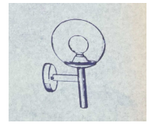
参考品番：LW56258	参考品番：	参考品番：YA86220,YA86230

凡　例　：　撤　去

※	非常照明：白熱灯
	埋込スイッチ：１Ｐ１５Ａ×１　壁取付
	埋込スイッチ：１Ｐ１５Ａ×２　壁取付
	埋込スイッチ：１Ｐ１５Ａ×１　PL付　壁取付
2	埋込コンセント：２Ｐ１５Ａ×２　壁取付
	換気扇：天井埋込型　（機械工事）

本図に於いて、特記無き配線は下記の通り

配　線　記　号	配　線　種　別
電灯設備	躯体内配線（残置）
―//―	IV1.6×3　(19)
―//―	IV2.0×2　(19)

－ 注 記 －

1.既存躯体内、配管・配線は残置とする。
2.－ － － － －　既存再利用と示す。
3.既存配線は再利用とする為、
　壁及び天井撤去の際、端末の養生を行うこと。

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図　　令和 7 年 6 月

KAGA 株式会社 香（かど）設計
〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1
TEL 024-924-0005(代)

1級建築士 第 78766 号		1級建築士事務所登録	担当		枚/内
今泉　義明		12(404)0163		現況　地下　S	NO・
				電灯・コンセント設備　平面詳細図　S 1/50	E－08
				S	

現　況

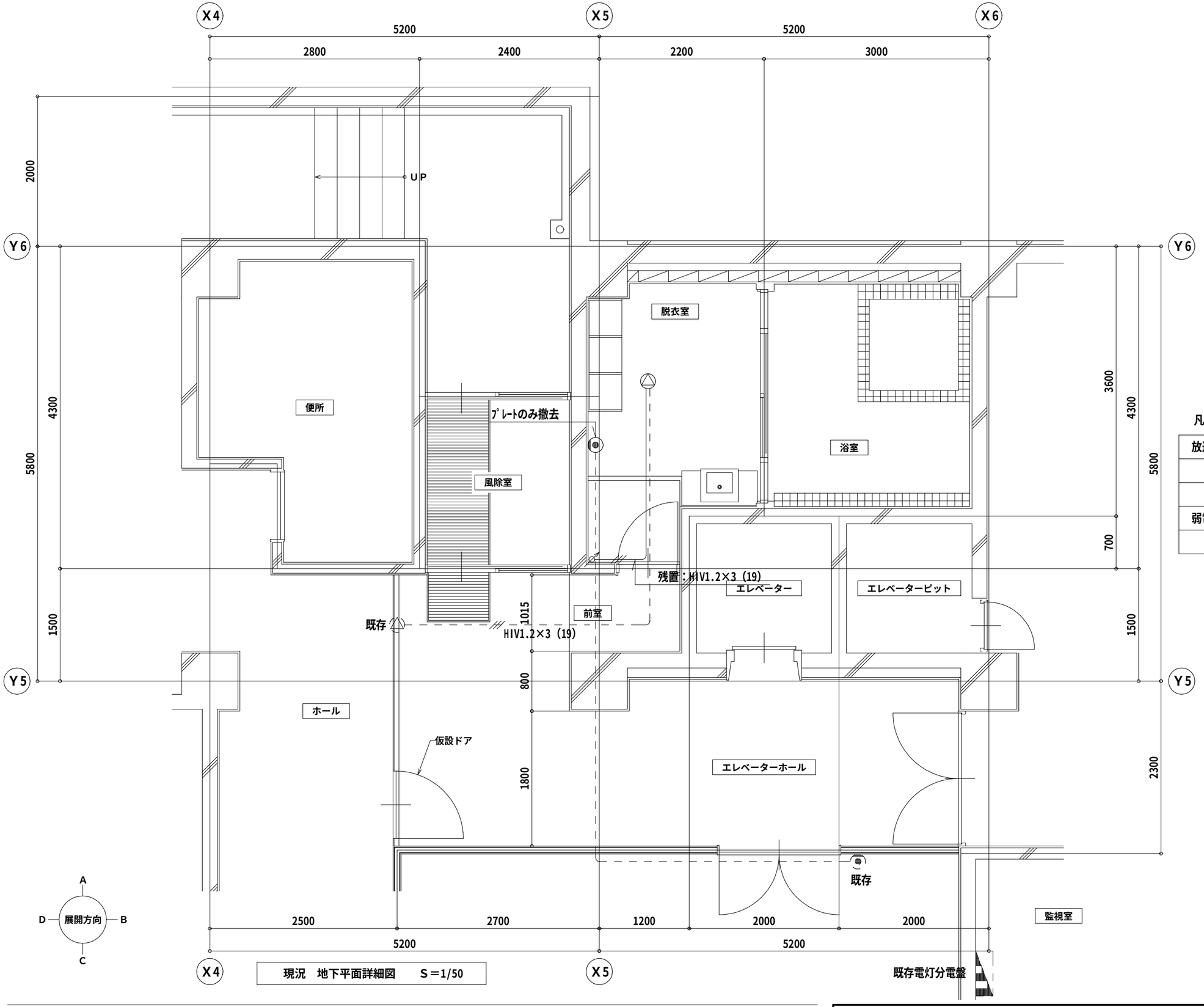

現況　地下平面詳細図　　S＝1/50

凡 例 ： 撤 去

放送設備	
△	スピーカー：天井埋込型
⌀	音量調節器：壁取付
弱電設備	
◎	はとめプレート：壁取付

― 注 記 ―

1.既存躯体内、配管・配線は残置とする。

2.－ － － － －　既存再利用と示す。

3.既存配線は再利用とする為、
　壁及び天井撤去の際、端末の養生を行うこと。

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図　　令和 7 年 6 月

KAGA 株式会社 香設計
〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1
TEL 024-924-0005(代)

1級建築士 第 78766 号		1級建築士事務所登録	担当	現況　地下	S	枚/内
今泉　義明		12(404)0163		弱電設備（放送・電話）平面詳細図	S 1/50	NO. E－09
					S	

現　況

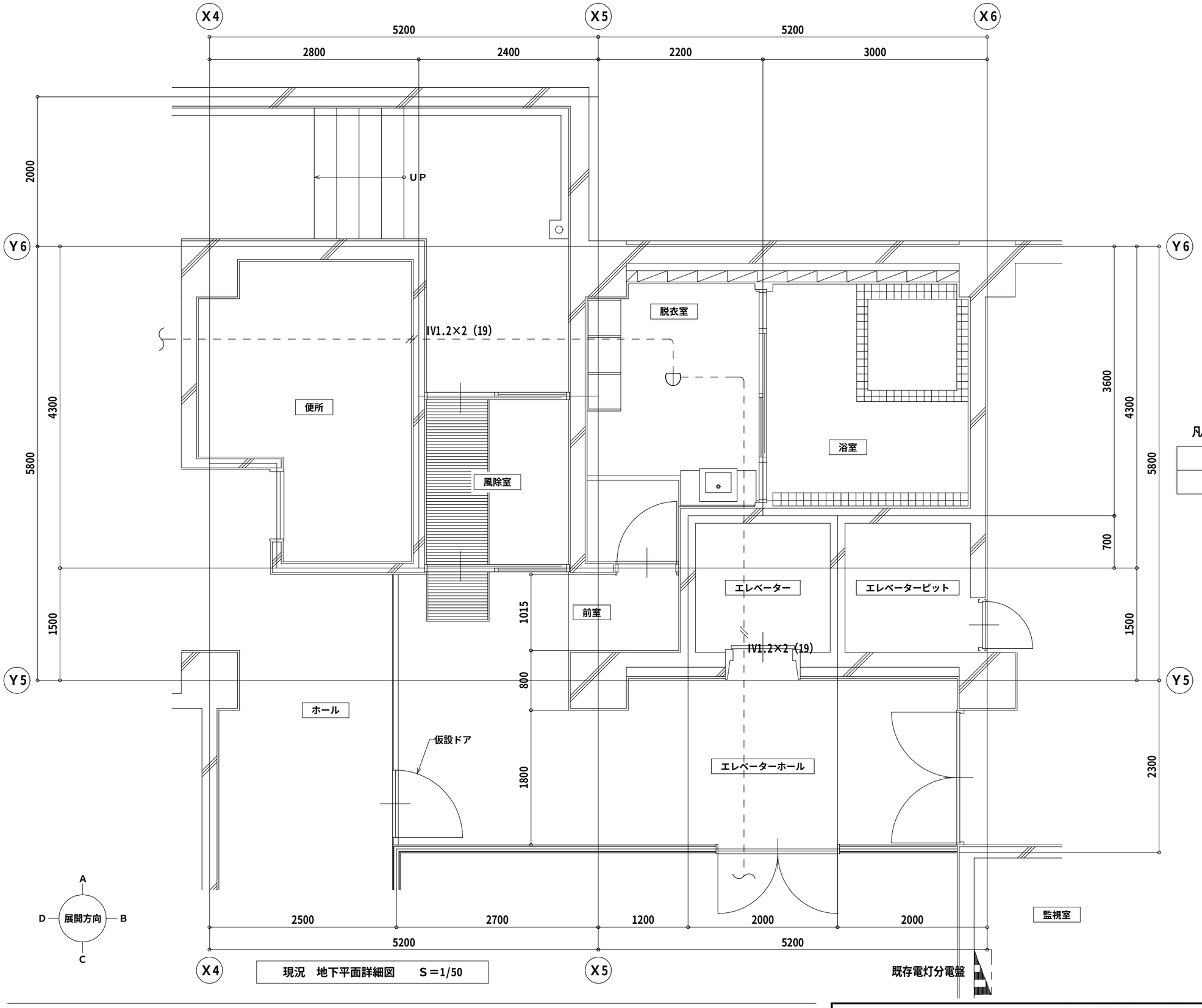

現況　地下平面詳細図　　S＝1/50

凡　例：撤去

記号	名称
◡	定温式スポット形感知器１種　防水形

－注記－

1.既存躯体内、配管・配線は残置とする。

2.－－－－－－　既存再利用と示す。

3.既存配線は再利用とする為、
　壁及び天井撤去の際、端末の養生を行うこと。

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図　　令和 7 年 6 月

KAGA　株式会社　香設計（かせつ）
〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1
TEL 024-924-0005(代)

1級建築士 第 78766 号		1級建築士事務所登録	担当		枚/内
今泉　義明		12(404)0163		現況　地下　S 自動火災報知設備　平面詳細図　S 1/50 S	NO. E－10

章	項　目	特　記　事　項

1 機械設備共通事項

工事項目　（機械設備工事）　　○印を付したもの

	工事項目 ＼ 建物種別及び屋外	1	2	3	4			屋 外
・	1 空気調和設備							
○	2 換気設備							
・	3 排煙設備							
・	4 自動制御設備							
○	5 衛生器具設備							
○	6 給水設備							
○	7 排水設備							
○	8 給湯設備							
○	9 消火設備							
・	10 ガス設備							
・	11 厨房機器設備							
・	12 雨水利用設備							
・	13 浄化槽設備							
・	14 昇降機設備							
○	15 撤去工事							
・	16							
・								

工事項目の分類は、公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（平成30年版）を標準とする。

項　目	特　記　事　項

○ 1 機器等の配置
設計図において機器の配置は、数量及び関係位置のみを示し、正確な位置はさらに打合せを必要とする

○ 2 機　材
本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は同等以上のものとする。　〔県：第1編 1.5.1〕
ただし、同等以上のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。　〔県：第5編 1.1.4〕

○ 3 機材、施工の試験
共通仕様書の各項の試験によるほか、「機械設備工事試験内容一覧表」による。　〔県：第1編 1.5.3〕

○ 4 耐震施工
(1) 耐震施工は、「福島県建築設備耐震・対津波計画指針（福島県土木部制定）」、
及び、「建築設備耐震設計・施工指針（(一財) 日本建築センター）」による。

(2) 本工事施設の耐震安全性の分類は下記による。
・ 特定の施設　（ ・ 甲類1　　・ 甲類2　　・ 乙類1　　・ 乙類2　）
○ 一般の施設　（ その他 ）

(3) 設備機器の設計用標準水平震度（Ks）は、下表による。

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	甲類1,2 及び 乙類1,2		その他	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
耐震クラス	耐震クラスS	耐震クラスA		耐震クラスB
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5		1.0
中間階	1.5	1.0		0.6
1階及び地下階	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)		0.4 (0.6)

注）：（　）内の値は地階および1階（あるいは地表）に設置する水槽の場合に適用する

※ 上層階の定義は次による

建物階数	上層階	建物階数	上層階
2～6階建	最上階	10～12階建	上層3階
7～9階建	上層2階	13階建	上層4階

【重要機器】
・ 高置水槽　　・ 受水槽　　・（　　　）　・（　　　）
・ 空気調和機　・ 厨房機器　・（　　　）　・（　　　）
・ ボイラー　　・ 冷却塔　　・（　　　）　・（　　　）

(4) 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1／2とし、水平地震力と同時に働くものとする

(5) 軽量機器等の耐震施工
上記以外の100kg以下の軽量な機器の据付け、取付けについては、取付下地を入念に施工、確認し、
機器メーカーの指定する方法で確実に取付け、据付けを行い落下等に留意すること。

・ 5 建物導入部の変位吸収
・ 図示の箇所に変位吸収配管を施工する。要領は標準図による。　[標準図-施工4,5,6]
対象配管　・ 給水管　・ 消火管　・ ガス管　・ 排水管　・　（第2編 2.4.1）
施工方法　・ フレキシブルジョイント　・ ボールジョイント　・ スリークッション　・

・ 6 建物EXPJの変位吸収
・ 建築エキスパンジョイント部の配管要領は標準図による。　[標準図-施工7,8]
対象配管　・ 給水管　・ 消火管　・ ガス管　・ 排水管　・　（第2編 2.4.1）
施工方法　・ フレキシブルジョイント　・ ボールジョイント　・

○ 7 工事用電力、水、その他
本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公庁への手続きなどの費用は、受注者の負担とする。

・ 8 埋戻し土
土中埋設配管の埋戻し土　※ 根切り土中の良質土　・（　　　）　（第2編 4.2.1）
配管保護部の埋戻し土　※ 山砂　・（　　　）

○ 9 総合調整
各機器の個別試験後に下記の総合調整を行い、測定表を監督員に提出する。　（第2編 1.3.1～1.3.3）
・ 飲料水の水質の測定　○ 風量調整　○ 水量調整　・
・ 室内外空気の温湿度測定　・ 室内気流及びじんあいの測定　・
・ 騒音の測定　・ 機器の絶縁抵抗測定　・

○ 10 試運転調整
試運転に係る費用は、受注者の負担とする。

・ 11 自動制御装置、現場盤
中央監視制御装置のシステム構成上必要とされる機能は追従すること。

・ 12 運転燃料
納入する　（ 種別　　　ﾘｯﾄﾙ　　　kg ）

・ 13 スリーブ
水密を要する部分には、つば付き鋼管製を使用する。　（第2編 2.2.27）

○ 14 支持金物・固定金具
(1) 屋外機器及び屋外配管に使用する吊り金物、支持金物、固定金物類
○ ステンレス製（SUS304）　・ 溶融亜鉛メッキ（HDZ35以上で配管等の仕様と整合）
(2) 屋外機器のアンカーボルトキャップ（樹脂製）を取り付ける。
(3) 振動を伴う機器の固定金具のナットは、ダブルナットとする。
(4) ピット内等多湿箇所の吊り金物、支持金物、固定金物類
・ 溶融亜鉛めっき　・ 電気亜鉛めっき製　・ ステンレス製

・ 15 金属管の塗装
(1) 下記部位に使用する金属管には塗装を施す。
・ 屋外　・ 居室　・ 機械室　・ 共同溝内
・　・　・

○ 16 あと施工アンカー
アンカーは原則として先付け工法とするが、やむを得ない場合は監督員と協議のうえ、下記のあと施工アンカーを使用する。特に重量物を吊る場合のあと施工アンカーについては、アンカーの選定、鉄筋や電線管等に干渉しないことの事前確認方法、及び作業者について協議すること。
(1) あと施工アンカー　・ 接着系アンカー（有機系）
○ 金属拡張系アンカー（打込式）
(2) 施工前に計画書を作成し、監督員に提出すること。
(3) 施工確認試験（目視検査、接触検査、打音検査）を全数　（ ※ 行う　・ 行わない ）
(4) 引張試験　（ ・ 行う　※ 行わない ）　引張試験本数　（ ※ 抽出　・ 全数 ）
【引張試験対象設備】
・（　　　）　・（　　　）　・（　　　）
・（　　　）　・（　　　）　・（　　　）
引張試験を抽出して行う場合は次による。
① 1日に施工されたものの各径、各仕様ごとを1ロットとし、1ロットに対し3本を行う。
ただし、1日で同一径のものを複数員、複数の場所で施工する場合は、それぞれ行う。
② ロットの合否判定は、ロットの全ての試験箇所が合格と判定された場合に、当該ロットを合格とする。
③ 不合格ロットは、残り全数に対して試験を行う。

・ 17 インサート
床版で断熱材打込み部分は、断熱材用インサートとする。

・ 18 コンクリート貫通・はつり・穿孔
(1) 貫通、はつり又は穿孔する箇所は、事前に金属探知機による鉄筋・埋設物（電線類・配管類）の調査を行うこと。
(2) 金属探知機による調査で判断できなかった場合は、X線内部探査（撮影）等による調査について監督員と協議すること。
(3) 金属探知機及びX線内部探査（撮影）等による調査が困難な場合は、休日等に関係設備を停止し不測の事態を想定した上での施工など、対応方法について監督員と協議の上、施設管理者に報告すること。

・ 19 電動機及び制御盤
(1) 電動機の電源周波数は50Hzとする。
(2) 制御類の仕様は下記のとおりとし、詳細は図面特記による。
・ 受注製作品（県仕様品）　・ 既製品
(3) ヒューズ（温度ヒューズも含む）及び表示灯は種別毎に予備品を納入する。
(4) 水中ポンプ付属ケーブルの最小太さは2.0mm2以上とし、中間接続はしないこと。

・ 20 絶縁継手
図示の箇所に設ける。仕様は標準図による。　[標準図-施工3]

・ 21 配管溶接部の非破壊検査
・ 浸透探傷検査（PT）又は磁粉探傷検査（MT）　・ 放射線透過検査（RT）

2 空気調和設備

・ 1 設計温湿度

	外気条件		室内（調整目標値） 一般系統					
	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)
夏季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%
冬季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%

・ 2 冷暖房の能力
空気熱源ヒートポンプユニット及びパッケージ形空気調和機の温湿度条件はJIS条件による

・ 3 ばい煙濃度計
・ 設ける（電源は、付属制御盤の2次側より取り出すものとし、配管配線とも本工事に含む）　・ 設けない　（第3編 1.1.3）

・ 4 煙道
・ 鋼板厚さは煙道幅300φ以下は3.2mm、300φを超えるものは4.5mmとする。　（第3編 1.1.2）
・ 図示による

・ 5 ダクト工法
低圧ダクトとする。（高圧1及び高圧2の部位は図示による。）　（第3編 2.2.1）

・ 6 長方形ダクト工法
・ アングルフランジ工法
・ コーナーボルト工法（共板フランジ又はスライドオンフランジ）

・ 7 風量測定口
取付け箇所は図示による。取付け面は監督員の指示による。　（第3編 2.2.5.5）

・ 8 チャンバー等
(1) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーには、排水管を設け、最寄りに排水すること
(2) シーリングディフューザー形吹出口には、下記の接続チャンバーを設けること　（第3編 1.14.6）
(a) ネック径がΦ200以下のもの　400×400×250H
(b) ネック径がΦ200をこえるもの　500×500×300H
(3) ブリーズライン形吹出口には、下記の接続チャンバーを設けること
(a) シングル形　200×（L＋100）×300H　(b) ダブル形　250×（L＋100）×300H

・ 9 防煙ダンパー及び防火防煙ダンパー
標準仕様書のよるほか、下記による
(1) 復帰方式　遠隔式（電動式（定格入力は DC24V 0.7A以下））　（第3編 1.15.7～1.15.9）
(2) 復帰動作　順送り

・ 10 弁類
・ JIS又はJV5K　・ JIS又はJV10K
・ ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。

・ 11 防振継手
・ 合成ゴム製　・ ステンレス製ベローズ形　・ 3山樹脂製ベローズ形　（第2編 2.2.8）

・ 12 ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙｼﾞｮｲﾝﾄ
・ 合成ゴム製円筒形　・ ステンレス製ベローズ形　・ 合成ゴム製ベローズ形　（第2編 2.2.9）

・ 13 伸縮管継手
・ ベローズ形　・ スリーブ形　（第2編 2.2.7）

・ 14 温度計
取付部は下記による　温度計は円形指示計（バイメタル式Φ100）とする　（第2編 2.3.2）
・ 熱源機器の冷温水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り）　（第3編 1.14.14）
・ ボイラーの温水管（返り）
・ 空気調和機の冷温水管（送り、返り）及び三方弁装置後の冷温水管（送り、返り）
・ 熱交換器の温水管（送り、返り）
・ 冷温水ヘッダー（送り）及び冷温水ヘッダーの各返り管
・ 空気調和機（パッケージ形を含む）のサプライチャンバー、レタンダクト、外気取入ダクト
及びレタンチャンバー

・ 15 圧力計
取付部は下記による　（第2編 2.3.1）
・ 熱源機器の冷温水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り）
・ 空気調和機の冷温水管（送り、返り）
・ 熱交換器の温水管（送り、返り）
・ 冷温水ヘッダー（送り、返り）

・ 16 瞬間流量計及び測定タッピング（32mmピトー管流量計用）
(1) 熱源機器の冷温水管（送り又は返り）　・ 瞬間流量計　・ タッピング　（第2編 2.3.8）
(2) 熱源機器の冷却水管（送り又は返り）　・ 瞬間流量計　・ タッピング
(3) ボイラー又は熱交換器の温水管（送り又は返り）　・ 瞬間流量計　・ タッピング
(4) 空気調和機の冷温水管（送り又は返り）　・ 瞬間流量計　・ タッピング
(5) 冷温水ヘッダーの各返り管　・ 瞬間流量計　・ タッピング

・ 17 油面制御装置
制御盤には下記の端子を設けること。なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする　（第2編 2.3.5）
・ 給油ポンプ制御　・ 満油警報　・ 遠隔警報　・ 電磁弁制御　・ 返油ポンプ制御　・ 減油警報
・ 漏洩警報　・　・　・　・　・

・ 18 消音内貼り
(1) 施工する場所は、図示したダクト及びチャンバー類とする
(2) 内貼りチャンバー類の寸法表示は、外寸寸法とする

・ 19 ファンコイルユニット
吹出口　・ ユニバーサル形　・　（第3編 1.7.4）
調整弁　・ 流量調整弁　・ 定流量弁　・

・ 20 保温
(1) 機器の保温種別　※ 図示による　・
(2) ダクトの保温種別　※ 図示による　・

・ 21 予備品
・ ファンコイルユニットの付属品　：　・ フィルターは各型番台数の1/2以上　・ 設置台数の100%
・ 自動巻取形エアフィルター用フィルター　：　・ 各1巻　・ 設置台数の100%　・（　　　）
・ 折込形エアフィルター、プレフィルター（アルミ枠付）　：　・ 各サイズ毎の1/2以上　・ 設置台数の100%
・

3 換気設備

・ 1 ダクト
(1) 低圧ダクト　・ コーナーボルト　（ ・ 共板フランジ　・ スライドオンフランジ ）工法　（第3編 2.2.1）
○ アングルフランジ工法
・ スパイラルダクト　・ 塩化ビニル管　・
(2) 高圧ダクト　・　・　・

・ 2 排気フード
排気フードの補強、支持金物、接合材等は、亜鉛鉄板製ダクトの当該事項によるものとし、　（第3編 1.14.8）
材質は下記による
・ ステンレス鋼板（補強共）　・　・
フード囲いは、上記フードと同材質とすること
フードの内部周囲のといには、黄銅製コック又はプラグを取り付けること

・ 3 ダクトの保温
・ 有（ 保温の種別：　※ 図示による　・　）　・ 無　（第2編 3.1.4）

・ 4 他の設備項目の適用
下記のものは、空気調和設備の当該項目を適用する
(1) 風量測定口　(2) チャンバー等　(3) 防煙ダンパー　(4) 消音内貼り　(5) ダクトの吊り及び支持

4 排煙設備

・ 1 ダクト
・ 亜鉛鉄板　・ 普通鋼板（厚 1.6mm以上）　（第3編 2.2.4）

・ 2 排煙口の形式
・ スリット形　・ パネル形　・

・ 3 排煙口開放装置
・ ワイヤー式　・ 電気式（ 遠隔操作機能　・ 要　・ 不要 ）　（第3編 1.15.5）

・ 4 排煙風量測定
建築設備定期検査業務基準書（(一財) 日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる

5 自動制御設備

・ 1 中央監視制御
・ 有（ ・ 本工事　・ 別途 電気設備工事 ）　・ 無

・ 2 計装用配線
屋外・屋内露出の電線は、図面に特記が無ければ金属管配線とする。　（第4編 1.5.1）
天井内隠蔽の配線は、図面に特記が無ければケーブル配線とする。

・ 3 屋内キャビネット
・ 鋼板（厚1.6mm以上）　・ ステンレス鋼板（厚1.2mm以上）　（第4編 1.3.3）

6 衛生器具設備

○ 1 一般事項
機器及び仕様は機器表による　衛生陶器の色は監督員の指示による

・ 2 小便器用節水装置
個別感知フラッシュ方式　（ ・ 小便器一体型　・ 小便器分離型　（ ・ 埋込み　・ 露出 ））　（第5編 1.1.2）

・ 3 大便器
・ 節水Ⅱ形　・ 節水Ⅰ形　・ 一般形　（第5編 1.1.2）

・ 4 大便器便座
・ 普通便座　・ 暖房便座　（第5編 1.1.2）
暖房便座を設置する場合の、付加機能は次による
・ 温水洗浄機能（ 水道直結給水方式とする　加熱方式（ ・ 貯湯式　・ 瞬間式 ））
・ 温風乾燥機能　・ 脱臭機能　・ 擬音機能

○ 5 水栓
・ 一般水栓　※ 節水型水栓　（第5編 1.1.6）

・ 6 自動水栓
(1) 機器表による　(2) 自動水栓の電源供給方法　（ ※ AC100V　・ 電池式　・ 発電式 ）　（第5編 1.1.7）

・ 7 擬音装置
(1) 機器表による　(2) 擬音装置の電源供給方法　（ ※ AC100V　・ 電池式 ）

7 給水設備

・ 1 量水器
(1) 親メーター（ ・ 貸与品　・ 買い取り ）　（ ※ 直読式　・ パルス式 ）
(2) 子メーター（ ・ 貸与品　・ 買い取り ）　（ ※ 直読式　・ パルス式 ）

・ 2 量水器桝
(1) 親メーター用　（ ・ 水道事業者の指定品　・ 標準図 ）　（第5編 1.8.4）
(2) 子メーター用　（ ・ 水道事業者の指定品　・ 標準図 ）

○ 3 弁類
(1) 水道直結部分はJIS又はJV10Kとする。　（第2編 2.2.1）
(2) その他の部分はJIS又はJV5Kとする
ただし、特記部分はJIS又はJV10Kとする。

・ 4 引込納付金等
・ 要（ 別途支出 ）　・ 不要

・ 5 緊急遮断弁
・ 有（ ・ 機械式　・ 電気式 ）　・ 無　（第2編 2.2.22）

○ 6 試験
中水を利用する場合の通水試験は、雑用水系統に着色水を使用して誤接続がないか確認すること　（第2編 2.9.3）

8 排水設備

・ 1 放流納付金等
・ 要　（ ・ 本工事　・ 別途工事 ）　・ 不要

○ 2 洗面器等の排水管
洗面器等に直結する排水管の寸法は器具トラップよりワンサイズアップとする

・ 3 満水試験継手
3階以上にわたる排水立て管には、各階ごとに満水試験継手を取付ける

○ 4 試験
排水管は、満水試験を行い、衛生器具等の取付完了後に通水試験を行うこと　（第2編 2.9.4）

・ 5 屋外排水桝用ふた
・ 屋外プラスチック桝用塩ビふた
県章：※ 無し　・ 入り
おすい、雨水等の標準文字：※ 入り　・ 無し　特殊文字：※ 無し　・ 有り（図示による）
開閉具納品：・ 1個　・（　個）
・ 屋外プラスチック桝用鋳鉄製防護ふた
県章：※ 無し　・ 入り
おすい、雨水等の標準文字：※ 入り　・ 無し　特殊文字：※ 無し　・ 有り（図示による）
耐荷重：※ 図示による
構造：※ 蝶番ロック式、蝶番袋穴式、鎖式の区分は、図示による。
開閉具納品：・ 1個　・（　個）
・ コンクリート桝用鋳鉄製ふた
県章：※ 無し　・ 入り
おすい、雨水等の標準文字：※ 入り　・ 無し　特殊文字：※ 無し　・ 有り（図示による）
耐荷重：※ 図示による
開閉用フック（ハンドル）納品：・ 1組　・ 2組　・（　組）
・ 化粧蓋
※ 無し　・ 有り（仕様、構造等は図示による）
開閉具納品：・ 1組　・（　組）

9 給湯設備

○ 1 弁類
給水設備の当該事項による。　（第2編 2.2.1）

○ 2 保温
保温の種別は、標準仕様書による。　（第2編 3.1.5）

・ 3 その他
貯湯式給湯器のオーバーフローはステンレス管にて最寄りの流しに間接排水すること

10 消火設備

・ 1 屋内消火栓箱
屋内消火栓箱の仕様は以下による　（第5編 1.5.2.2）
・ HB-1A　・ HB-1B　・ HB－1AT　・ HB-1BT　・ HB-2A　・ HB-2B　・ HB-4A　・ HB-4B

・ 2 屋外消火栓箱
・ 鋼板（1.6mm）　・ ステンレス鋼板（1.5mm）　（第5編 1.5.4.2）
屋外消火栓箱の仕様は以下による
・ HB-20　・ HB-21

・ 3 保温
保温が必要な場合は図示による。　（第2編 3.1.5）

11 厨房設備

・ 1 熱調理器の熱源
・ 都市ガス　・ 液化石油ガス　・ 電気　（第5編 1.6.1）

・ 2 厨房機器類
仕様性能等は図示によることとし、機器の寸法は概略寸法とする。　（第5編 1.6.1）

・ 3 転倒防止
熱調理器、高さが1.0mを超える厨房機器は、床または壁に固定する。　（第5編 2.2.6）
厨房機器据付け要領は標準図による。　[標準図-施工75]

12 ガス設備

・ 1 充てん容器
・ 別途工事　（ ・ 50kg×　本　・　kg×　本 ）
・ 本工事　（ ・ 50kg×　本　・　kg×　本 ）

・ 2 集合装置
______本立て　[標準図-施工73]

・ 3 転倒防止等
（ ・(a)　・(b) ）による。また、容器用固定具は鋼製、溶融亜鉛メッキ仕上げとし、　[標準図-施工74]
鎖はステンレス製とする

・ 4 ガスメーター
(1) 親メーター（ ・ 貸与品　・ 買い取り ）（ ※ 直読式　・ パルス式 ）　（第6編 2.1.7）
(2) 子メーター（ ・ 貸与品　・ 買い取り ）（ ※ 直読式　・ パルス式 ）

・ 5 引込負担金等
・ 要（ 別途支出 ）　・ 不要

13 浄化槽設備

・ 1 処理能力
処理対象人員　人
処理水量　m^3/日
流入BOD　mg/L

・ 2 型式
・ ユニット形　・ 現場施工形　（第8編 1.1.1）

・ 3 放流水質性能
BOD　mg/L以下　除去率　%以上　（第8編 1.1.1）

・ 4 水質表の提出（BOD、SS）
完成引渡しの6ヶ月後に放流水質性能等を記入した水質表を提出すること　（第8編 1.1.1）

・ 5 施工標
処理能力、放流水質、処理方式、施工年月日等を記入したSUS製又は銅板製のものを設ける

共通事項

※ 受注者が設計仕様に基づき任意に選定する機器類を設置する場合は、電源工事が本工事・別途工事にかかわらず、設置する機器類に対して電源（電圧、電流、開閉器容量等）や配線容量が適合していることを確認すること。なお、確認は電源工事施工前に行うこと。また、適合していない場合は、監督員と協議を行うこと。
（設計段階における機器類の電源容量等は、想定機器から求めたものであり、受注者が選定する機種によっては、電源容量等の不足が生じる場合があることから、確認を要するものである。）

※ 雷保護設備がある建築物の屋上等に機器類を設置する場合は、雷保護領域内に納まることを確認すること。また、雷保護設備がない建築物でも屋上等に機器類を設置することにより、雷保護設備が必要になる場合があるので、確認すること。確認の結果、雷保護領域内に納まらない場合や新たに雷保護設備が必要になる場合は、監督員と協議すること。

福島県建築関係工事特記仕様書

設計年：令和7年6月

建築士事務所名	株式会社香設計	工事名称	杉妻会館地下1階風呂改修工事　設計図
設計者氏名	今泉義明　印	図面名称	機械設備工事特記仕様書（1）
		図面番号	M－01

14 東日本大震災の復旧・復興事業における積算方法等

・ 1 資材調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。

資材名	規格	調達地域等

・ 2 労働者確保

(1)本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準（福島県土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

当緒費（共通仮設費における仮設建物費）：労働者送迎費・宿泊費・借上費
労務管理費：募集及び解散に要する費用・賃金以外の食事・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

(2)本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額（建築関係工事積算基準に基づき算出した額）における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。
1）共通仮設費に占める、実績変更対象間接費（当緒費）：設計書に積上げ計上された金額
2）現場管理費に占める、実績変更対象間接費（労務管理費）の割合：　　%

(3)受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様 式1）」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(4)受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(5)発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。
なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。

(6)受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

(7)受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

15 施工条件

1 工程関係

※調整 無し
・別途工事との工程調整が必要 有り
調整項目　・資材等の流用　・仮設及び工事用道路等の調整　・建設機械等の調整
・施工順序の調整　・図示による　・その他（　　）

2 施工時期
施工時間
施工方法

※制限 無し
・制限 有り
・制限する工種名（　　）
・施工時期（・土日祝日のみ　・図示による　・その他（　　））
・施工時間（・　　・　時～　時まで　・　　）
・施工方法（　　）

工事を施工しない日
・有（・　年　月　日　・別紙のとおり）
・無
工事を施工しない時間帯
・有（・　：　～　：　・別紙のとおり）
・無

3 他機関との協議

協議が必要な機関名（　　）
協議完了見込み時期（　　）

4 工事用地

・下記以外は図示等による。
(1) 工事車両の駐車場（※構内　・（　　））
(2) 資材置き場（※構内　・（　　））
(3) 建設発生土（埋戻し、盛り土用）の仮置場所（※構内　・（　　））

・仮設ヤード　※無し　・有り（※図示による　・（　　））

5 公害対策

※施工方法の制限 無し
・施工方法の制限 有り
・騒音　・振動　・水質　・粉じん　・排出ガス　・その他（　　）
・施工方法等
・指定工法名（　　）　・別途協議による　・図示による

・事業損失防止に関する調査
・騒音測定　・振動測定　・水質調査　・近隣家屋の事前・事後調査　・地盤沈下測定
・その他（　　）
・調査箇所
・図示による　・別途協議
・調査時期
・図示による　・（　　）

6 安全対策

・近接公共施設等に対する制限
・近接公共施設名等（・鉄道　・電気　・ガス　・水道　・電話　・その他（　　））
・制限を受ける工種（　　）

7 その他

※敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。
※当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。

16 準備期間確保工事・フレックス工事

・ 1 準備期間確保工事

準備期間確保工事における事務処理要領
この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間（○○日間）内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日（工事の始期）を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

・ 2 フレックス工事

フレックス工事試行要領
この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。

○ 3 着工届の提出

着工届は、着工後速やかに提出すること。

○ 4 コリンズの登録

受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。

○ 5 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係

施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第 10 に基づき、提出すること。

○ 6 その他

・準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。（準備期間確保工事）

・工事の始期までの着工猶予期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工猶予期間中に行う準備は受注者の責任により行うものとする。（フレックス工事）

15 施工条件

工事区分
別表－1の記入上の注意：「※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には・を○に変え、※を・に変えること。
また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を・に変えること。」

別表－1　設備工事との工事区分表

工事内容				建築工事	電気設備工事	機械設備工事	その他
機器の基礎	電気関係	配電盤・制御盤の基礎	屋内	※	・		
			屋外	※	・		
			陸上	※	・		
		自家発電機の基礎（アンカーボルトを除く）		※	・		
		テレビアンテナ基礎（アンカーボルトを除く）		※	・		
		避雷針の基礎（アンカーボルトを除く）		※	・		
	機械関係	屋内設備（架台、アンカーボルトを除く）		※		・	
		屋上設備（架台、アンカーボルトを除く）		※		・	
		屋外設備（架台、アンカーボルトを除く）		※		・	
	架台、アンカーボルト			・	※	※	
	特記した基礎			※	・	・	
開口部	梁、床、壁	補強を要するもの		・	※	※	
	貫通スリーブ	補強を要しないもの		・	※	※	
	梁、床、壁	補強を要するもの		※			
	貫通部型枠	補強を要しないもの		※			
	軽量鉄骨下地、壁、	補強を要するもの		※			
	天井ボード張の切込	補強を要しないもの（ｱｳﾄﾚｯﾄﾎﾞｯｸｽは除く）		※			
	埋込形分電盤、	補強を要するもの		・	※	・	
	端子盤等の仮枠	補強を要しないもの		・	※	・	
	上記開口部の補強			※			
	上記開口部の墨出し			※	※	※	
	スリーブの穴埋め（型枠の穴埋めを含む）			・	※	※	
	フリーアクセスフロア用配線器具			※			
点検口	床、壁、天井			※			
外部取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む			※			
湯沸室のフード				※	・	・	
換気扇の取付枠				・	・	・	
流し台	排水トラップ共			※		・	
防油堤	オイルサービスタンクの防油堤		自家発用	※	・		
	タンク基礎		空調用	※		・	
床下水槽のマンホールふた				※			
屋外排水管	雨水			※		・	
	汚水、雑排水					※	
雨水立管（たてどい）				※			
トイレ手すり				※		・	
化粧鏡（衛生器具まわり）				・		※	
はめ込形洗面器用カウンター（前板共）				※		・	
ガスボンベ転倒防止用の鎖						※	
電気配管配線	自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ			※			
	防火扉レリーズ				※		
	電極棒				・	※	
	配線ピット及びぴふた			※	・		
	機器などへの接続（1次側）				※	・	
	機器付属の制御盤以降の2次側の配線配管（接地共）					※	
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線				※		
	自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線				※		
	自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線				※		
	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配管（接地共）				※	・	
	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その渡り配線				・	※	
	個別パッケージの室内機、室外機の渡り配線（接地共）				・	※	
	煙感知器から遠動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線				※		
	小便器用節水装置の制御盤以降の2次側の配管配線				・	※	
ガス漏れ検知器					・	※	
電気錠	電気錠及び通電金具			※	・		
	TENキー及び制御盤			※	・		
エレベーター出入口三方枠（金属製）				※		・	
エレベーター出入口三方枠（石製）				※		・	
シャワーユニット				※		・	
バスユニット				※		・	
洗濯機パン				・		※	
システム天井	ボード・Tバー			※			
	照明ライン設備プレート				※		
	空調ライン設備プレート					※	
消火器ボックス				※			
自動制御設備関連のインバーター装置及び盤					・	・	
自動制御設備関連のインバーター装置（別途、盤に組込む）						・	

福島県建築関係工事特記仕様書

設計年：令和7年6月

建築士事務所名	株式会社香設計	工事名称	杉妻会館地下 1階風呂改修工事　設計図
設計者氏名	今泉義明　印	図面名称	機械設備工事特記仕様書(2)
		図面番号	M－02

17 現場環境改善（快適トイレの設置）	・ 1 内容 ・ 2 設置に要する費用	① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。 (12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】 (1) 洋式(洋風)便座 (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置含む) (3) 臭い逆流防止機能 (4) 容易に開かない施錠機能 (5) 照明設備 (6) 衣類掛け等のフック、又は荷物のおける棚(耐荷重を5kg以上とする) 【付属品として備えるもの(全項目必須)】 (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置) (10) 鏡と手洗器 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品(任意)】 (12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m2以上ではない。幅・奥行き各900mm以上) (13) 擬音装置(機能を含む) (14) 着替え台 (15) 臭気対策機能の多重化 (16) 室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場等) ② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したもの)を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。 ③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。 快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。 月額の支出実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。 ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。	20 熱中症対策	(1)工期・工程等 ・猛暑による作業不能日数	本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。 ⅰ) 作業不能日数:●日間 ⅱ)上記ⅰ)は、環境省が公表する東北地方●●※1(福島)地点における WBGT 値 (気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(令和●年～●年)について、本工事の工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和 63年法律第 91 号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間にWBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したもの5年分を平均したもの。 ⅲ)気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する東北地方●●(福島)地点における WBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下 第一位を四捨五入する。))がⅰ)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。 ※1 下表の観測地点を記入 (参考) 建設事務所管内 / 観測地点 県北 / 茂庭,梁川,福島,鷲倉,二本松 県中 / 船引,郡山,湯本,小野新町,石川 県南 / 白河,東白川 会津若松 / 金山,若松 喜多方 / 桧原,喜多方,西会津,猪苗代 南会津 / 只見,南郷,田島,桧枝岐 相双 / 相馬,飯舘,浪江,川内,広野 いわき / 山田,小名浜		
18 再生資源利用（促進）計画	・ 1 再生資源利用計画書 ・ 2 再生資源利用促進計画書	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。					
19 総合評価方式における技術提案書の確認	1 内容	※総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について 総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。 なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。 確認の方法については、「土木工事共通仕様書 Ⅲ編 2. 様式 第8号様式(確認書)」を用いることとし、監督員へ提出の上確認を受けることを原則とする。 また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。					

福島県建築関係工事特記仕様書		建築士事務所名	株式会社香設計	工事名称	杉妻会館地下 1階風呂改修工事 設計図
	設計年:令和7年6月	設計者氏名	今泉義明 印	図面名称	機械設備工事特記仕様書(3)
				図面番号	M－03

１．給排水・衛生・暖冷房・空調設備

	項目	試験時期：配管途中	試験時期：隠ぺい前	試験時期：埋戻し前	試験時期：配管終了後	試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考
○ 1	給水装置に該当する管	○	○	○	○	水圧試験	1.75ＭＰａ以上	60分	水道事業者の試験圧力の規定がある場合はそれによる。
・ 2	揚水管等のポンプに直結する配管	○	○	○	○	水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍（ただし、最小0.75ＭＰａ）	60分	
・ 3	高置水槽以下の配管	○	○	○	○	水圧試験	静水頭に相当する圧力の2倍（ただし、最小0.75ＭＰａ）	60分	
○ 4	給湯管	○	○	○	○	水圧試験	上記1、2、3に準ずる。	60分	
・ 5	さや管ヘッダー配管	○	○		○	水圧試験	管種：架橋ポリエチレン管 初圧 0.75ＭＰａ 60分後 0.45ＭＰａ以上；管種：ポリブテン管 初圧 0.75ＭＰａ 60分後 0.55ＭＰａ以上〔注〕継手部分の漏水の有無を目視確認する。	60分	60分後に規定の圧力以下の場合は再試験を行う。再試験は、共通仕様書による。
○ 6	排水管（屋外埋設管以外）		○	○	○	満水試験		30分	
						煙試験	刺激性の濃煙　250Ｐａ	15分	
	排水管（屋外埋設管）			○		満水試験		30分	原則、埋戻し前又は最小限の埋戻しで行う。
・ 7	排水ポンプ吐出管				○	水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍（ただし、最小0.75ＭＰａ）	60分	
・ 8	各消火ポンプに連結される消火配管		○	○	○	水圧試験	当該ポンプの締切圧力の1.5倍	60分	
・ 9	各種送水口に連結される消火配管		○	○	○	水圧試験	配管の設計送水圧力の1.5倍又は1.75ＭＰａのいずれか大なる圧力（7と兼用兼用される配管は7又は8のいずれか大なる圧力）	60分	連結送水管送水口等
・ 10	不活性ガス消火配管		○		○	気密試験（空気又は窒素）	貯蔵容器から選択弁までは10.8ＭＰａ 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力（選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまで最高使用圧力）	10分	
・ 11	粉末消火配管				○	気密試験（空気又は窒素）	貯蔵容器から選択弁までは2.5ＭＰａ 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力（選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまで最高使用圧力）	10分	
・ 12	冷温水管、冷却水配管		○		○	水圧試験	最高使用圧力の1.5倍（ただし、最小0.75ＭＰａ）	30分	
・ 13	蒸気配管、高温水管		○	○	○	水圧試験	最高使用圧力の2.0倍（ただし、最小0.2ＭＰａ）	30分	
・ 14	油管	○	○	○	○	空気圧試験	最大常用圧力の1.5倍	30分	
・ 15	冷媒配管		○		○	気密試験（空気又は不燃性ガス）	冷媒ガスの種類：Ｒ２２／Ｒ１３４ａ／Ｒ４０７Ｃ／Ｒ４１０Ａ　気密試験圧力：工事監理指針による 〔注〕(1) 試験に使用するガスは、窒素ガス、炭酸ガス又は乾燥空気とする。 (2) 試験終了後、ガスをパージし、真空乾燥を行う。絶対圧力が−0.1ＭＰａ以下になってからさらに15分以上真空引きし、密閉放置して漏れのないことを確かめる。 (3) 配管に冷媒を充填し、運転開始後にガス検知器を使用して配管の接続部を点検し、冷媒の漏洩のないことを確認する。 (4) 屋内機と屋外機の連絡配線は、施工後、絶縁抵抗試験、動作試験を行う。	外部に発泡液を塗布して漏れのないこと。その後24時間放置して漏れのないこと。	周囲温度変化による圧力変化の補正を行う。
・ 16	住宅用暖房配管				○	水圧試験	住戸内　0.15ＭＰａ（ただし、温水コンセント接続後は0.1ＭＰａ） 住戸内以外　静水頭に相当する圧力の2倍（ただし、最小0.75ＭＰａ）	30分	
○ 17	通水試験				○	通水試験	・給水設備～水栓器具等取付後、各々全開又は作動させ、吐出水が清澄となるまで行う。また、飲料水配管の場合は、末端において、遊離残留塩素濃度が0.2ｐｐｍ検出されるまで消毒を行う。 ・排水設備～衛生器具等取付後、行う。～空調用ドレン管にも適用する。 ・通水試験後、衛生器具等の水量調整を行う。 ・給湯設備～給水設備に準ずる。		
・ 18	水質試験				○	簡易試験（９項目）	塩素イオン、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）、一般細菌並びに大腸菌群、ＰＨ値、臭気、味、色度、濁度		福島県給水施設等条例並びに（各）市町村給水施設等条例
・ 19	ポンプ				据付完了後	水圧試験	最高吐出圧力（運転範囲における最高全揚程＋最高押込み圧力）の1.5倍（ただし、最小0.4ＭＰａ）	3分	給水設備、排水設備、給湯設備、空気調和設備各種ポンプ
・ 20	塩素滅菌装置				据付完了後	動作試験	注入及び停止をそれぞれ手動、自動運転で10回以上行い、異常の有無を検査する。		
・ 21	水槽類				○	満水試験	満水状態で12時間以上放置し、漏水の有無を検査する。飲料用の場合は、次亜塩素酸ソーダ溶液等により消毒を行う。	12時間	

１．給排水・衛生・暖冷房・空調設備

	項目	試験時期：配管途中	試験時期：隠ぺい前	試験時期：埋戻し前	試験時期：配管終了後	試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考
・ 22	鋼製ボイラー				据付完了後	水圧試験	・最高使用圧力が0.42ＭＰａ以下のものは、最高使用圧力の2倍（ただし、最小0.2ＭＰａ） ・最高使用圧力が0.42ＭＰａを超え1.5ＭＰａ以下のものは、最高使用圧力の1.3倍に0.3ＭＰａを加えた圧力 ・最高使用圧力以上の圧力を受けるおそれのない温水ボイラーは、最高使用圧力に0.1ＭＰａを加えた圧力（ただし、最小0.2ＭＰａ）		
・ 23	鋳鉄製ボイラー				据付完了後	水圧試験	・蒸気ボイラーは、0.2ＭＰａ ・温水ボイラーは、最高使用圧力の1.5倍（ただし、最小0.2ＭＰａ） ・セクションは、最高使用圧力が0.2ＭＰａ以下のボイラーは0.4ＭＰａ、最高使用圧力が0.2ＭＰａを超えるボイラーは最高使用圧力の2倍		
・ 24	真空式温水発生機				○	気密試験	窒素ガス又はヘリウムガスによる漏れ試験とし、漏れ量は2.03Pa･mL/sec（大気圧換算値）以下		
・ 25	無圧式温水発生機				○	満水試験		30分	
・ 26	鋳鉄製温水発生機				○	水圧試験	セクションの試験圧は0.6ＭＰａ	10分	
・ 27	温水発生機に組込む熱交換器				○	水圧試験	最高使用圧力に0.1ＭＰａを加えた圧力（ただし、最小0.2ＭＰａ）		
・ 28	冷凍機				○	水圧試験	設計圧力の1.5倍		冷水及び冷却水系路
・ 29	遠心冷凍機				○	気密試験	真空95ｋＰａとし、真空降下は12時間に対して1時間当たり50Ｐａ以下		運転中の低圧部圧力が大気圧以上となる冷媒を使用するものを除く
・ 30	吸収冷凍機 直だき吸収冷温水機 小形直だき吸収冷温水機ユニット				○	気密試験	窒素ガス又はヘリウムガスによる漏れ試験とし、漏れ量は2.03Pa･mL/sec（大気圧換算値）以下		
・ 31	空気調和機の冷水、温水及び蒸気コイル				○	気密及び耐圧試験	空気又は窒素ガス試験とし、試験値は1.0ＭＰａ	10分	
・ 32	ファンコンベクター コンベクター ベースボードヒーター パネルラジエーター				○	気密及び耐圧試験	空気又は窒素ガス試験とし、試験値は最高使用圧力の1.3倍（ただし、最小0.5ＭＰａ）		
・ 33	貯湯タンク 熱交換器 ヘッダー				据付完了後	水圧試験	最高使用圧力の1.5倍に温度補正を行った圧力 Ｐａ＝Ｐ×σｎ／σａ Ｐａ：補正された試験圧力又は気圧試験圧力 Ｐ　：補正前の試験圧力又は気圧試験圧力 σｎ：試験時の温度における材料の許容引張応力 σａ：使用温度における材料の許容引張応力		
・ 34	密閉形隔膜式膨張タンク				据付完了後	水圧又は気密試験	使用圧力の1.3倍以上		
・ 35	地下オイルタンク				据付完了後	水圧試験	70ｋＰａ以上	10分	

２．浄化槽設備

	項目	試験時期：配管途中	試験時期：隠ぺい前	試験時期：埋戻し前	試験時期：配管終了後	試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考
・ 1	槽類				工事完了後	満水試験	満水状態で24時間以上放置し、漏水の有無を検査する。	24時間	
・ 2	汚水管及び汚泥管	○		○		満水試験		30分	
・ 3	ポンプ吐出管			○	○	水圧試験	最小圧力0.75ＭＰａ	60分	
・ 4	消泡管	○		○	○	通水試験			
・ 5	空気管	○	○	○	○	気密試験	最高使用圧力の1.1倍	60分	

３．ガス設備

	項目	試験時期：配管途中	試験時期：隠ぺい前	試験時期：埋戻し前	試験時期：配管終了後	試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考
・ 1	都市ガス	○	○	○	○	気密試験 点火試験	最高使用圧力の1.1倍以上 ガスメーター取付後、管内空気を排出して行う。	供給会社規程	ガス事業法に定める技術基準及びガス供給事業者の供給約款
・ 2	液化石油ガス	○	○	○	○	気密試験	不燃性ガス又は不活性ガスを使用し、高圧側1.56ＭＰａ、低圧側8.4ｋＰａ以上10.0ｋＰａ以下 供給管等の内容積：10L以下 5分／10L～50L 10分／50L超過 24分		
						点火試験	気密試験終了後、管内の空気をガスと入れ替え、指定の圧力に調整された調整器を取付後に行う。		

※水圧・気密・空気圧試験等は、試験中の圧力状態が分かるようにチャート紙に記録することが望ましい。
※本一覧表に記載無き項目は、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」による。

福島県建築関係工事特記仕様書

設計年：令和7年6月

建築士事務所名	株式会社香設計	工事名称	杉妻会館地下 1階風呂改修工事 設計図
設計者氏名	今泉義明　印	図面名称	機械設備工事試験内容一覧表
		図面番号	M−04

改　修

◢ 衛生器具表

名　称	参考型番		仕 様・付 属 品	電気容量			浴室	脱衣室	機械室									合計	備　考
	LIXIL	TOTO		φ	V	W													
シャワー水栓	BF-2142TSD	TMF49BY1	ｾﾙﾌｽﾄｯﾌﾟ付ｼｬﾜｰﾊﾞｽ水栓、ｻｰﾓｽﾀｯﾄ、逆止弁、他標準付属品				3											3	
大口径ﾊﾞｽ水栓	BF-WD405	TMH20-2A20	2ﾊﾝﾄﾞﾙ混合水栓、呼び径20mm、他標準付属品共				1											1	
化粧鏡(防錆)	PF-6464AC	KF-4560A	防錆鏡、取付金物、他標準付属品				3	1										4	
洗面器	DCXO-905SY	MVHF	車いす対応洗面器、床給水・排水、ｼﾝｸﾞﾙﾚﾊﾞｰ混合水栓、他標準付属品					1										1	

◢ 換気機器表

記号	名　称	機 器 仕 様	設置場所	台数	参考型番	備　考
EF-1	排風機（排気）	ストレートシロッコファン 風　　量：1200[m3/h]　　必要静圧：150Pa 電　　源：単相100V　　消費電力：400[W] [付属品]：防振吊金具、防振ダクト吐出口・吸込口 その他標準付属品一式他標準付属品	地階 機械室	1		

■配管凡例

記号	名　称	規　格			
――― - ―――	給水管（上水）	（地中埋設）	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP	JIS K 6742
		（一般、ピット内）	水道用ステンレス鋼鋼管	拡管：SU	JWWA G 115
――――――	汚水管 雑排水管	（地中埋設）	硬質ポリ塩化ビニル管	VU	JIS K 6741
		（床下埋設、ピット内）	硬質ポリ塩化ビニル管	VP	JIS K 6741
		（一般）	排水用耐火二層管		FDP
― ― ―	通気管	（一般）	硬質ポリ塩化ビニル管	VP	JIS K 6741
		（ピット内）	硬質ポリ塩化ビニル管	VP	JIS K 6741
―――|―――	給湯管（往）	（一般、ピット内）	水道用ステンレス鋼鋼管	拡管：SU	JWWA G 115
―――EA――― ―――OA――― ―――RA――― ―――SA―――	排気 外気 還気 給気	（一般）	亜鉛鉄板（I・ロ・XI）・スパイラルダクト（N・ロ・XI）		
		（屋内露出）	亜鉛鉄板（J1・ロ・XI）・スパイラルダクト（01・ロ・XI）		
		（火気使用）	亜鉛鉄板（I・イ・XI）・スパイラルダクト（N・イ・XI）		

KAGA 株式会社 香設計
〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1
TEL 024-924-0005(代)

杉妻会館地下 1階風呂改修工事　設計図					令和 7 年 6 月
1級建築士 第 78766 号	1級建築士事務所登録	担当	改修後　地下浴室　機器器具表	S 1/-	枚/内
今泉 義明	12(404)0163			S	NO. M-05
				S	

改修後

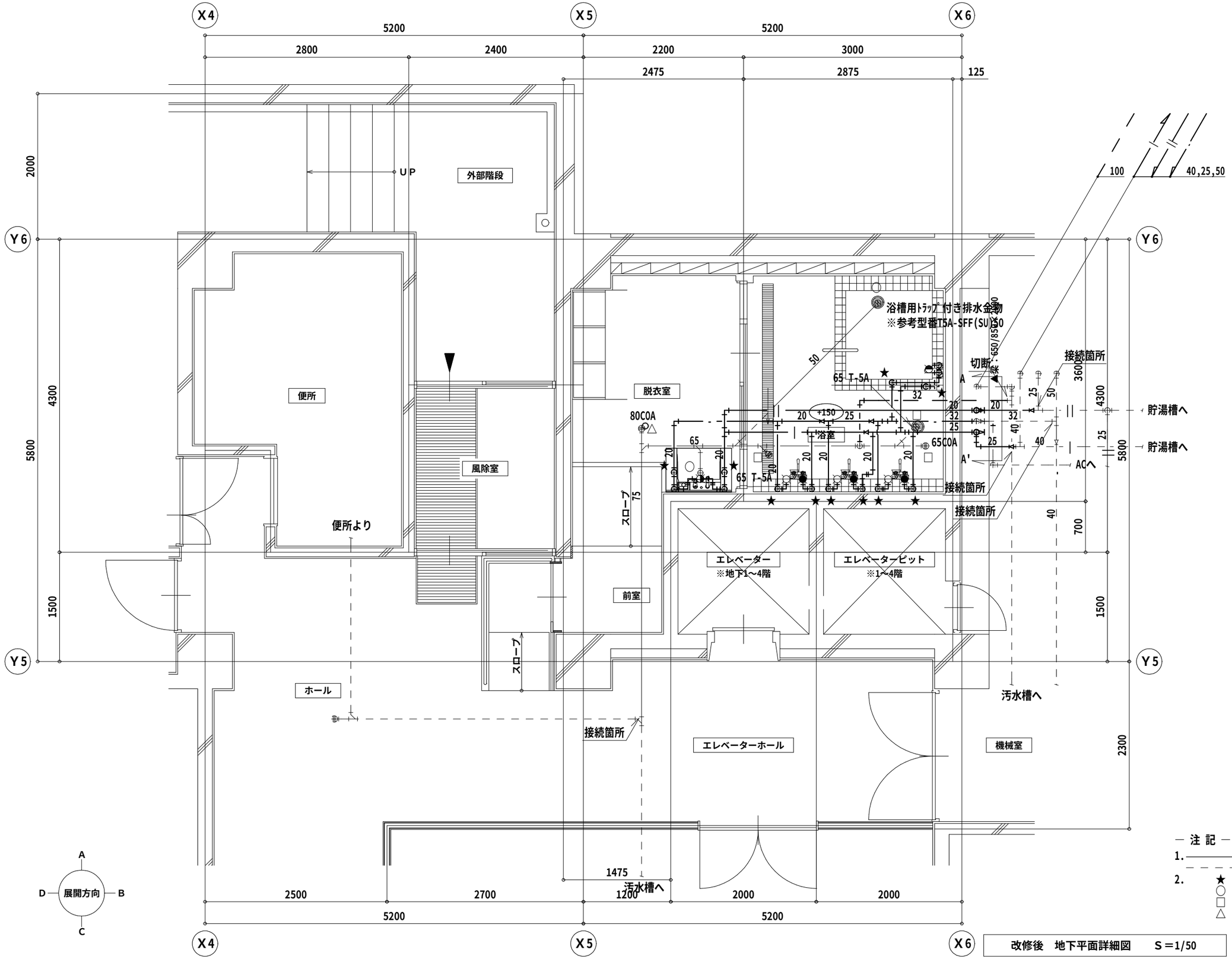

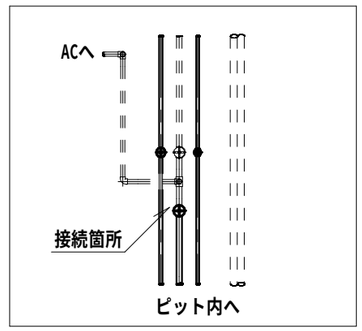

A-A’断面図1/50

― 注 記 ―

1. ―――― 新設
   - - - - - 既存とする。
2. ★ 床機械はつり(32mm)箇所を示す
   ○ 床機械はつり(75mm)箇所を示す
   □ 床機械はつり(88mm)箇所を示す
   △ 床機械はつり(100mm)箇所を示す

改修後　地下平面詳細図　S＝1/50

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図					令和 7 年 6 月	
KAGA 株式会社 香設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号	1級建築士事務所登録	担当	改修後　地下	S	枚/内
	今泉　義明	12(404)0163		給排水衛生設備　平面詳細図	S 1/50	NO. M-06
					S	

改修後

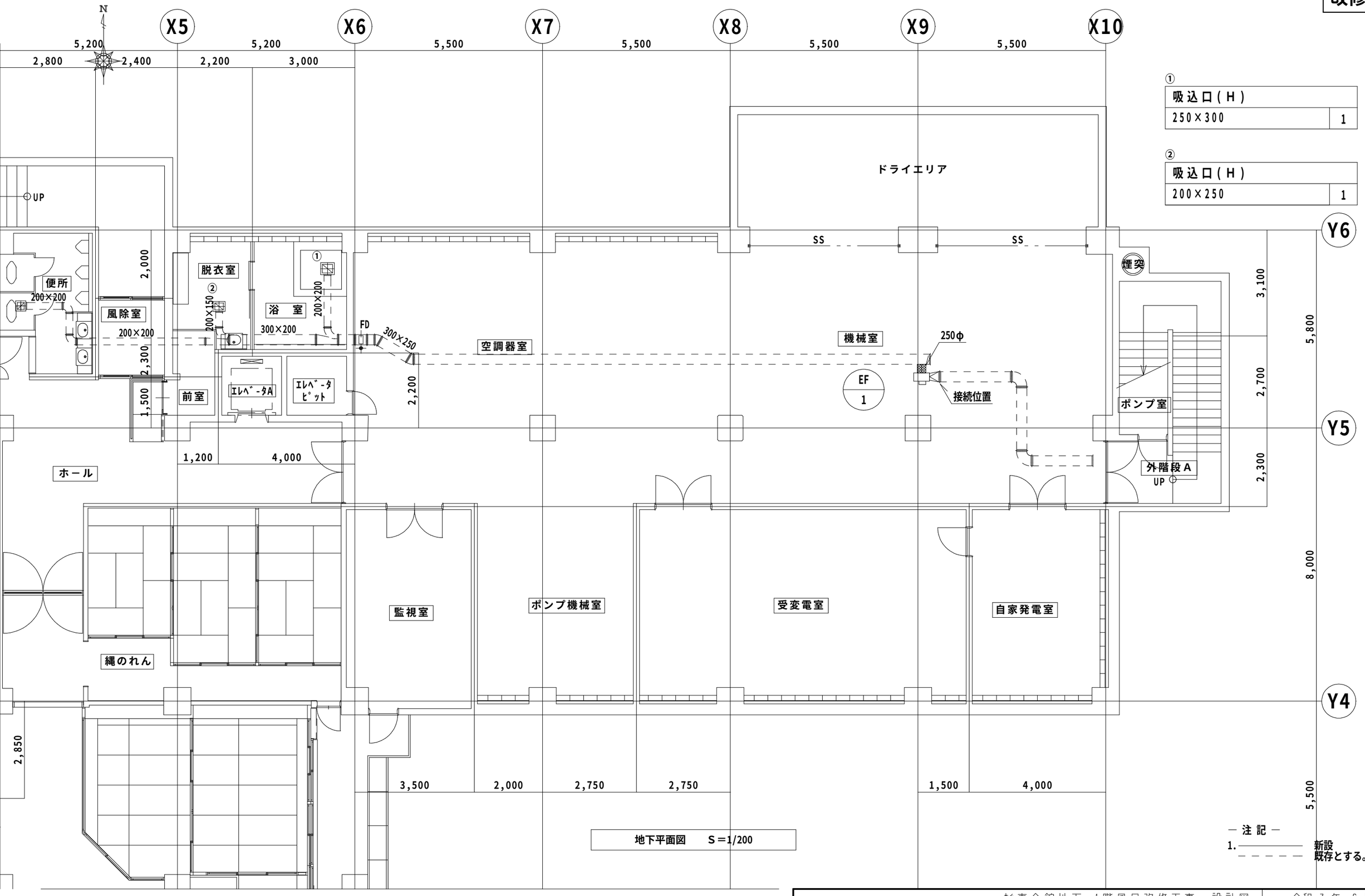

①

吸込口(H)	
250×300	1

②

吸込口(H)	
200×250	1

— 注記 —

1. ———— 新設
　 — — — — 既存とする。

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図					令和 7 年 6 月
KAGA 株式会社 香設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号	1級建築士 事務所登録	担当	改修後　地下	S	枚/内
	今泉 義明	12(404)0163		換気設備　地下平面図	S 1/100	NO. M－07
					S	

改修後

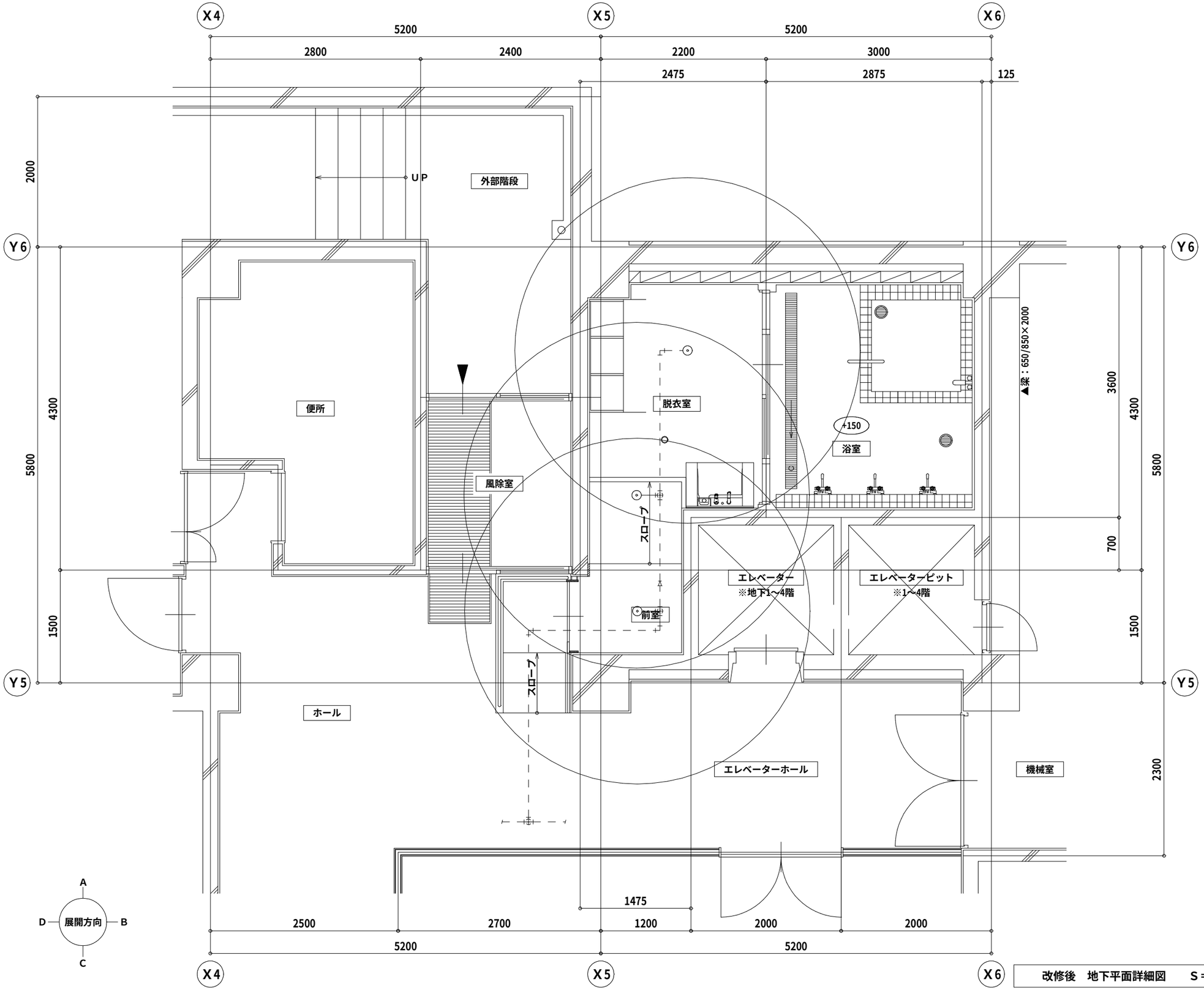

凡例

○　：スプリンクラーヘッド　閉鎖型１種　R=2.6

― 注 記 ―

1. ―――― 新設
　 － － － － 既存とする。

改修後　地下平面詳細図　　S＝1/50

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図						令和 7 年 6 月
KAGA 株式会社 香設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号		1級建築士事務所登録	担当	改修後　地下	S	枚/内
	今泉　義明		12(404)0163		スプリンクラー設備　平面詳細図	S 1/50	NO. M－08
						S	

現　況

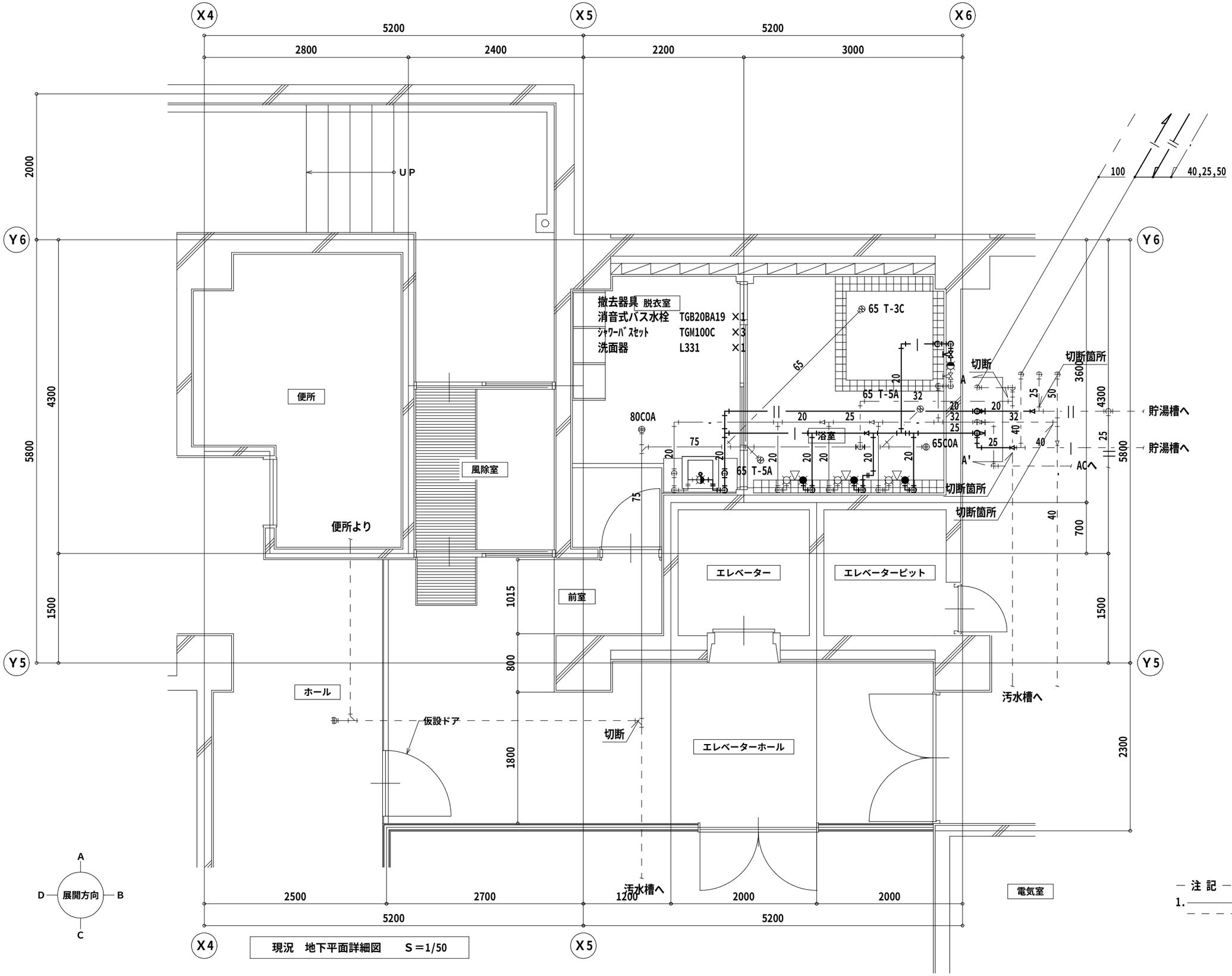

現況　地下平面詳細図　S＝1/50

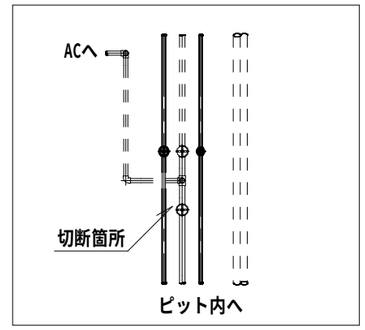

A-A’断面図1/50

— 注 記 —

1. ———— 撤去
　 - - - - - 既存とする。

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図					令和 7 年 6 月
KAGA 株式会社 香設計	1級建築士 第 78766 号	1級建築士事務所登録	担当	現況　地下浴室 S	枚ノ内
〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1	今泉 義明	12(404)0163		給排水衛生設備　平面詳細図 S 1/50	NO.
TEL 024-924-0005(代)				S	M－09

現　況

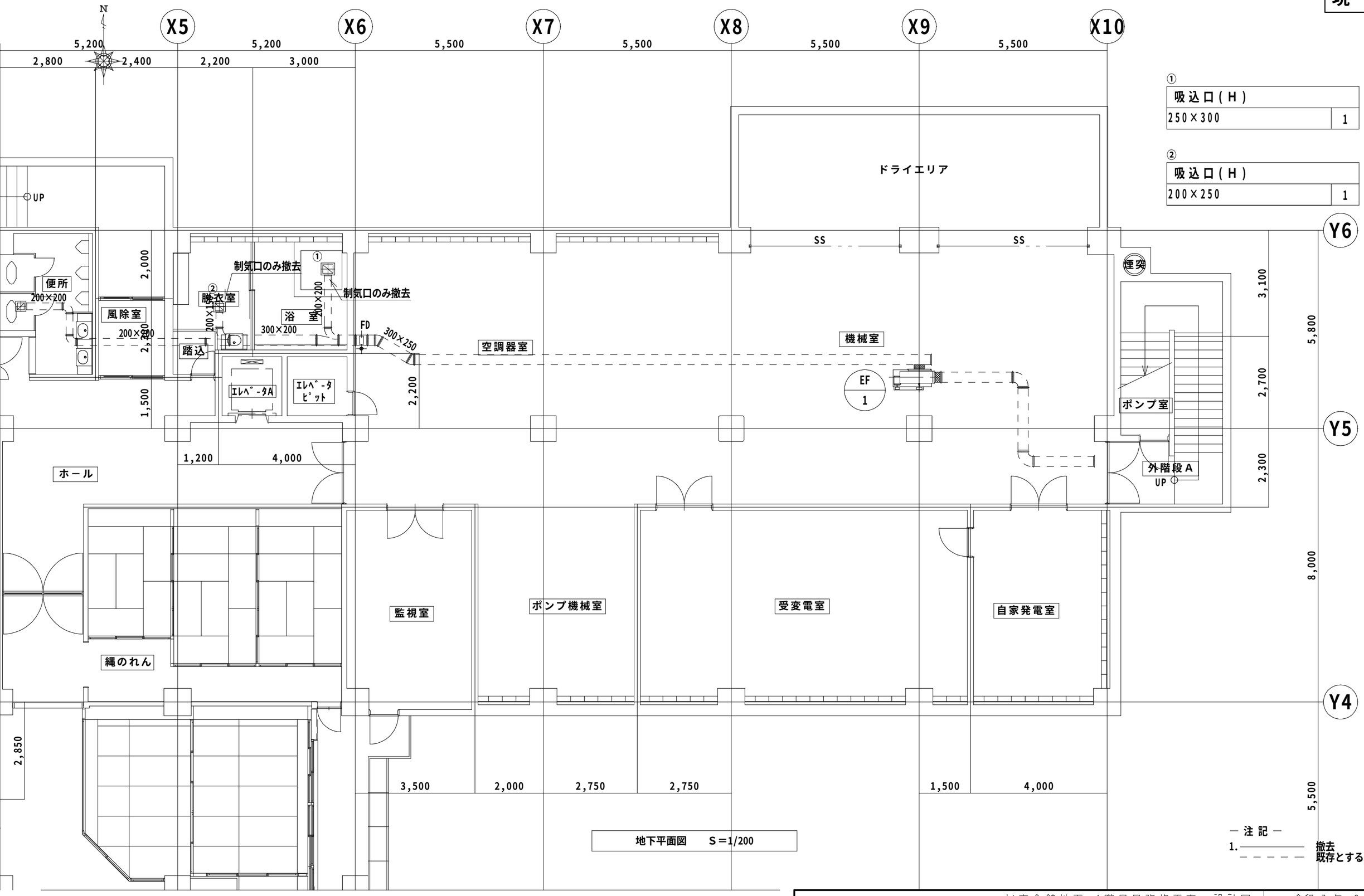

①

吸込口(H)	
250×300	1

②

吸込口(H)	
200×250	1

地下平面図　S＝1/200

— 注 記 —

1. ———— 撤去
　 — — — — 既存とする。

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図					令和 7 年 6 月
KAGA 株式会社 香設計	1級建築士 第 78766 号	1級建築士事務所登録	担当	現況　地下 S	枚/内
〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	今泉 義明	12(404)0163		換気設備　地下1階平面図 S 1/100	NO. M－10
				S	

現　況

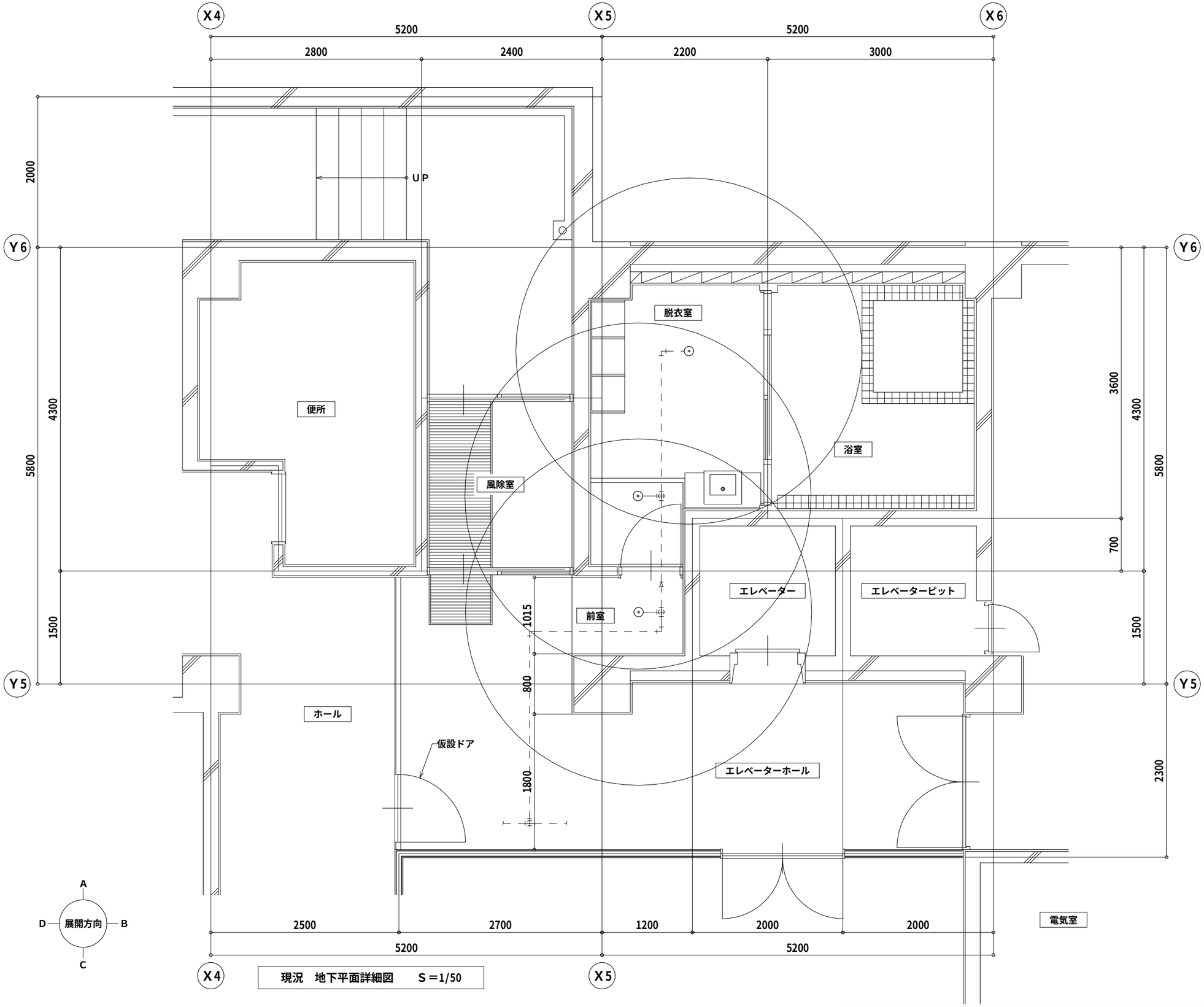

現況　地下平面詳細図　S＝1/50

— 注 記 —

1. ———— 撤去
　 — — — — 既存とする。

杉妻会館地下　1階風呂改修工事　設計図					令和 7 年 6 月
KAGA 株式会社 香設計	1級建築士 第 78766 号	1級建築士 事務所登録	担当	現況　地下 S	枚/内
〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	今泉 義明	12(404)0163		スプリンクラー設備　平面詳細図 S 1/50	NO. M－11
				S	